

平成30年度
「成年後見制度の利用促進検討委員会」報告書

平成31年3月

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

報告書の刊行に当たって

「成年後見制度の利用促進検討委員会」は、成年後見制度における支援体制及び利用実態について調査研究を行い、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度の利用への移行の円滑化につなげる目的で設置され、これまで3回の会議を重ねて、本報告書を取りまとめることができました。

わが国の成年後見制度は、介護保険法の施行を契機として、認知症高齢者など判断能力が不十分な人たちの権利を護り、その自己決定を支える新たな仕組みとしてスタートし、この間、着実に利用者を増やしてきました。

しかし、まだまだ制度が十分に周知され、その利用を必要とする人たちの手に届いているとはいえない状況が続いています。このため、2016年には「成年後見制度の利用促進に関する法律」が制定され、国は基本計画を策定するとともに、市町村も利用促進に関する施策についての基本計画を定めるよう努めることとされたところです。

本委員会は、こうした国及び地方自治体の動向を受け、本県の各市町における市町長申立てや成年後見制度利用支援事業の運用実績などを調査するとともに、法律で定められた市町の計画策定などに向けた動向を調査し、その結果に基づき、本県における成年後見制度のさらなる利用の促進に向けて検討を行ってきました。

ここに、各市町の担当者の皆様のご協力を得て、詳細な実態に関する調査結果がまとまり、また委員会での各委員の積極的な意見交換に基づき提言を取りまとめることができました。

今後は、この調査結果で明らかになった課題や提言内容が各市町の取り組みに生かされ、法律の趣旨に添って、本県における成年後見制度の利用が大きく前進することを心から願っています。

2019年3月

成年後見制度の利用促進検討委員会 委員長

放送大学客員教授 田中耕太郎

目 次

1	平成30年度市町における成年後見制度利用支援状況調査結果	
ア	市町別集計票	
○下関市	・ ・ ・ ・ ・	1
○宇部市	・ ・ ・ ・ ・	3
○山口市	・ ・ ・ ・ ・	5
○萩市	・ ・ ・ ・ ・	9
○防府市	・ ・ ・ ・ ・	11
○下松市	・ ・ ・ ・ ・	13
○岩国市	・ ・ ・ ・ ・	15
○光市	・ ・ ・ ・ ・	17
○長門市	・ ・ ・ ・ ・	19
○柳井市	・ ・ ・ ・ ・	21
○美祢市	・ ・ ・ ・ ・	23
○周南市	・ ・ ・ ・ ・	25
○山陽小野田市	・ ・ ・	27
○周防大島町	・ ・ ・	29
○和木町	・ ・ ・ ・ ・	30
○上関町	・ ・ ・ ・ ・	32
○田布施町	・ ・ ・ ・ ・	34
○平生町	・ ・ ・ ・ ・	35
○阿武町	・ ・ ・ ・ ・	36
イ	項目別集計票	
(1)	成年後見制度利用支援事業実施状況	37
(2)	成年後見制度利用支援事業予算化状況	40
①	申立費用予算化状況	41
②	申立費用予算化状況【類型別】	42
③	後見報酬予算化状況	43
④	後見報酬予算化状況【類型別】	44
⑤	その他(申立費用後見報酬以外の予算化状況)	46
(3)	市町長申立実績	47
①	市町長申立件数	47
②	市町長申立による後見人等受任者の職業種別	48
(4)	助成対象支援実績	51
(5)	後見報酬助成実績	53
(6)	法人後見制度利用支援事業(障害者)について	64
(7)	事業実施上の課題、事業以外の活動等について	65
ウ	特別調査	67
2	成年後見制度利用支援事業担当部署一覧	73
3	平成30年度成年後見制度利用促進基本計画の策定状況調査結果	75
4	考察	101
5	資料編	
ア	各調査票	103
イ	委員名簿	125

(注：調査結果は、各市町の調査票に記入された内容のとおり記載しています。)

平成30年度 市町における成年後見制度利用支援状況調査

〈調査結果〉

調査基点：平成30年4月1日

目的：県内各市町における成年後見制度利用支援事業の現状調査

対象：県内各市町の成年後見制度利用支援事業担当部署

調査方法：質問紙法

郵便による発送（希望される市町のみ電子メールによる配布）

FAXによる回収（希望される市町のみ電子メールでの回答）

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
生活支援部 生活支援班

ア 市町別集計票

【下関市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町 長 対 象 と し て 申 立 て る 者	親族に申立意思がない者	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	市町長申立不可 ※要綱による
申立費用の補助対象	市町長申立に限る ※要綱による	市町長申立に限る ※要綱による
後見報酬の補助対象	市町長申立に限る ※要綱による	市町長申立に限る ※要綱による

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用： 47 件 (高齢者 17 件 障害者 30 件) 後見報酬： 26 件 (高齢者 21 件 障害者 5 件) その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)	
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 10 件 (高齢者 6 件 障害者 4 件) 申立総件数： 97 件 (高齢者 69 件 障害者 28 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで	
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	職業種別等 ①後見人等就任数	
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで	内 弁護士	67 件 28 件
	司法書士	15 件 6 件
	行政書士	9 件 2 件
	社会福祉士	5 件 0 件
	社会福祉協議会	21 件 18 件
	NPO法人	7 件 2 件
	親族(従兄弟、従姉妹)	8 件 0 件
	一般	1 件 0 件
	不明(記録なし含)	1 件 0 件
	不明(記録なし含)	0 件 0 件
【障害者】	②申立後に後見人等就任していない件数	
内 市町長申立後に死亡等	25 件 2 件	
審判確定後に死亡等	2 件 2 件	
取下げ	1 件 0 件	
取下げ	22 件 0 件	
	市長申立件数(①+②)	69 件 28 件
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数： 97 件 (高齢者 59 件 障害者 38 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで	
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし	
新規で後見報酬を助成する件数	予定件数： 3 件 (高齢者 2 件 障害者 1 件)	

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している	
市町全体の予算額	5,671,000 円	
申立費用における予算化状況	【高齢者】 申立費用予算額 510,000 円 件数 15 件 1件あたりの予算額 14,000 円 備考 加えて鑑定手数料については3人分(10万円)	
	【障害者】 申立費用予算額 知的 340,000 円 精神 340,000 円 件数 知的 3 件 精神 3 件 1件あたりの予算額 知的 113,000 円 精神 113,000 円 備考	
後見報酬における予算化状況	【高齢者】 申立費用予算額 3,024,000 円 件数 9 件 1件あたりの予算額 336,000 円 月額 28,000 円 期間 12 か月 備考	
	【障害者】 申立費用予算額 知的 1,008,000 円 精神 336,000 円 件数 知的 3 件 精神 1 件 1件あたりの予算額 336,000 円 月額 28,000 円 期間 12 か月 備考	
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	類型:高齢者 予算額:113,000 円 内訳:成年後見制度啓発パンフレット	
事業実施上の課題等		
事業以外の活動等	事業を行っていない	
支 援 者 に 関 し て	法人後見制度利用	研修会の実施状況 予算額:0 円
	組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:
	活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:
	その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:
	事業委託の検討状況	検討していない
実施上の課題等		

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者10件、障害者5件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	司法書士	H21. 11～H22. 6	103, 129	1	社会福祉士	H25. 7～H26. 7 H26. 8～H27. 6 H27. 7～H28. 3	234, 000 198, 000 162, 000
2	社会福祉協議会	H23. 9～H24. 7	198, 000	2	社会福祉士	H25. 6～H26. 5	216, 000
3	弁護士	H22. 11～H24. 10	432, 000	3	社会福祉士	H28. 11～H29. 10	216, 000
4	社会福祉士	H24. 6～H25. 3 H25. 3～H26. 3 H26. 3～H27. 2 H27. 3～H28. 2 H28. 3～H29. 2	180, 000 216, 000 198, 000 200, 000 116, 000	4	社会福祉士	H25. 9～H26. 8	268, 000
5	司法書士	H25. 3～H26. 2 H26. 2～H27. 2 H27. 2～H27. 12	216, 000 216, 000 180, 000	5	社会福祉士	H25. 9～H26. 8 H26. 9～H27. 8 H27. 9～H28. 8 H28. 9～H29. 8	268, 000 272, 000 247, 000 247, 000
6	弁護士	H26. 6～H26. 8	33, 734	6			
7	社会福祉士	H26. 6～H27. 6 H27. 7～H28. 6	216, 000 216, 000	7			
8	弁護士	H26. 8～H27. 9	364, 000	8			
9	行政書士	H25. 5～H27. 8 H27. 9～H28. 8 H28. 9～H29. 8	200, 000 150, 000 40, 000	9			
10	社会福祉士	H27. 5～H28. 4 H28. 5～H29. 4 H29. 5～H30. 4	216, 000 216, 000 216, 000	10			

【宇部市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問		高齢者	障害者
要綱作成の有無		有	有
を市町 長申立 者として	親族に申立意思がない者	市町長申立可	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市町長申立可	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が 住民票と異なる者	原則として行わないが、市長が老人福祉法に規定する措置権者である者と本市が介護保険の保険者である者は例外と要綱に規定	原則として行わないが、市外の障害者支援施設等に入所している者であって本市が給付の実施主体である者は例外と要綱に規定
申立費用の補助対象		市町長申立に限る ※要綱による	市町長申立に限る ※要綱による
後見報酬の補助対象		市町長申立に限らない	市町長申立に限らない

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った 件数	申立費用： 54 件 (高齢者 49 件 障害者 5 件) 後見報酬： 17 件 (高齢者 8 件 障害者 9 件) その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)																																																			
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 7 件 (高齢者 7 件 障害者 0 件) 申立総件数： 54 件 (高齢者 49 件 障害者 5 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																			
市町長申立による後見人等受任者の内 訳種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業種別等</th> <th>高齢者</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">①後見人等就任数</td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>7 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>18 件</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>行政書士</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>19 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>5 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>NPO法人</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>親族 (従兄弟、従姉妹)</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>不明 (記録なし含)</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td colspan="3">②申立後に後見人等就任していない件数</td> </tr> <tr> <td>市町長申立後に死亡等</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>審判確定後に死亡等</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>取下げ</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市町長申立件数 (①+②)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>49 件</td> <td>5 件</td> </tr> </tbody> </table>	職業種別等	高齢者	障害者	①後見人等就任数			弁護士	7 件	1 件	司法書士	18 件	4 件	行政書士	0 件	0 件	社会福祉士	19 件	0 件	社会福祉協議会	5 件	0 件	NPO法人	0 件	0 件	親族 (従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件	一般	0 件	0 件	不明 (記録なし含)	0 件	0 件	②申立後に後見人等就任していない件数			市町長申立後に死亡等	0 件	0 件	審判確定後に死亡等	0 件	0 件	取下げ	0 件	0 件	市町長申立件数 (①+②)				49 件	5 件
職業種別等	高齢者	障害者																																																		
①後見人等就任数																																																				
弁護士	7 件	1 件																																																		
司法書士	18 件	4 件																																																		
行政書士	0 件	0 件																																																		
社会福祉士	19 件	0 件																																																		
社会福祉協議会	5 件	0 件																																																		
NPO法人	0 件	0 件																																																		
親族 (従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件																																																		
一般	0 件	0 件																																																		
不明 (記録なし含)	0 件	0 件																																																		
②申立後に後見人等就任していない件数																																																				
市町長申立後に死亡等	0 件	0 件																																																		
審判確定後に死亡等	0 件	0 件																																																		
取下げ	0 件	0 件																																																		
市町長申立件数 (①+②)																																																				
	49 件	5 件																																																		
※平成12年度制度開始から平成29年度 末まで																																																				
備考 【高齢者】																																																				
【障害者】																																																				
親族申立意思がなく市町長申立を行っ た件数	申立件数： 49 件 (高齢者 49 件 障害者 5 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																			
市町長申立以外で申立費用の助成を 行った件数	なし																																																			
新規で後見報酬を助成する件数	なし																																																			

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している																													
市町全体の予算額	3,819,000 円																													
申立費用における予算化状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【高齢者】</th> <th colspan="2">【障害者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額</td> <td>287,000 円</td> <td>申立費用予算額</td> <td>220,000 円</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>2 件</td> <td>件数</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額</td> <td>143,500 円</td> <td>1件あたりの予算額</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td>備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【高齢者】		【障害者】		申立費用予算額	287,000 円	申立費用予算額	220,000 円	件数	2 件	件数	2 件	1件あたりの予算額	143,500 円	1件あたりの予算額	110,000 円	備考		備考										
【高齢者】		【障害者】																												
申立費用予算額	287,000 円	申立費用予算額	220,000 円																											
件数	2 件	件数	2 件																											
1件あたりの予算額	143,500 円	1件あたりの予算額	110,000 円																											
備考		備考																												
後見報酬における予算化状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【高齢者】</th> <th colspan="2">【障害者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額</td> <td>2,304,000 円</td> <td>申立費用予算額</td> <td>1,008,000 円</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>9 件</td> <td>件数</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額</td> <td>施設 1,296,000 円 在宅 1,008,000 円</td> <td>1件あたりの予算額</td> <td>336,000 円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>施設 18,000 円 在宅 28,000 円</td> <td>月額</td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>12 か月</td> <td>期間</td> <td>12 か月</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>施設6人分 在宅3人分</td> <td>備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【高齢者】		【障害者】		申立費用予算額	2,304,000 円	申立費用予算額	1,008,000 円	件数	9 件	件数	3 件	1件あたりの予算額	施設 1,296,000 円 在宅 1,008,000 円	1件あたりの予算額	336,000 円	月額	施設 18,000 円 在宅 28,000 円	月額	28,000 円	期間	12 か月	期間	12 か月	備考	施設6人分 在宅3人分	備考		
【高齢者】		【障害者】																												
申立費用予算額	2,304,000 円	申立費用予算額	1,008,000 円																											
件数	9 件	件数	3 件																											
1件あたりの予算額	施設 1,296,000 円 在宅 1,008,000 円	1件あたりの予算額	336,000 円																											
月額	施設 18,000 円 在宅 28,000 円	月額	28,000 円																											
期間	12 か月	期間	12 か月																											
備考	施設6人分 在宅3人分	備考																												
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない																													
事業実施上の課題等																														
事業以外の活動等	事業を行っていない																													
支 援 事 業 （ 障 害 者 ） に 関 し て	法人後見制度利用 研修会の実施状況	予算額:0 円																												
	組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:																												
	活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:																												
	その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:																												
	事業委託の検討状況	検討していない																												
実施上の課題等																														

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者5件、障害者5件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	社会福祉士	H27. 6～H28. 5	222,000	1	社会福祉士 ※「高齢者」に 種別変更	H22. 3～H23. 4	68,000
		H28. 6～H29. 5	216,000			H26. 7～H28. 5	414,000
2	司法書士	H28. 3～H29. 1	198,000	2	司法書士	H24. 10～H27. 2	520,000
		H29. 2～H30. 1	216,000			H27. 3～H28. 3	234,000
3	司法書士	H28. 9～H29. 9	247,000	3	社会福祉士	H28. 5～H29. 5	190,000
						H21. 8～H22. 9	234,000
4	司法書士	H28. 12～H29. 11	185,000	4	司法書士	H21. 8～H22. 9	234,000
5	社会福祉士	H29. 6～H30. 1	174,000	5	弁護士	H25. 2～H27. 11	612,000
						H27. 12～H28. 11	216,000

【山口市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町長対象として 申立費用の補助対象 後見報酬の補助対象	親族に申立意思がない者	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市町長申立可
本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	原則は山口市に住民票を持つものに限るが、他市に住民票を持つものうち、山口市が他市施設に措置をしているものなどについては例外的に市長申立を行う場合もある。	原則は山口市に住民票を持つものに限るが、他市に住民票を持つものうち、山口市が他市施設に措置をしているものなどについては例外的に市長申立を行う場合もある。
申立費用の補助対象	市町長申立に限る	市町長申立に限る
後見報酬の補助対象	市町長申立に限る	市町長申立に限る

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用： 12 件 (高齢者 11 件 障害者 12 件) 後見報酬： 52 件 (高齢者 51 件 障害者 1 件) その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)		
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 12 件 (高齢者 10 件 障害者 2 件) 申立総件数： 127件 (高齢者 115件 障害者 12件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで		
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	職業種別等 ①後見人等就任数 114 件 (高齢者) 12 件 (障害者)		
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで 備考 【高齢者】	弁護士	11 件	3 件
	司法書士	28 件	6 件
	行政書士	0 件	0 件
	社会福祉士	69 件	3 件
	社会福祉協議会	2 件	0 件
	NPO法人	0 件	0 件
	親族(従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件
	一般	3 件	0 件
	不明(記録なし含)	3 件	0 件
	②申立後に後見人等就任していない件数	3 件	0 件
【障害者】	内 市町長申立後に死亡等	2 件	0 件
	審判確定後に死亡等	0 件	0 件
	取下げ	1 件	0 件
	市長申立件数 (①+②)	116 件	12 件
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数： 127件 (高齢者 115件 障害者 12 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで		
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし		
新規で後見報酬を助成する件数	予定件数： 9 件 (高齢者 8 件 障害者 1 件)		

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している	
市町全体の予算額	8,464,000 円	
申立費用における予算化状況	【高齢者】 申立費用予算額 560,000 円 件数 18 件 1件あたりの予算額 備考 (切手・収入印紙 18人分) 110,000円 (鑑定料 6人分) 50,000円×3人 450,000円 100,000円×3人	
	【障害者】 申立費用予算額 944,000 円 件数 5 件 1件あたりの予算額 188,800 円 備考	
後見報酬における予算化状況	【高齢者】 申立費用予算額 5,328,000 円 件数 在宅 3 件 施設 20 件 1件あたりの予算額 在宅 336,000 円 施設 216,000 円 月額 在宅 28,000 円 施設 18,000 円 期間 12 か月 備考	
	【障害者】 申立費用予算額 1,632,000 円 件数 在宅 1 件 施設 6 件 1件あたりの予算額 在宅 336,000 円 施設 216,000 円 月額 在宅 28,000 円 施設 18,000 円 期間 12 か月 備考	
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない	
事業実施上の課題等	現状では申立後、審判が下りるまでに1~2ヶ月、その後登記されて実際に後見人が事務を行えるようになるまでに数週間~1ヶ月ほどの時間を要する。施設入所の等の手続きのために申立を行うケースもあり、所要時間の短縮が課題であると感じている。	
事業以外の活動等	事業を行っていない	
法人 支援事業 について	研修会の実施状況	予算額:0 円
	組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:
	活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:
	その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:
	事業委託の検討状況	検討している
実施上の課題等		

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者51件、障害者1件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	社会福祉士	H17. 1～H18. 3	100,000	1	弁護士	H25. 3～H26. 5	392,000
		H18. 4～H19. 3	50,000			H26. 5～H27. 6	252,000
		H23. 4～H24. 3	216,000			H27. 7～H28. 6	216,000
H28. 7～H29. 6	216,000						
2	社会福祉士	H18. 9～H19. 12	288,000	2			
		H20. 1～H20. 8	144,000				
		H20. 9～H21. 8	216,000				
		H21. 9～H22. 8	216,000				
		H22. 9～H23. 8	216,000				
3	社会福祉士	H19. 4～H20. 3	130,000	3			
4	司法書士	H18. 10～H25. 6	964,370	4			
5	社会福祉士	H19. 5～H20. 3	55,000	5			
		H20. 4～H21. 3	216,000				
		H21. 4～H22. 3	216,000				
		H22. 4～H22. 12	162,000				
6	社会福祉士	H19. 10～H20. 10	216,000	6			
		H21. 11～H22. 1	270,000				
		H22. 2～H22. 12	198,000				
		H23. 1～H25. 1	450,000				
		H25. 2～H26. 1	216,000				
		H26. 2～H26. 11	180,000				
7	社会福祉士	H20. 1～H21. 1	216,000	7			
		H21. 1～H21. 12	216,000				
		H22. 1～H22. 11	198,000				
8	司法書士	H21. 5～H24. 11	840,000	8			
		H24. 11～H26. 1	280,000				
		H29. 2～H29. 4	54,000				
9	社会福祉士	H21. 8～H22. 8	168,000	9			
10	社会福祉士	H22. 2～H23. 3	236,571	10			
11	社会福祉士	H22. 5～H23. 6	234,000	11			
12	司法書士	H23. 5～H23. 12	180,000	12			
13	社会福祉士	H24. 2～H24. 6	80,000	13			
14	社会福祉士	H24. 2～H24. 5	72,000	14			
15	社会福祉士	H23. 12～H24. 3	72,000	15			
		H24. 4～H25. 3	300,000				
		H26. 4～H27. 3	236,000				
16	社会福祉士	H24. 2～H24. 7	108,000	16			

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者51件、障害者1件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
17	社会福祉士	H23.12~H24.12	216,000	17			
		H25.1~H25.12	216,000				
		H26.1~H26.7	126,000				
18	司法書士	H24.4~H26.5	468,000	18			
		H26.5~H27.7	270,000				
		H27.8~H28.6	198,000				
		H28.7~H29.6	216,000				
19	社会福祉士	H25.7~H26.3	162,000	19			
		H26.4~H27.3	216,000				
		H27.4~H27.5	36,000				
20	社会福祉士	H24.8~H24.8	18,000	20			
21	社会福祉士	H24.8~H25.8	216,000	21			
		H25.9~H26.2	108,000				
22	社会福祉士	H24.8~H25.9	252,000	22			
		H25.10~H26.9	216,000				
		H26.10~H27.8	198,000				
		H27.9~H28.9	234,000				
23	社会福祉士	H24.9~H25.10	216,000	23			
24	社会福祉士	H25.2~H26.2	216,000	24			
		H26.3~H27.2	216,000				
25	弁護士→社会福祉士	H25.10~H26.3	120,000	25			
		H26.4~H27.3	216,000				
		H27.4~H28.3	216,000				
		H28.4~H29.3	216,000				
26	社会福祉士	H26.2~H27.1	216,000	26			
		H27.2~H27.6	20,718				
27	社会福祉士	H25.9~H26.3	126,000	27			
		H26.4~H27.3	216,000				
		H27.4~H28.3	216,000				
		H28.4~H28.10	126,000				
28	社会福祉士	H25.9~H26.9	340,000	28			
		H26.10~H27.6	240,000				
29	司法書士	H25.10~H26.10	364,000	29			
		H26.11~H27.10	270,000				
		H27.11~H28.10	250,000				
		H28.11~H29.10	250,000				
30	司法書士	H25.10~H26.10	234,000	30			
		H26.11~H27.10	216,000				
		H27.11~H28.10	216,000				
31	弁護士	H26.2~H27.1	216,000	31			
		H27.2~H28.1	216,000				
32	社会福祉士	H26.7~H27.3	162,000	32			
		H27.4~H28.3	216,000				
		H28.4~H29.3	216,000				
		H29.4~H30.1	216,000				
33	社会福祉士	H26.4~H27.4	234,000	33			
		H27.5~H28.4	216,000				

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者51件、障害者1件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
34	社会福祉士	H27.1~H27.12 H28.1~H28.5	216,000 90,000	34			
35	司法書士	H26.8~H27.6 H27.7~H28.7 H28.8~H29.2	198,000 234,000 126,000	35			
36	社会福祉士	H26.8~H27.9 H27.10~H28.9 H28.10~H29.9	252,000 216,000 216,000	36			
37	社会福祉士	H26.12~H28.1	252,000	37			
38	社会福祉士	H27.2~H28.3 H28.4~H29.2 H29.3~H30.2	252,000 198,000 216,000	38			
39	社会福祉士	H27.3~H28.3	234,000	39			
40	社会福祉士	H27.8~H28.7 H28.8~H29.7 H29.8~H30.3	236,000 216,000 144,000	40			
41	司法書士	H28.5~H28.8	72,000	41			
42	社会福祉士	H27.9~H28.9	234,000	42			
43	司法書士	H28.3~H29.2 H29.2~H30.2	216,000 216,000	43			
44	社会福祉士	H28.4~H29.4	234,000	44			
45	司法書士	H28.8~H29.7	216,000	45			
46	社会福祉士	H28.9~H29.8	216,000	46			
47	弁護士	H28.10~H29.9	216,000	47			
48	司法書士	H28.12~H29.11	216,000	48			
49	司法書士	H28.11~H29.10	216,000	49			
50	社会福祉士	H29.1~H29.12	216,000	50			
51	社会福祉士	H29.9~H30.1	80,000	51			

【萩市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町長対象として		
親族に申立意思がない者	市町長申立可	市町長申立可
生活保護受給者	市町長申立可	市町長申立可
長期入院・施設入所者	市町長申立可	市町長申立可
本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	住民登録地が萩市外にある施設に措置入所させた者については申立実績有	住民登録地が萩市外にある施設に措置入所させた者については申立実績有
申立費用の補助対象	市町長申立に限る ※財源確保が困難	市町長申立に限る ※財源確保が困難
後見報酬の補助対象	市町長申立に限る ※財源確保が困難	市町長申立に限る ※財源確保が困難

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用： 5 件 (高齢者 4 件 障害者 1 件) 後見報酬： 5 件 (高齢者 5 件 障害者 0 件) その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)																																																
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 2 件 (高齢者 1 件 障害者 1 件) 申立総件数： 61 件 (高齢者 51 件 障害者 10 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業種別等</th> <th>高齢者</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①後見人等就任数</td> <td>50 件</td> <td>10 件</td> </tr> <tr> <td>内 弁護士</td> <td>8 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>15 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>行政書士</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>14 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>7 件</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>NPO法人</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>親族(従兄弟、従姉妹)</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>3 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>不明(記録なし含)</td> <td>3 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>②申立後に後見人等就任していない件数</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>内 市町長申立後に死亡等</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>審判確定後に死亡等</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>取下げ</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>市長申立件数(①+②)</td> <td>51 件</td> <td>10 件</td> </tr> </tbody> </table>	職業種別等	高齢者	障害者	①後見人等就任数	50 件	10 件	内 弁護士	8 件	2 件	司法書士	15 件	2 件	行政書士	0 件	0 件	社会福祉士	14 件	2 件	社会福祉協議会	7 件	3 件	NPO法人	0 件	0 件	親族(従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件	一般	3 件	0 件	不明(記録なし含)	3 件	0 件	②申立後に後見人等就任していない件数	1 件	0 件	内 市町長申立後に死亡等	0 件	0 件	審判確定後に死亡等	1 件	0 件	取下げ	0 件	0 件	市長申立件数(①+②)	51 件	10 件
職業種別等	高齢者	障害者																																															
①後見人等就任数	50 件	10 件																																															
内 弁護士	8 件	2 件																																															
司法書士	15 件	2 件																																															
行政書士	0 件	0 件																																															
社会福祉士	14 件	2 件																																															
社会福祉協議会	7 件	3 件																																															
NPO法人	0 件	0 件																																															
親族(従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件																																															
一般	3 件	0 件																																															
不明(記録なし含)	3 件	0 件																																															
②申立後に後見人等就任していない件数	1 件	0 件																																															
内 市町長申立後に死亡等	0 件	0 件																																															
審判確定後に死亡等	1 件	0 件																																															
取下げ	0 件	0 件																																															
市長申立件数(①+②)	51 件	10 件																																															
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																	
備考【高齢者】																																																	
備考【障害者】																																																	
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数： 61 件 (高齢者 51 件 障害者 10 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし																																																
新規で後見報酬を助成する件数	なし																																																

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している														
市町全体の予算額	1,794,000 円														
申立費用における予算化状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【高齢者】</th> <th>【障害者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額 239,000 円</td> <td>申立費用予算額 115,000 円</td> </tr> <tr> <td>件数 6 件</td> <td>件数 1 件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額 39,800 円</td> <td>1件あたりの予算額 115,000 円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>備考</td> </tr> </tbody> </table>	【高齢者】	【障害者】	申立費用予算額 239,000 円	申立費用予算額 115,000 円	件数 6 件	件数 1 件	1件あたりの予算額 39,800 円	1件あたりの予算額 115,000 円	備考	備考				
【高齢者】	【障害者】														
申立費用予算額 239,000 円	申立費用予算額 115,000 円														
件数 6 件	件数 1 件														
1件あたりの予算額 39,800 円	1件あたりの予算額 115,000 円														
備考	備考														
後見報酬における予算化状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【高齢者】</th> <th>【障害者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額 960,000 円</td> <td>申立費用予算額 480,000 円</td> </tr> <tr> <td>件数 4 件</td> <td>件数 2 件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額 240,000 円</td> <td>1件あたりの予算額 240,000 円</td> </tr> <tr> <td>月額 20,000 円</td> <td>月額 20,000 円</td> </tr> <tr> <td>期間 12 か月</td> <td>期間 12 か月</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>備考</td> </tr> </tbody> </table>	【高齢者】	【障害者】	申立費用予算額 960,000 円	申立費用予算額 480,000 円	件数 4 件	件数 2 件	1件あたりの予算額 240,000 円	1件あたりの予算額 240,000 円	月額 20,000 円	月額 20,000 円	期間 12 か月	期間 12 か月	備考	備考
【高齢者】	【障害者】														
申立費用予算額 960,000 円	申立費用予算額 480,000 円														
件数 4 件	件数 2 件														
1件あたりの予算額 240,000 円	1件あたりの予算額 240,000 円														
月額 20,000 円	月額 20,000 円														
期間 12 か月	期間 12 か月														
備考	備考														
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない														
事業実施上の課題等															
事業以外の活動等	事業を行っていない														
法人後見制度利用者(障害者)について															
研修会の実施状況	予算額:0 円														
組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:														
活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:														
その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:														
事業委託の検討状況	検討していない														
実施上の課題等	人材不足等により受入ができる法人がない。														

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者5件、障害者0件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	司法書士	H28. 8～H28. 11	80,000	1			
2	弁護士	H28. 10～H29. 2	100,000	2			
3	司法書士	H28. 11～H29. 6	160,000	3			
4	社会福祉協議会	H29. 2～H29. 11	200,000	4			
5	一般社団法人	H29. 4～H30. 5	260,000	5			

【防府市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者	
要綱作成の有無	有	有	
を市町 長申立 対象者 として	親族に申立意思がない者	市町長申立可	市町長申立可
	生活保護受給者	必要性があり、親族に申立の意思が無い場合、行う。	調査の上、必要性があれば行う
	長期入院・施設入所者	必要性があり、親族に申立の意思が無い場合、行う。	調査の上、必要性があれば行う
	本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	住民票登録自治体と協議の上、行う場合もある	住民票登録自治体と協議の上、行う場合もある
申立費用の補助対象	市町長申立に限る ※要綱で定められているため	市町長申立に限る ※要綱に定めあり	
後見報酬の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用： 41件 (高齢者 39件 障害者 2件) 後見報酬： 49件 (高齢者 45件 障害者 4件) その他： 0件 (高齢者 0件 障害者 0件)																																																						
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 16件 (高齢者 14件 障害者 2件) 申立総件数： 105件 (高齢者 87件 障害者 18件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																						
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業種別等</th> <th>高齢者</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①後見人等就任数</td> <td>82件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>17件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>26件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>行政書士</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>32件</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>6件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>NPO法人</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>親族(従兄弟、従姉妹)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>不明(記録なし含)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>②申立後に後見人等就任していない件数</td> <td>7件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町長申立後に死亡等</td> <td>4件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>審判確定後に死亡等</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>取下げ</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>市長申立件数(①+②)</td> <td>87件</td> <td>18件</td> </tr> </tbody> </table>	職業種別等	高齢者	障害者	①後見人等就任数	82件	18件	内訳			弁護士	17件	3件	司法書士	26件	5件	行政書士	0件	0件	社会福祉士	32件	10件	社会福祉協議会	6件	0件	NPO法人	0件	0件	親族(従兄弟、従姉妹)	0件	0件	一般	0件	0件	不明(記録なし含)	0件	0件	②申立後に後見人等就任していない件数	7件	0件	内訳			市町長申立後に死亡等	4件	0件	審判確定後に死亡等	2件	0件	取下げ	1件	0件	市長申立件数(①+②)	87件	18件
職業種別等	高齢者	障害者																																																					
①後見人等就任数	82件	18件																																																					
内訳																																																							
弁護士	17件	3件																																																					
司法書士	26件	5件																																																					
行政書士	0件	0件																																																					
社会福祉士	32件	10件																																																					
社会福祉協議会	6件	0件																																																					
NPO法人	0件	0件																																																					
親族(従兄弟、従姉妹)	0件	0件																																																					
一般	0件	0件																																																					
不明(記録なし含)	0件	0件																																																					
②申立後に後見人等就任していない件数	7件	0件																																																					
内訳																																																							
市町長申立後に死亡等	4件	0件																																																					
審判確定後に死亡等	2件	0件																																																					
取下げ	1件	0件																																																					
市長申立件数(①+②)	87件	18件																																																					
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																							
備考 【高齢者】 うち一件、後見人2人ついた(弁護士と社会福祉士) ・市長申立手続き中(申立前)の本人死亡は1件あり																																																							
備考 【障害者】																																																							
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数： 90件 (高齢者 81件 障害者 9件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																						
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし																																																						
新規で後見報酬を助成する件数	なし																																																						

III 平成31年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している														
市町全体の予算額	10,297,000円														
申立費用における予算化状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【高齢者】</th> <th>【障害者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額 658,000円</td> <td>申立費用予算額 431,000円</td> </tr> <tr> <td>件数 30件</td> <td>件数 4件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額 6,140円</td> <td>1件あたりの予算額 後見 106,040円 保佐 108,890円</td> </tr> <tr> <td>備考 鑑定書、診断書料が必要なケース 4件</td> <td>備考 後見、保佐2人ずつ</td> </tr> </tbody> </table>	【高齢者】	【障害者】	申立費用予算額 658,000円	申立費用予算額 431,000円	件数 30件	件数 4件	1件あたりの予算額 6,140円	1件あたりの予算額 後見 106,040円 保佐 108,890円	備考 鑑定書、診断書料が必要なケース 4件	備考 後見、保佐2人ずつ				
【高齢者】	【障害者】														
申立費用予算額 658,000円	申立費用予算額 431,000円														
件数 30件	件数 4件														
1件あたりの予算額 6,140円	1件あたりの予算額 後見 106,040円 保佐 108,890円														
備考 鑑定書、診断書料が必要なケース 4件	備考 後見、保佐2人ずつ														
後見報酬における予算化状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【高齢者】</th> <th>【障害者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額 在宅 3,024,000円 施設 5,184,000円</td> <td>申立費用予算額 1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>件数 在宅 9件 施設 24件</td> <td>件数 3件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額 在宅 336,000円 施設 216,000円</td> <td>1件あたりの予算額 336,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 在宅 28,000円 施設 18,000円</td> <td>月額 28,000円</td> </tr> <tr> <td>期間 12か月</td> <td>期間 12か月</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>備考</td> </tr> </tbody> </table>	【高齢者】	【障害者】	申立費用予算額 在宅 3,024,000円 施設 5,184,000円	申立費用予算額 1,000,000円	件数 在宅 9件 施設 24件	件数 3件	1件あたりの予算額 在宅 336,000円 施設 216,000円	1件あたりの予算額 336,000円	月額 在宅 28,000円 施設 18,000円	月額 28,000円	期間 12か月	期間 12か月	備考	備考
【高齢者】	【障害者】														
申立費用予算額 在宅 3,024,000円 施設 5,184,000円	申立費用予算額 1,000,000円														
件数 在宅 9件 施設 24件	件数 3件														
1件あたりの予算額 在宅 336,000円 施設 216,000円	1件あたりの予算額 336,000円														
月額 在宅 28,000円 施設 18,000円	月額 28,000円														
期間 12か月	期間 12か月														
備考	備考														
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない														
事業実施上の課題等															
事業以外の活動等	事業を行っていない														
法人 後見 制度 利用 者 に 関 し て	研修会の実施状況	予算額：0円													
	組織体制の構築	予算額：0円 事業内容：													
	活動の支援状況	予算額：0円 事業内容：													
	その他の活動支援状況	予算額：0円 事業内容：													
	事業委託の検討状況	検討していない													
実施上の課題等															

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者16件、障害者4件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	司法書士	H24. 6～H25. 6	216,000	1	司法書士 ※H25年～「高齢者」 種別へ変更	H21. 8～H22. 7	200,000
		H25. 6～H26. 6	216,000			H22. 8～H23. 9	252,000
		H27. 7～H28. 6	216,000			H23. 10～H24. 11	252,000
		H28. 7～H29. 6	216,000			H24. 12～H25. 11	216,000
			H25. 12～H26. 11			216,000	
			H27. 12～H28. 11			216,000	
			H28. 12～H29. 11	216,000			
2	社会福祉士	H22. 3～H23. 3	336,000	2	司法書士	H26. 8～H28. 7	500,000
		H23. 4～H24. 4	260,000				
		H24. 5～H25. 6	280,000				
		H25. 7～H26. 3	180,000				
		H26. 4～H27. 1	280,000				
		H27. 2～H27. 11	210,000				
		H27. 12～H28. 11	250,000				
		H28. 12～H29. 11	270,000				
3	社会福祉士	H24. 4～H25. 10	324,000	3	社会福祉士	H27. 2～H28. 3	320,000
		H25. 11～H26. 9	198,000				
4	社会福祉士	H22. 3～H23. 2	300,000	4	司法書士	H21. 8～H22. 8	252,000
		H23. 3～H24. 2	336,000				
		H24. 3～H25. 2	336,000				
		H25. 3～H26. 2	336,000				
		H27. 3～H28. 2	300,000				
		H28. 3～H29. 2	270,000				
		H29. 3～H30. 2	270,000				
5	弁護士	H25. 5～H26. 11	480,000	5			
		H26. 12～H27. 11	250,000				
		H27. 12～H28. 12	270,000				
		H29. 1～H29. 12	270,000				
6	司法書士	H26. 6～H27. 6	250,000	6			
		H27. 7～H28. 7	270,000				
7	社会福祉士	H29. 11～H30. 1	36,000	7			
8	社会福祉協議会	H27. 2～H27. 12	198,000	8			
9	弁護士	H26. 12～H27. 12	216,000	9			
10	社会福祉協議会	H26. 2～H28. 2	450,000	10			
		H28. 3～H29. 2	216,000				
		H29. 3～H29. 7	90,000				
11	司法書士	H27. 9～H28. 8	198,000	11			
12	弁護士	H27. 7～H28. 8	234,000	12			
13	社会福祉士	H28. 11～H29. 5	120,000	13			
14	司法書士	H29. 6～H30. 3	180,000	14			
15	司法書士	H20. 12～H21. 12	216,000	15			
16	社会福祉士	H21. 2～H22. 3	117,000	16			

【下松市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町 行町 う長 対申 象立 者て	親族に申立意思がない者 市町長申立可	市町長申立可
	生活保護受給者 市町長申立可	市町長申立可
	長期入院・施設入所者 市町長申立可	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が 住民票と異なる者	住民登録地の自治体と協議の上で対応する。
申立費用の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
後見報酬の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った 件数	申立費用： 26 件 (高齢者 25 件 障害者 1 件) 後見報酬： 6 件 (高齢者 3 件 障害者 3 件) その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)		
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 4 件 (高齢者 4 件 障害者 0 件) 申立総件数： 35 件 (高齢者 26 件 障害者 9 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで		
市町長申立による後見人等受任者の内 訳種別	職業種別等 ①後見人等就任数		
※平成12年度制度開始から平成29年度 末まで	内 弁護士	25 件	8 件
	司法書士	6 件	3 件
	行政書士	1 件	0 件
	社会福祉士	0 件	0 件
	社会福祉協議会	0 件	0 件
	備考 NPO法人	14 件	5 件
	親族(従兄弟、従姉妹)	4 件	0 件
	一般	0 件	0 件
	不明(記録なし含)	0 件	0 件
	②申立後に後見人等就任していない件数	4 件	3 件
【障害者】	内 市町長申立後に死亡等	1 件	2 件
内 審判確定後に死亡等	0 件	0 件	
内 取下げ	3 件	1 件	
	市長申立件数 (①+②)	26 件	9 件
親族申立意思がなく市町長申立を行 った件数	申立件数： 35 件 (高齢者 26 件 障害者 9 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで		
市町長申立以外で申立費用の助成を 行った件数	なし		
新規で後見報酬を助成する件数	予定件数： 4 件 (高齢者 4 件 障害者 0 件)		

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している
市町全体の予算額	2,658,220 円
申立費用における予算化状況	【高齢者】 申立費用予算額 317,820 円 件数 3 件 1件あたりの予算額 105,940 円 備考
	【障害者】 申立費用予算額 108,400 円 件数 1 件 1件あたりの予算額 108,400 円 備考
後見報酬における予算化状況	【高齢者】 申立費用予算額 1,680,000 円 件数 5 件 1件あたりの予算額 336,000 円 月額 28,000 円 期間 12 か月 備考
	【障害者】 申立費用予算額 552,000 円 件数 在宅 1 件 施設 1 件 1件あたりの予算額 在宅 336,000 円 施設 216,000 円 月額 在宅 28,000 円 施設 18,000 円 期間 12 か月 備考
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない
事業実施上の課題等	近年、市長申立て件数が増加傾向にあり、併せて報酬助成を実施するケースも増加しているため、今後対象者が増加した場合の予算の確保が課題になってくると思われる。
事業以外の活動等	事業を行っていない
者)に 支 援 事 業 に 関 し て	法人後見制度利用 研修会の実施状況 予算額:0 円
	組織体制の構築 予算額:0 円 事業内容:
	活動の支援状況 予算額:0 円 事業内容:
	その他の活動支援状況 予算額:0 円 事業内容:
	事業委託の検討状況 検討していない
	実施上の課題等

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者3件、障害者2件）							
【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	社会福祉協議会	H27.6~H28.5	198,000	1	弁護士	H17.12~H19.12	1,075,000
						H19.12~H20.9	360,000
						H20.10~H21.10	510,000
						H21.10~H22.10	470,000
2	社会福祉協議会	H27.6~H28.5	198,000	2	弁護士	H28.5~H29.4	250,000
		H28.6~H29.4	216,000				
3	社会福祉士 ※~H28年度「障害 種別、 H29年度~「高齢者」 種別へ変更	H23.5~H24.4	216,000	3			
		H24.5~H25.4	216,000				
		H25.5~H26.4	216,000				
		H26.5~H27.4	216,000				
		H27.5~H28.4	216,000				
H28.5~H29.4	216,000						

【岩国市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町 長申 立者 として 対象 者	親族に申立意思がない者	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	住民票が当市にある 市外・県外の施設に入所している者で、岩国市が援護市であれば市長申立を行う
申立費用の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
後見報酬の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用： 34 件 (高齢者 25 件 障害者 9 件) 後見報酬： 23 件 (高齢者 10 件 障害者 13 件) その他： 30 件 (高齢者 24 件 障害者 6 件)																																																
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 7 件 (高齢者 7 件 障害者 0 件) 申立総件数： 64 件 (高齢者 55 件 障害者 9 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業種別等</th> <th>高齢者</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①後見人等就任数</td> <td>52 件</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>内 弁護士</td> <td>5 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>9 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>行政書士</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>38 件</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>0 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>NPO法人</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>親族 (従兄弟、従姉妹)</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>不明 (記録なし含)</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>②申立後に後見人等就任していない件数</td> <td>3 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>内 市町長申立後に死亡等</td> <td>2 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>審判確定後に死亡等</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>取下げ</td> <td>1 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>市長申立件数 (①+②)</td> <td>54 件</td> <td>10 件</td> </tr> </tbody> </table>	職業種別等	高齢者	障害者	①後見人等就任数	52 件	9 件	内 弁護士	5 件	1 件	司法書士	9 件	2 件	行政書士	0 件	0 件	社会福祉士	38 件	5 件	社会福祉協議会	0 件	1 件	NPO法人	0 件	0 件	親族 (従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件	一般	0 件	0 件	不明 (記録なし含)	0 件	0 件	②申立後に後見人等就任していない件数	3 件	1 件	内 市町長申立後に死亡等	2 件	0 件	審判確定後に死亡等	0 件	0 件	取下げ	1 件	1 件	市長申立件数 (①+②)	54 件	10 件
職業種別等	高齢者	障害者																																															
①後見人等就任数	52 件	9 件																																															
内 弁護士	5 件	1 件																																															
司法書士	9 件	2 件																																															
行政書士	0 件	0 件																																															
社会福祉士	38 件	5 件																																															
社会福祉協議会	0 件	1 件																																															
NPO法人	0 件	0 件																																															
親族 (従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件																																															
一般	0 件	0 件																																															
不明 (記録なし含)	0 件	0 件																																															
②申立後に後見人等就任していない件数	3 件	1 件																																															
内 市町長申立後に死亡等	2 件	0 件																																															
審判確定後に死亡等	0 件	0 件																																															
取下げ	1 件	1 件																																															
市長申立件数 (①+②)	54 件	10 件																																															
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数： 54 件 (高齢者 46 件 障害者 8 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	申立件数： 1 件 (高齢者 0 件 障害者 1 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																
新規で後見報酬を助成する件数	予定件数： 1 件 (高齢者 1 件 障害者 0 件)																																																

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している																																													
市町全体の予算額	4,923,000 円																																													
申立費用における予算化状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【高齢者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額</td> <td>656,000 円</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>12 件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額</td> <td>48,540 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>85,000 円</td> </tr> <tr> <td>備考 (市長申立)</td> <td>48,540×10件分 (申立費用助成)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>85,000×2件分</td> </tr> </tbody> </table>	【高齢者】		申立費用予算額	656,000 円	件数	12 件	1件あたりの予算額	48,540 円		85,000 円	備考 (市長申立)	48,540×10件分 (申立費用助成)		85,000×2件分	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【障害者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額</td> <td>428,000 円</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額</td> <td>107,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>107,000 円</td> </tr> <tr> <td>備考 (市長申立)</td> <td>104,000×2件分 (申立費用助成)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>107,000×2件分</td> </tr> </tbody> </table>	【障害者】		申立費用予算額	428,000 円	件数	4 件	1件あたりの予算額	107,000 円		107,000 円	備考 (市長申立)	104,000×2件分 (申立費用助成)		107,000×2件分																
【高齢者】																																														
申立費用予算額	656,000 円																																													
件数	12 件																																													
1件あたりの予算額	48,540 円																																													
	85,000 円																																													
備考 (市長申立)	48,540×10件分 (申立費用助成)																																													
	85,000×2件分																																													
【障害者】																																														
申立費用予算額	428,000 円																																													
件数	4 件																																													
1件あたりの予算額	107,000 円																																													
	107,000 円																																													
備考 (市長申立)	104,000×2件分 (申立費用助成)																																													
	107,000×2件分																																													
後見報酬における予算化状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【高齢者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額</td> <td>2,088,000 円</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額</td> <td>336,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>216,000 円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18,000 円</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>12 か月</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【高齢者】		申立費用予算額	2,088,000 円	件数	3 件		5 件	1件あたりの予算額	336,000 円		216,000 円	月額	28,000 円		18,000 円	期間	12 か月	備考		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【障害者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額</td> <td>1,734,000 円</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額</td> <td>216,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>336,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>198,000 円</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>18,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16,500 円</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>12 か月</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【障害者】		申立費用予算額	1,734,000 円	件数	4 件		2 件	1件あたりの予算額	216,000 円		336,000 円		198,000 円	月額	18,000 円		28,000 円		16,500 円	期間	12 か月	備考	
【高齢者】																																														
申立費用予算額	2,088,000 円																																													
件数	3 件																																													
	5 件																																													
1件あたりの予算額	336,000 円																																													
	216,000 円																																													
月額	28,000 円																																													
	18,000 円																																													
期間	12 か月																																													
備考																																														
【障害者】																																														
申立費用予算額	1,734,000 円																																													
件数	4 件																																													
	2 件																																													
1件あたりの予算額	216,000 円																																													
	336,000 円																																													
	198,000 円																																													
月額	18,000 円																																													
	28,000 円																																													
	16,500 円																																													
期間	12 か月																																													
備考																																														
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	類型:高齢者 予算額:37,000 円 内訳:消耗品費・通信運搬費 (調査用)																																													
事業実施上の課題等																																														
事業以外の活動等	事業を行っていない																																													
支 援 事 業 に つ い て	法人後見制度利用	研修会の実施状況	予算額:0 円																																											
		組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:																																											
		活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:																																											
		その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:																																											
		事業委託の検討状況	検討していない																																											
	実施上の課題等																																													

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者14件、障害者5件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	社会福祉士	H19.7~H20.2	126,000	1	司法書士 ※H27年～「弁護士」 種別へ変更	H25.6~H25.8 H25.9~H25.10 H25.10~H27.3	60,000 35,000 293,400
2	司法書士	H20.5~H21.3 H21.4~H22.3 H22.4~H23.3 H23.4~H24.2	165,000 216,000 216,000 198,000	2	社会福祉士	H24.9~H25.12 H25.12~H26.12 H26.12~H27.12 H28.1~H28.12	260,000 234,000 216,000 216,000
3	社会福祉士	H20.11~H21.3 H21.4~H21.11	90,000 144,000	3	弁護士	H26.3~H26.6 H26.6~H27.3 H27.3~H28.3 H28.3~H29.3	72,000 54,000 126,000 54,000
4	社会福祉士	H23.1~H23.3 H23.4~H23.12	41,806 150,288	4	弁護士	H28.9~H29.8	99,000
5	司法書士	H23.4~H24.4 H24.5~H25.3 H25.4~H26.3 H26.4~H27.3 H27.4~H28.3	222,000 198,000 216,000 216,000 216,000	5	司法書士	H28.11~H29.10	240,000
6	社会福祉士	H24.4~H25.3 H25.4~H25.4	82,937 7,000	6			
7	社会福祉士	H25.1~H25.3 H25.3~H26.3 H26.4~H27.3	36,000 226,000 216,000	7			
8	社会福祉士	H24.7~H25.3 H25.4~H25.12	162,000 162,000	8			
9	社会福祉士	H25.12~H26.12	234,000	9			
10	社会福祉士	H25.12~H26.3 H26.4~H27.3 H27.4~H28.3 H28.4~H29.3	63,000 216,000 216,000 216,000	10			
11	司法書士	H25.11~H26.3 H27.2~H28.2	90,000 216,000	11			
12	社会福祉士	H27.3~H28.3 H28.4~H29.3	294,000 321,000	12			
13	社会福祉士	H27.8~H28.3 H28.4~H29.3	144,000 216,000	13			
14	司法書士	H28.6~H29.6	220,200	14			

【光市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町 行町 う長 対申 象立 者て	親族に申立意思がない者 生活保護受給者 長期入院・施設入所者 本人の現在の生活の本拠地が 住民票と異なる者	市町長申立可 市町長申立可 市町長申立可 本市が住民登録地ではないが、本市が介護保険者で ある場合 本市が住民登録地ではないが、本市から介護給 付等の支給決定を受けている場合
申立費用の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
後見報酬の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った 件数	申立費用： 23 件 (高齢者 15 件 障害者 8 件) 後見報酬： 10 件 (高齢者 8 件 障害者 2 件) その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 4 件 (高齢者 4 件 障害者 0 件) 申立総件数： 37 件 (高齢者 25 件 障害者 12 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで
市町長申立による後見人等受任者の内 訳種別	職業種別等 ①後見人等就任数 23 件 13 件
※平成12年度制度開始から平成29年度 末まで 備考 【高齢者】	内 弁護士 4 件 1 件
	司法書士 3 件 1 件
	行政書士 0 件 0 件
	社会福祉士 15 件 9 件
	社会福祉協議会 0 件 0 件
	NPO法人 0 件 0 件
	親族(従兄弟、従姉妹) 1 件 1 件
	一般 0 件 1 件
不明(記録なし含) 0 件 0 件	
【障害者】	②申立後に後見人等就任していない件数 2 件 0 件
	内 市町長申立後に死亡等 1 件 0 件
	審判確定後に死亡等 0 件 0 件
取下げ 1 件 0 件	
	市長申立件数 (①+②) 24 件 12 件
親族申立意思がなく市町長申立を行っ た件数	申立件数： 37 件 (高齢者 25 件 障害者 12 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで
市町長申立以外で申立費用の助成を 行った件数	申立件数： 1 件 (高齢者 1 件 障害者 0 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで
新規で後見報酬を助成する件数	予定件数： 2 件 (高齢者 1 件 障害者 1 件)

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している		
市町全体の予算額	4,199,000 円		
申立費用における予算化状況	【高齢者】 申立費用予算額 685,000 円 件数 6 件 1件あたりの予算額 114,150 円 備考	【障害者】 申立費用予算額 106,000 円 件数 1 件 1件あたりの予算額 106,000 円 備考	
	【高齢者】 申立費用予算額 2,736,000 円 件数 在宅 3 件 施設 8 件 1件あたりの予算額 在宅 336,000 円 施設 216,000 円 月額 在宅 28,000 円 施設 18,000 円 期間 12 か月 備考	【障害者】 申立費用予算額 672,000 円 件数 2 件 1件あたりの予算額 336,000 円 月額 28,000 円 期間 12 か月 備考	
	申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない	
	事業実施上の課題等		
事業以外の活動等	類型:高齢者・障害者 事業名:虐待予防講演会 予算額:61,000 円 事業・活動内容:成年後見制度 の効果的な活用について、普及、啓発		
支 援 事 業 (障 害 者 に つ い て	法人後見制度利用 研修会の実施状況	予算額:0 円	
	組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:	
	活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:	
	その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:	
	事業委託の検討状況	検討していない	
実施上の課題等			

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者8件、障害者2件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	司法書士	H18. 1～H19. 1 H19. 2～H20. 7	240,000 200,000	1	社会福祉士	H22. 8～H24. 2	270,000
2	社会福祉士	H19. 3～H21. 8	310,000	2	社会福祉士	H28. 9～H29. 8	330,000
3	行政書士	H18. 7～H26. 7	1,174,139	3			
4	社会福祉士	H26. 3～H27. 3 H27. 4～H28. 3 H28. 4～H29. 3	130,461 216,000 88,249	4			
5	社会福祉士	H27. 7～H27. 11	52,860	5			
6	司法書士	H27. 10～H28. 9	173,000	6			
7	社会福祉士	H27. 10～H28. 9 H28. 10～H29. 9	106,504 107,764	7			
8	弁護士	H28. 10～H29. 9	99,094	8			

【長門市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者	
要綱作成の有無	有	有	
を市町 行町 長申 立者 対象者	親族に申立意思がない者	市町長申立可	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市町長申立可	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	状況と本人の状態を整理し、実現可能で最も良い方法を検討する	状況と本人の状態を整理し、実現可能で最も良い方法を検討する
申立費用の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	
後見報酬の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用： 2 件 (高齢者 2 件 障害者 0 件) 後見報酬： 4 件 (高齢者 4 件 障害者 0 件) その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)			
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 7 件 (高齢者 6 件 障害者 1 件) 申立総件数： 17 件 (高齢者 15 件 障害者 2 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで			
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	職業種別等	高齢者	障害者	
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで	①後見人等就任数			
	内 訳	弁護士	4 件	1 件
		司法書士	4 件	0 件
		行政書士	0 件	0 件
		社会福祉士	4 件	1 件
		社会福祉協議会	0 件	0 件
		NPO法人	0 件	0 件
		親族(従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件
		一般	1 件	0 件
		不明(記録なし含)	0 件	0 件
②申立後に後見人等就任していない件数				
【障害者】 内 訳	市町長申立後に死亡等	1 件	0 件	
	審判確定後に死亡等	0 件	0 件	
	取下げ	0 件	0 件	
市長申立件数(①+②)		15 件	2 件	
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数： 14 件 (高齢者 12 件 障害者 2 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで			
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし			
新規で後見報酬を助成する件数	予定件数： 1 件 (高齢者 1 件 障害者 0 件)			

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している		
市町全体の予算額	2,462,600 円		
申立費用における予算化状況	【高齢者】	【障害者】	
	申立費用予算額	360,090 円	申立費用予算額 214,600 円
	件数	6 件	件数 2 件
	1件あたりの予算額	60,015 円	1件あたりの予算額 107,300 円
備考		備考	
後見報酬における予算化状況	【高齢者】	【障害者】	
	申立費用予算額	1,200,000 円	申立費用予算額 672,000 円
	件数	1 件 5 件	件数 2 件
	1件あたりの予算額	在宅 336,000 円 施設 216,000 円	1件あたりの予算額 336,000 円
	月額	在宅 28,000 円 施設 18,000 円	月額 28,000 円
	期間	12 か月	期間 12 か月
	備考		備考
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	類型:高齢者 予算額:15,910 円 内訳:市長申立時の書類等の送付のための郵券料		
事業実施上の課題等	家族、障害福祉サービス事業所等の成年後見制度の理解 適切な診断書の作成、精神鑑定実施可能な医療機関の整備 必要性があっても制度の理解が困難であることによる拒否、感情的拒否		
事業以外の活動等	類型:障害者 事業名:成年後見制度普及啓発事業 予算額:51,000 円 事業・活動内容:障害者支援施設や障害福祉サービス事業所における保護者会において講演会及び相談会の開催		
支 援 事 業 (障 害 者)に つ い て	法人後見制度利用	予算額:0 円	
	研修会の実施状況	予算額:0 円 事業内容:	
	組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:	
	活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:	
	その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:	
事業委託の検討状況	検討していない		
実施上の課題等			

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者4件、障害者0件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	弁護士	H25. 8～H26. 7	336,000	1			
2	社会福祉士	H29. 1～H30. 1	280,000	2			
3	社会福祉士	H29. 4～H30. 4	216,000	3			
4	弁護士	H29. 7～H30. 6	216,000	4			

【柳井市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者	
要綱作成の有無	有	有	
を市町 行 う 長 対 申 立 者	親族に申立意思がない者	市町長申立可	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市町長申立可	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	市町長申立不可 ※要綱による	市町長申立不可 ※要綱による
申立費用の補助対象	市町長申立に限る ※要綱及び予算	市町長申立に限る ※要綱及び予算	
後見報酬の補助対象	市町長申立に限る ※要綱及び予算	市町長申立に限る ※要綱及び予算	

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った 件数	申立費用： 18 件 (高齢者 16 件 障害者 2 件)			
	後見報酬： 3 件 (高齢者 2 件 障害者 1 件)			
	その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)			
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 2 件 (高齢者 2 件 障害者 0 件)			
	申立総件数： 19 件 (高齢者 16 件 障害者 3 件)			
	※平成12年度制度開始から平成29年度末まで			
市町長申立による後見人等受任者の内 訳種別	職業種別等	高齢者	障害者	
	①後見人等就任数			
		16 件	3 件	
	内 訳	弁護士	3 件	1 件
		司法書士	5 件	0 件
		行政書士	0 件	0 件
		社会福祉士	8 件	2 件
		社会福祉協議会	0 件	0 件
		NPO法人	0 件	0 件
		親族（従兄弟、従姉妹）	0 件	0 件
		一般	0 件	0 件
	不明（記録なし含）	0 件	0 件	
	②申立後に後見人等就任していない件数			
	0 件	0 件		
【障害者】	内	0 件	0 件	
	市町長申立後に死亡等	0 件	0 件	
	審判確定後に死亡等	0 件	0 件	
取下げ	0 件	0 件		
市長申立件数 (①+②)				
	16 件	3 件		
親族申立意思がなく市町長申立を行った 件数	申立件数： 17 件 (高齢者 16 件 障害者 1 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで			
市町長申立以外で申立費用の助成を 行った件数	なし			
新規で後見報酬を助成する件数	なし			

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している		
市町全体の予算額	1,598,000 円		
申立費用における予算化状況	【高齢者】	【障害者】	
	申立費用予算額	465,000 円	申立費用予算額 120,000 円
	件数	3 件	件数 1 件
	1件あたりの予算額	115,000 円	1件あたりの予算額 120,000 円
	備考	備考	
後見報酬における予算化状況	【高齢者】	【障害者】	
	申立費用予算額	276,000 円	申立費用予算額 840,000 円
	件数	2 件	件数 3 件
	1件あたりの予算額	在宅 168,000 円 施設 108,000 円	1件あたりの予算額 円
	月額	在宅 28,000 円 施設 18,000 円	月額 28,000 円
	期間	6 か月	期間
	備考	備考 2件12か月分 (@672,000) 1件6か月分 (@168,000)	
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	類型:高齢者 予算額:11,000 円 内訳:通信運搬費		
事業実施上の課題等	・ 予算と財源の問題 ・ 財産把握の方法 ・ 担当人員の問題		
事業以外の活動等	事業を行っていない		
援 法 事 業 後 見 制 度 利 用 に 支	研修会の実施状況	予算額:0 円	
	組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:	
	活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:	
	その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:	
	事業委託の検討状況	検討していない	
実施上の課題等	・ 法人後見の担い手不足 ・ 予算的な問題		

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者1件、障害者1件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	社会福祉士	H19.6~H20.7	220,000	1	社会福祉士	H25.1~H26.1	225,000
		H20.8~H20.8	15,000			H26.2~H27.2	234,000
		H27.3~H28.2	216,000				
		H28.3~H29.2	216,000				
		H29.3~H30.5	270,000				

【美祿市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町長対象と申立者	親族に申立意思がない者	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者が対象のため、実態に則して判断する。
	本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	市町長申立不可 ※要綱による
申立費用の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
後見報酬の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用：	6 件	(高齢者 2 件 障害者 4 件)	
	後見報酬：	3 件	(高齢者 2 件 障害者 1 件)	
	その他：	0 件	(高齢者 0 件 障害者 0 件)	
市町長申立件数	平成29年度の申立件数：	4 件	(高齢者 2 件 障害者 2 件)	
	申立総件数：	8 件	(高齢者 5 件 障害者 3 件)	
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで				
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	職業種別等		高齢者	
	①後見人等就任数		障害者	
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで	内訳	弁護士	5 件	3 件
		司法書士	2 件	1 件
		行政書士	1 件	0 件
		社会福祉士	0 件	0 件
		社会福祉協議会	0 件	0 件
		社会福祉協議会	1 件	1 件
		NPO法人	1 件	1 件
		親族(従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件
		一般	0 件	0 件
		不明(記録なし含)	0 件	0 件
②申立後に後見人等就任していない件数		0 件	0 件	
【障害者】	内訳	市町長申立後に死亡等	0 件	0 件
		審判確定後に死亡等	0 件	0 件
		取下げ	0 件	0 件
市長申立件数(①+②)		5 件	3 件	
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数：	4 件	(高齢者 2 件 障害者 2 件)	
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで				
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	申立件数：	1 件	(高齢者 0 件 障害者 1 件)	
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで				
新規で後見報酬を助成する件数	なし			

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している		
市町全体の予算額	1,187,000 円		
申立費用における予算化状況	【高齢者】		【障害者】
	申立費用予算額	134,000 円	申立費用予算額
	件数	4 件	件数
	1件あたりの予算額	33,500 円	1件あたりの予算額
備考			備考
後見報酬における予算化状況	【高齢者】		【障害者】
	申立費用予算額	672,000 円	申立費用予算額
	件数	2 件	件数
	1件あたりの予算額	336,000 円	1件あたりの予算額
	月額	28,000 円	月額
	期間	12 か月	期間
備考			備考
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない		
事業実施上の課題等			
事業以外の活動等	事業を行っていない		
法人後見制度利用者(障害者)について	研修会の実施状況	予算額:0 円	
	組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:	
	活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:	
	その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:	
	事業委託の検討状況	検討していない	
	実施上の課題等		

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者2件、障害者1件）							
【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	社会福祉協議会	H28.6~H29.1	124,000	1	弁護士	H27.7~H27.8 H27.9~H28.9 H28.10~H29.9	34,258 234,000 216,000
2	弁護士	H29.7~H29.8	36,000	2			

【周南市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問		高齢者	障害者
要綱作成の有無		有	有
を市町 長申 立て る者	親族に申立意思がない者	市町長申立可	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市町長申立可	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	住所地特例対象者であって、施設等に入所前の住所地が本市にあった場合及びその他法令の規定により援護を行っている場合は市長申立てを行うこととしている。	住所地特例対象者であって、施設等に入所前の住所地が本市にあった場合及びその他法令の規定により援護を行っている場合は市長申立てを行うこととしている。
申立費用の補助対象		市町長申立に限る ※市長申立て以外は規程なし	市町長申立に限る ※市長申立て以外は規程なし
後見報酬の補助対象		市町長申立に限らない	市町長申立に限らない

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用： 7 件 (高齢者 0 件 障害者 7 件) 後見報酬： 2 件 (高齢者 1 件 障害者 1 件) その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)																																																			
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 6 件 (高齢者 5 件 障害者 1 件) 申立総件数： 49 件 (高齢者 42 件 障害者 7 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																			
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職業種別等</th> <th>高齢者</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①後見人等就任数</td> <td>42 件</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">内 訳</td> <td>弁護士</td> <td>4 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>7 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>行政書士</td> <td>2 件</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>18 件</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>11 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>NPO法人</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>親族(従兄弟、従姉妹)</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②申立後に後見人等就任していない件数</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">【障害者】</td> <td>内 市町長申立後に死亡等</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>内 審判確定後に死亡等</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>内 取下げ</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市長申立件数 (①+②)</td> <td>42 件</td> <td>7 件</td> </tr> </tbody> </table>	職業種別等		高齢者	障害者	①後見人等就任数		42 件	7 件	内 訳	弁護士	4 件	1 件	司法書士	7 件	0 件	行政書士	2 件	1 件	社会福祉士	18 件	3 件	社会福祉協議会	11 件	2 件	NPO法人	0 件	0 件	親族(従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件	一般	0 件	0 件	②申立後に後見人等就任していない件数		0 件	0 件	【障害者】	内 市町長申立後に死亡等	0 件	0 件	内 審判確定後に死亡等	0 件	0 件	内 取下げ	0 件	0 件	市長申立件数 (①+②)		42 件	7 件
職業種別等		高齢者	障害者																																																	
①後見人等就任数		42 件	7 件																																																	
内 訳	弁護士	4 件	1 件																																																	
	司法書士	7 件	0 件																																																	
	行政書士	2 件	1 件																																																	
	社会福祉士	18 件	3 件																																																	
	社会福祉協議会	11 件	2 件																																																	
	NPO法人	0 件	0 件																																																	
	親族(従兄弟、従姉妹)	0 件	0 件																																																	
	一般	0 件	0 件																																																	
②申立後に後見人等就任していない件数		0 件	0 件																																																	
【障害者】	内 市町長申立後に死亡等	0 件	0 件																																																	
	内 審判確定後に死亡等	0 件	0 件																																																	
	内 取下げ	0 件	0 件																																																	
市長申立件数 (①+②)		42 件	7 件																																																	
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数： 44 件 (高齢者 42 件 障害者 2 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																			
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし																																																			
新規で後見報酬を助成する件数	予定件数： 1 件 (高齢者 0 件 障害者 1 件)																																																			

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している		
市町全体の予算額	2,976,880 円		
申立費用における予算化状況	【高齢者】 申立費用予算額	1,084,000 円	
	件数	10 件	
	1件あたりの予算額	108,400 円	
	備考		
後見報酬における予算化状況	【障害者】 申立費用予算額	222,880 円	
	件数	2 件	
	1件あたりの予算額	111,440 円	
	備考		
	【高齢者】 申立費用予算額	1,344,000 円	
	件数	4 件	
1件あたりの予算額	336,000 円		
	月額	28,000 円	
	期間	12 か月	
	備考		
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	類型:高齢者 予算額:158,000 円 内訳: 旅費:114,000 円、消耗品:8,000 円、印刷費:1,000 円、郵便代:35,000 円		
事業実施上の課題等			
事業以外の活動等	事業を行っていない		
支 援 事 業 (障 害 者 に つ い て	法人後見制度利用	研修会の実施状況	予算額:0 円
		組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:
		活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:
		その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:
		事業委託の検討状況	検討していない
	実施上の課題等		

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者1件、障害者1件）							
【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	社会福祉協議会	H28. 1～H28. 4	70,000	1	弁護士	H29. 3～H30. 2	240,000

【山陽小野田市】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町 行町 う長 対象 立て 者	親族に申立意思がない者 生活保護受給者 長期入院・施設入所者 本人の現在の生活の本拠地が 住民票と異なる者	市町長申立可 市町長申立可 市町長申立可 本市から他市区町村に所在する施設等に措置等され ている者は、市長申立てを行なう 本市から他市区町村に所在する施設等に措置等 されている者は、市長申立てを行なう
申立費用の補助対象	市町長申立に限る ※市要綱により定めている	市町長申立に限る ※市要綱により定めている
後見報酬の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った 件数	申立費用： 21件 (高齢者 18件 障害者 3件) 後見報酬： 5件 (高齢者 5件 障害者 0件) その他： 0件 (高齢者 0件 障害者 0件)																																																
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 6件 (高齢者 6件 障害者 0件) 申立総件数： 21件 (高齢者 18件 障害者 3件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																
市町長申立による後見人等受任者の 内訳種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業種別等</th> <th>高齢者</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①後見人等就任数</td> <td>16件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>内 弁護士</td> <td>4件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>5件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>行政書士</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>7件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>NPO法人</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>親族(従兄弟、従姉妹)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>不明(記録なし含)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>②申立後に後見人等就任していない件数</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>内 市町長申立後に死亡等</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>審判確定後に死亡等</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>取下げ</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>市町長申立件数(①+②)</td> <td>18件</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table>	職業種別等	高齢者	障害者	①後見人等就任数	16件	3件	内 弁護士	4件	0件	司法書士	5件	2件	行政書士	0件	0件	社会福祉士	7件	1件	社会福祉協議会	0件	0件	NPO法人	0件	0件	親族(従兄弟、従姉妹)	0件	0件	一般	0件	0件	不明(記録なし含)	0件	0件	②申立後に後見人等就任していない件数	2件	0件	内 市町長申立後に死亡等	2件	0件	審判確定後に死亡等	0件	0件	取下げ	0件	0件	市町長申立件数(①+②)	18件	3件
職業種別等	高齢者	障害者																																															
①後見人等就任数	16件	3件																																															
内 弁護士	4件	0件																																															
司法書士	5件	2件																																															
行政書士	0件	0件																																															
社会福祉士	7件	1件																																															
社会福祉協議会	0件	0件																																															
NPO法人	0件	0件																																															
親族(従兄弟、従姉妹)	0件	0件																																															
一般	0件	0件																																															
不明(記録なし含)	0件	0件																																															
②申立後に後見人等就任していない件数	2件	0件																																															
内 市町長申立後に死亡等	2件	0件																																															
審判確定後に死亡等	0件	0件																																															
取下げ	0件	0件																																															
市町長申立件数(①+②)	18件	3件																																															
※平成12年度制度開始から平成29年 度末まで																																																	
備考 【高齢者】																																																	
【障害者】																																																	
親族申立意思がなく市町長申立を 行った件数	申立件数： 21件 (高齢者 18件 障害者 3件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																
市町長申立以外で申立費用の助成を 行った件数	なし																																																
新規で後見報酬を助成する件数	予定件数： 3件 (高齢者 3件 障害者 0件)																																																

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している														
市町全体の予算額	3,109,030円														
申立費用における予算化状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【高齢者】</th> <th>【障害者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額 140,950円</td> <td>申立費用予算額 112,080円</td> </tr> <tr> <td>件数 5件</td> <td>件数 2件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額 28,190円</td> <td>1件あたりの予算額 56,040円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>備考</td> </tr> </tbody> </table>	【高齢者】	【障害者】	申立費用予算額 140,950円	申立費用予算額 112,080円	件数 5件	件数 2件	1件あたりの予算額 28,190円	1件あたりの予算額 56,040円	備考	備考				
【高齢者】	【障害者】														
申立費用予算額 140,950円	申立費用予算額 112,080円														
件数 5件	件数 2件														
1件あたりの予算額 28,190円	1件あたりの予算額 56,040円														
備考	備考														
後見報酬における予算化状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【高齢者】</th> <th>【障害者】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申立費用予算額 2,520,000円</td> <td>申立費用予算額 336,000円</td> </tr> <tr> <td>件数 10件</td> <td>件数 1件</td> </tr> <tr> <td>1件あたりの予算額 施設 216,000円 在宅 336,000円</td> <td>1件あたりの予算額 336,000円</td> </tr> <tr> <td>月額 施設 18,000円 在宅 28,000円</td> <td>月額 28,000円</td> </tr> <tr> <td>期間 12か月</td> <td>期間 12か月</td> </tr> <tr> <td>備考 施設 7件 在宅 3件</td> <td>備考 在宅1件のみで予算化</td> </tr> </tbody> </table>	【高齢者】	【障害者】	申立費用予算額 2,520,000円	申立費用予算額 336,000円	件数 10件	件数 1件	1件あたりの予算額 施設 216,000円 在宅 336,000円	1件あたりの予算額 336,000円	月額 施設 18,000円 在宅 28,000円	月額 28,000円	期間 12か月	期間 12か月	備考 施設 7件 在宅 3件	備考 在宅1件のみで予算化
【高齢者】	【障害者】														
申立費用予算額 2,520,000円	申立費用予算額 336,000円														
件数 10件	件数 1件														
1件あたりの予算額 施設 216,000円 在宅 336,000円	1件あたりの予算額 336,000円														
月額 施設 18,000円 在宅 28,000円	月額 28,000円														
期間 12か月	期間 12か月														
備考 施設 7件 在宅 3件	備考 在宅1件のみで予算化														
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない														
事業実施上の課題等															
事業以外の活動等	事業を行っていない														
法人 支援 事業 (障 害 者) につ いて	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>研修会の実施状況</td> <td>予算額:0円</td> </tr> <tr> <td>組織体制の構築</td> <td>予算額:0円 事業内容:</td> </tr> <tr> <td>活動の支援状況</td> <td>予算額:0円 事業内容:</td> </tr> <tr> <td>その他の活動支援状況</td> <td>予算額:0円 事業内容:</td> </tr> <tr> <td>事業委託の検討状況</td> <td>検討していない</td> </tr> <tr> <td>実施上の課題等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	研修会の実施状況	予算額:0円	組織体制の構築	予算額:0円 事業内容:	活動の支援状況	予算額:0円 事業内容:	その他の活動支援状況	予算額:0円 事業内容:	事業委託の検討状況	検討していない	実施上の課題等			
研修会の実施状況	予算額:0円														
組織体制の構築	予算額:0円 事業内容:														
活動の支援状況	予算額:0円 事業内容:														
その他の活動支援状況	予算額:0円 事業内容:														
事業委託の検討状況	検討していない														
実施上の課題等															

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者4件、障害者0件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	弁護士	H27. 2～H28. 7	324,000	1			
		H28. 8～H29. 8	234,000				
2	弁護士	H28. 1～H29. 8	360,000	2			
3	司法書士	H29. 7～H29. 9	84,000	3			
4	社会福祉協議会	H28. 4～H29. 6	270,000	4			

【周防大島町】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町長申請対象として		
親族に申立意思がない者	市町長申立可	市町長申立可
生活保護受給者	市町長申立可	市町長申立可
長期入院・施設入所者	市町長申立可	市町長申立可
本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	市町長申立可 ※要綱による	市町長申立可 ※要綱による
申立費用の補助対象	市町長申立に限る ※申立権者の資産状況の把握が困難	市町長申立に限る ※申立権者の資産状況の把握が困難
後見報酬の補助対象	市町長申立に限る ※把握・予算措置ともに困難	市町長申立に限る ※把握・予算措置ともに困難

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用： 5 件 (高齢者 0 件 障害者 5 件) 後見報酬： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件) その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)		
市町長申立件数	なし		
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	職業種別等		
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで	①後見人等就任数	高齢者 0 件 障害者 5 件	
	内 訳	弁護士	0 件 0 件
		司法書士	0 件 2 件
		行政書士	0 件 0 件
		社会福祉士	0 件 2 件
		社会福祉協議会	0 件 0 件
		NPO法人	0 件 0 件
		親族(従兄弟、従姉妹)	0 件 0 件
		一般	0 件 0 件
		不明(記録なし含)	0 件 1 件
【高齢者】	②申立後に後見人等就任していない件数	0 件 0 件	
【障害者】	内 市町長申立後に死亡等	0 件 0 件	
	内 審判確定後に死亡等	0 件 0 件	
	内 取下げ	0 件 0 件	
	市町長申立件数 (①+②)	0 件 5 件	
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 5 件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで		
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし		
新規で後見報酬を助成する件数	なし		

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している			
市町全体の予算額	562,000 円			
申立費用における予算化状況	【高齢者】	【障害者】		
	申立費用予算額	114,000 円	申立費用予算額	112,000 円
	件数	1 件	件数	1 件
	1件あたりの予算額	114,000 円	1件あたりの予算額	112,000 円
	備考		備考	
後見報酬における予算化状況	【高齢者】	【障害者】		
	申立費用予算額	336,000 円	申立費用予算額	0 円
	件数	1 件	件数	0 件
	1件あたりの予算額	336,000 円	1件あたりの予算額	0 円
	月額	28,000 円	月額	0 円
	期間	12 か月	期間	0 か月
	備考		備考	
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない			
事業実施上の課題等				
事業以外の活動等	事業を行っていない			
支援事業(障害者)について	法人後見制度利用	研修会の実施状況	予算額:0 円	
		組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:	
		活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:	
		その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:	
		事業委託の検討状況	検討していない	
		実施上の課題等	① 過疎地域であり後見用務を行える法人等が存在しない。(断られる) ② 過疎地域であり育成する団体がいない	

【和木町】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町長対象として 市町長申立者	親族に申立意思がない者	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	市町長申立不可 ※要綱による
申立費用の補助対象	市町長申立に限る ※申立権者の資産状況の把握が困難	市町長申立に限る ※申立権者の資産状況の把握が困難
後見報酬の補助対象	市町長申立に限る ※把握・予算措置ともに困難	市町長申立に限る ※把握・予算措置ともに困難

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	<table border="0"> <tr> <td>申立費用：</td> <td>3件</td> <td>(高齢者 1件 障害者 2件)</td> </tr> <tr> <td>後見報酬：</td> <td>2件</td> <td>(高齢者 1件 障害者 1件)</td> </tr> <tr> <td>その他：</td> <td>0件</td> <td>(高齢者 0件 障害者 0件)</td> </tr> </table>	申立費用：	3件	(高齢者 1件 障害者 2件)	後見報酬：	2件	(高齢者 1件 障害者 1件)	その他：	0件	(高齢者 0件 障害者 0件)																																										
申立費用：	3件	(高齢者 1件 障害者 2件)																																																		
後見報酬：	2件	(高齢者 1件 障害者 1件)																																																		
その他：	0件	(高齢者 0件 障害者 0件)																																																		
市町長申立件数	なし																																																			
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業種別等</th> <th>高齢者</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①後見人等就任数</td> <td>1件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">内訳</td> <td>弁護士</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>行政書士</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>0件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>NPO法人</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>親族(従兄弟、従姉妹)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>不明(記録なし含)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>②申立後に後見人等就任していない件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">【障害者】</td> <td>内 市町長申立後に死亡等</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>内 審判確定後に死亡等</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>内 取下げ</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長申立件数(①+②)</td> <td>1件</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table>	職業種別等	高齢者	障害者	①後見人等就任数	1件	2件	内訳	弁護士	0件	0件	司法書士	0件	0件	行政書士	0件	0件	社会福祉士	1件	0件	社会福祉協議会	0件	2件	NPO法人	0件	0件	親族(従兄弟、従姉妹)	0件	0件	一般	0件	0件	不明(記録なし含)	0件	0件	②申立後に後見人等就任していない件数	0件	0件	【障害者】	内 市町長申立後に死亡等	0件	0件	内 審判確定後に死亡等	0件	0件	内 取下げ	0件	0件		市長申立件数(①+②)	1件	2件
職業種別等	高齢者	障害者																																																		
①後見人等就任数	1件	2件																																																		
内訳	弁護士	0件	0件																																																	
	司法書士	0件	0件																																																	
	行政書士	0件	0件																																																	
	社会福祉士	1件	0件																																																	
	社会福祉協議会	0件	2件																																																	
	NPO法人	0件	0件																																																	
	親族(従兄弟、従姉妹)	0件	0件																																																	
	一般	0件	0件																																																	
不明(記録なし含)	0件	0件																																																		
②申立後に後見人等就任していない件数	0件	0件																																																		
【障害者】	内 市町長申立後に死亡等	0件	0件																																																	
	内 審判確定後に死亡等	0件	0件																																																	
	内 取下げ	0件	0件																																																	
	市長申立件数(①+②)	1件	2件																																																	
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数： 3件 (高齢者 1件 障害者 2件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																			
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし																																																			
新規で後見報酬を助成する件数	なし																																																			

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している		
市町全体の予算額	5,000円		
申立費用における予算化状況	【高齢者】 申立費用予算額 3,000円 件数 件 1件あたりの予算額 円 備考 障害者も含めた予算額。補正予算にて対応する。	【障害者】 申立費用予算額 0円 件数 0件 1件あたりの予算額 0円 備考	
	後見報酬における予算化状況	【高齢者】 申立費用予算額 1,000円 件数 件 1件あたりの予算額 円 月額 円 期間 か月 備考 補正予算にて対応する。	【障害者】 申立費用予算額 1,000円 件数 件 1件あたりの予算額 円 月額 円 期間 か月 備考 補正予算にて対応する。
	申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない	
	事業実施上の課題等		
事業以外の活動等	事業を行っていない		
者)に 支援事業(障害 者)について	法人後見制度利用	研修会の実施状況 予算額:0円	
		組織体制の構築 予算額:0円 事業内容:	
		活動の支援状況 予算額:0円 事業内容:	
		その他の活動支援状況 予算額:0円 事業内容:	
		事業委託の検討状況 検討していない	
	実施上の課題等	管内に成年後見制度(法人)を実施している、あるいは実施できそうな事業所がない。	

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者1件、障害者1件）							
【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1	社会福祉士	H26. 2～H26. 3	40,000	1	社会福祉協議会	H25. 6～H26. 3	188,000
		H24. 4～H27. 3	240,000			H26. 4～H27. 3	240,000

【上関町】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町 行町 う長 対申 象立 者て	親族に申立意思がない者 市町長申立可	市町長申立可
	生活保護受給者 市町長申立可	市町長申立可
	長期入院・施設入所者 市町長申立可	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が 住民票と異なる者 実績は無いが住民票のある市町と協議する	実績は無いが住民票のある市町と協議する
申立費用の補助対象	市町長申立に限る	市町長申立に限る
後見報酬の補助対象	市町長申立に限る	市町長申立に限る

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った 件数	申立費用： 2件 (高齢者 0件 障害者 2件) 後見報酬： 2件 (高齢者 0件 障害者 2件) その他： 0件 (高齢者 0件 障害者 0件)																																										
市町長申立件数	平成29年度の申立件数： 1件 (高齢者 0件 障害者 1件) 申立総件数： 4件 (高齢者 0件 障害者 4件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																										
市町長申立による後見人等受任者の 内訳種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業種別等</th> <th>高齢者</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①後見人等就任数</td> <td>0件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">内 訳</td> <td>弁護士</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>行政書士</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>NPO法人</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>親族(従兄弟、従姉妹)</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>不明(記録なし含)</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>②申立後に後見人等就任していない件数</td> <td>0件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">【障害者】 内 訳</td> <td>市町長申立後に死亡等</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>審判確定後に死亡等</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>取下げ</td> <td>0件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長申立件数(①+②)</td> <td>0件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table>	職業種別等	高齢者	障害者	①後見人等就任数	0件	4件	内 訳	弁護士	0件	司法書士	0件	行政書士	0件	社会福祉士	0件	社会福祉協議会	0件	NPO法人	0件	親族(従兄弟、従姉妹)	0件	一般	0件	不明(記録なし含)	0件	②申立後に後見人等就任していない件数	0件	2件	【障害者】 内 訳	市町長申立後に死亡等	0件	1件	審判確定後に死亡等	0件	0件	取下げ	0件	2件		市長申立件数(①+②)	0件	6件
職業種別等	高齢者	障害者																																									
①後見人等就任数	0件	4件																																									
内 訳	弁護士	0件																																									
	司法書士	0件																																									
	行政書士	0件																																									
	社会福祉士	0件																																									
	社会福祉協議会	0件																																									
	NPO法人	0件																																									
	親族(従兄弟、従姉妹)	0件																																									
	一般	0件																																									
不明(記録なし含)	0件																																										
②申立後に後見人等就任していない件数	0件	2件																																									
【障害者】 内 訳	市町長申立後に死亡等	0件	1件																																								
	審判確定後に死亡等	0件	0件																																								
	取下げ	0件	2件																																								
	市長申立件数(①+②)	0件	6件																																								
親族申立意思がなく市町長申立を 行った件数	申立件数： 6件 (高齢者 2件 障害者 4件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																										
市町長申立以外で申立費用の助成を 行った件数	なし																																										
新規で後見報酬を助成する件数	なし																																										

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している					
市町全体の予算額	1,233,300円					
申立費用における予算化状況	【高齢者】	申立費用予算額	112,000円	【障害者】	申立費用予算額	111,330円
		件数	1件		件数	1件
		1件あたりの予算額	112,000円		1件あたりの予算額	111,330円
		備考			備考	
後見報酬における予算化状況	【高齢者】	申立費用予算額	336,000円	【障害者】	申立費用予算額	672,000円
		件数	1件		件数	2件
		1件あたりの予算額	336,000円		1件あたりの予算額	336,000円
		月額	28,000円		月額	28,000円
		期間	12か月		期間	12か月
		備考			備考	
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない					
事業実施上の課題等						
事業以外の活動等	事業を行っていない					
支 援 事 業 (障 害 者) に つ い て	法人後見制度利用	研修会の実施状況	予算額:0円			
		組織体制の構築	予算額:0円 事業内容:			
		活動の支援状況	予算額:0円 事業内容:			
		その他の活動支援状況	予算額:0円 事業内容:			
		事業委託の検討状況	検討していない			
	実施上の課題等					

成年後見制度利用支援事業において後見報酬を助成した件数（高齢者0件、障害者2件）

【高齢者】				【障害者】			
No.	種別	期間	金額	No.	種別	期間	金額
1				1	社会福祉士	H26.4～H27.3	216,000
						H27.4～H28.3	45,286
						H28.4～H29.3	28,024
						H29.4～H30.3	134,750
2				2	社会福祉士	H26.4～H27.3	216,000

【田布施町】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町 行町 う長 対申 象立 者て	親族に申立意思がない者	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	市町長申立不可 ※要綱の規程による
申立費用の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
後見報酬の補助対象	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用： 6件 (高齢者 3件 障害者 3件) 後見報酬： 0件 (高齢者 0件 障害者 0件) その他： 0件 (高齢者 0件 障害者 0件)																																																			
市町長申立件数	なし																																																			
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職業種別等</th> <th>高齢者</th> <th>障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①後見人等就任数</td> <td>3件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">内 訳</td> <td>弁護士</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>司法書士</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>行政書士</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>1件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉協議会</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>NPO法人</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>親族(従兄弟、従姉妹)</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>不明(記録なし含)</td> <td>2件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>②申立後に後見人等就任していない件数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">【障害者】 内 訳</td> <td>市町長申立後に死亡等</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>審判確定後に死亡等</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>取下げ</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長申立件数(①+②)</td> <td>3件</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table>	職業種別等	高齢者	障害者	①後見人等就任数	3件	3件	内 訳	弁護士	0件	0件	司法書士	0件	0件	行政書士	0件	0件	社会福祉士	1件	3件	社会福祉協議会	0件	0件	NPO法人	0件	0件	親族(従兄弟、従姉妹)	0件	0件	一般	0件	0件	不明(記録なし含)	2件	0件	②申立後に後見人等就任していない件数	0件	0件	【障害者】 内 訳	市町長申立後に死亡等	0件	0件	審判確定後に死亡等	0件	0件	取下げ	0件	0件		市長申立件数(①+②)	3件	3件
職業種別等	高齢者	障害者																																																		
①後見人等就任数	3件	3件																																																		
内 訳	弁護士	0件	0件																																																	
	司法書士	0件	0件																																																	
	行政書士	0件	0件																																																	
	社会福祉士	1件	3件																																																	
	社会福祉協議会	0件	0件																																																	
	NPO法人	0件	0件																																																	
	親族(従兄弟、従姉妹)	0件	0件																																																	
	一般	0件	0件																																																	
不明(記録なし含)	2件	0件																																																		
②申立後に後見人等就任していない件数	0件	0件																																																		
【障害者】 内 訳	市町長申立後に死亡等	0件	0件																																																	
	審判確定後に死亡等	0件	0件																																																	
	取下げ	0件	0件																																																	
	市長申立件数(①+②)	3件	3件																																																	
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	申立件数： 5件 (高齢者 2件 障害者 3件) ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで																																																			
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし																																																			
新規で後見報酬を助成する件数	なし																																																			

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している	
市町全体の予算額	890,000円	
申立費用における予算化状況	【高齢者】	【障害者】
	申立費用予算額 109,000円	申立費用予算額 109,000円
	件数 1件	件数 1件
	1件あたりの予算額 109,000円	1件あたりの予算額 109,000円
後見報酬における予算化状況	【高齢者】	【障害者】
	申立費用予算額 336,000円	申立費用予算額 336,000円
	件数 1件	件数 1件
	1件あたりの予算額 336,000円	1件あたりの予算額 336,000円
	月額 28,000円	月額 28,000円
	期間 12か月	期間 12か月
備考	備考	
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない	
事業実施上の課題等		
事業以外の活動等	事業を行っていない	
法人 支援 事業 (障 害 者) に つ い て	研修会の実施状況	予算額:0円
	組織体制の構築	予算額:0円 事業内容:
	活動の支援状況	予算額:0円 事業内容:
	その他の活動支援状況	予算額:0円 事業内容:
	事業委託の検討状況	検討していない
実施上の課題等		

【平生町】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町長申請対象として		
親族に申立意思がない者	市町長申立可	市町長申立可
生活保護受給者	市町長申立可	市町長申立可
長期入院・施設入所者	市町長申立可	市町長申立可
本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	市町長申立不可 ※原則住民登録が必要	市町長申立不可 ※原則住民登録が必要
申立費用の補助対象	市町長申立に限る ※要綱に規定なし	市町長申立に限る ※要綱に規定なし
後見報酬の補助対象	市町長申立に限る ※要綱に規定なし	市町長申立に限る ※要綱に規定なし

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	申立費用： 1 件 (高齢者 1 件 障害者 0 件) 後見報酬： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件) その他： 0 件 (高齢者 0 件 障害者 0 件)		
市町長申立件数	なし		
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別	職業種別等		
※平成12年度制度開始から平成29年度末まで	①後見人等就任数	高齢者 1 件 障害者 0 件	
	内訳	弁護士	0 件 0 件
		司法書士	1 件 0 件
		行政書士	0 件 0 件
		社会福祉士	0 件 0 件
		社会福祉協議会	0 件 0 件
		NPO法人	0 件 0 件
		親族(従兄弟、従姉妹)	0 件 0 件
	一般	0 件 0 件	
	不明(記録なし含)	0 件 0 件	
【障害者】	②申立後に後見人等就任していない件数	0 件 1 件	
	内訳	市町長申立後に死亡等	0 件 1 件
		審判確定後に死亡等	0 件 0 件
取下げ	0 件 0 件		
	市長申立件数(①+②)	1 件 1 件	
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	なし		
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし		
新規で後見報酬を助成する件数	なし		

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している	
市町全体の予算額	470,000 円	
申立費用における予算化状況	【高齢者】	【障害者】
	申立費用予算額 104,000 円	申立費用予算額 2,000 円
	件数 1 件	件数 1 件
	1件あたりの予算額 104,000 円	1件あたりの予算額 2,000 円
	備考 特別会計	備考 事由が生じた場合は、補正で対応。
後見報酬における予算化状況	【高齢者】	【障害者】
	申立費用予算額 336,000 円	申立費用予算額 28,000 円
	件数 1 件	件数 1 件
	1件あたりの予算額 336,000 円	1件あたりの予算額 28,000 円
	月額 28,000 円	月額 28,000 円
	期間 12 か月	期間 1 か月
	備考 特別会計	備考
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない	
事業実施上の課題等		
事業以外の活動等	事業を行っていない	
法人後見制度利用者(障害者)について	研修会の実施状況	予算額:0 円
	組織体制の構築	予算額:0 円 事業内容:
	活動の支援状況	予算額:0 円 事業内容:
	その他の活動支援状況	予算額:0 円 事業内容:
	事業委託の検討状況	検討していない
実施上の課題等		

【阿武町】

I 成年後見制度利用支援事業の取組み方針について

設問	高齢者	障害者
要綱作成の有無	有	有
を市町 長申 立者 として 対象 とす る者	親族に申立意思がない者	市町長申立可
	生活保護受給者	市町長申立可
	長期入院・施設入所者	市町長申立可
	本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	ケースによる
申立費用の補助対象	市町長申立に限る ※申し立てやその後の後見報酬に関わる経済的負担まで含めての親族申立と想定しているため、本人申立の場合助成可能。	市町長申立に限る ※申し立てやその後の後見報酬に関わる経済的負担まで含めての親族申立と想定しているため、本人申立の場合助成可能。
後見報酬の補助対象	市町長申立に限る ※申し立てやその後の後見報酬に関わる経済的負担まで含めての親族申立と想定しているため、本人申立の場合助成可能。	市町長申立に限る ※申し立てやその後の後見報酬に関わる経済的負担まで含めての親族申立と想定しているため、本人申立の場合助成可能。

II 成年後見制度利用支援事業の実績について

補助対象として支援を行った件数	なし				
市町長申立件数	なし				
市町長申立による後見人等受任者の内訳種別 ※平成12年度制度開始から平成29年度末まで	職業種別等		高齢者	障害者	
	内 訳	①後見人等就任数		0件	0件
		弁護士		0件	0件
		司法書士		0件	0件
		行政書士		0件	0件
		社会福祉士		0件	0件
		社会福祉協議会		0件	0件
		NPO法人		0件	0件
		親族（従兄弟、従姉妹）		0件	0件
		一般		0件	0件
		不明（記録なし含）		0件	0件
	②申立後に後見人等就任していない件数		0件	0件	
【障害者】	内 訳	市町長申立後に死亡等	0件	0件	
		審判確定後に死亡等	0件	0件	
		取下げ	0件	0件	
	市長申立件数（①+②）		0件	0件	
親族申立意思がなく市町長申立を行った件数	なし				
市町長申立以外で申立費用の助成を行った件数	なし				
新規で後見報酬を助成する件数	予定件数： 2件（ 高齢者 0件 障害者 2件 ）				

III 平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算状況について

事業の予算化状況	予算化している			
市町全体の予算額	462,000円			
申立費用における予算化状況	【高齢者】		【障害者】	
	申立費用予算額	111,000円	申立費用予算額	111,000円
	件数	1件	件数	1件
	1件あたりの予算額	111,000円	1件あたりの予算額	111,000円
	備考		備考	
後見報酬における予算化状況	【高齢者】		【障害者】	
	申立費用予算額	120,000円	申立費用予算額	120,000円
	件数	1件	件数	1件
	1件あたりの予算額	120,000円	1件あたりの予算額	120,000円
	月額	10,000円	月額	10,000円
	期間	12か月	期間	12か月
	備考		備考	
申立費用・後見報酬以外の予算化状況	予算化していない			
事業実施上の課題等	市町村申立マニュアル山口県版を作ってほしい。			
事業以外の活動等	事業を行っていない			
援 法 事 業 後 見 制 度 利 用 に 支 つ て	研修会の実施状況	予算額:0円		
	組織体制の構築	予算額:0円 事業内容:		
	活動の支援状況	予算額:0円 事業内容:		
	その他の活動支援状況	予算額:0円 事業内容:		
	事業委託の検討状況	検討していない		
	実施上の課題等	行政としては社協が法人後見をうけてくれれば良いと感じているが、社協自体権利擁護事業で手一杯の様子。		

イ 項目別集計票

(1) 成年後見制度利用支援事業実施状況

No.	市町	要綱作成の有無		市町長申立てを行う対象者			
		高齢者	障害者	親族に申立意思がない者		生活保護受給者	
				高齢者	障害者	高齢者	障害者
1	下関市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
2	宇部市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
3	山口市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
4	萩市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
5	防府市	有	有	申立可	申立可	必要性があり、親族に申立の意思が無い場合、行う。	調査の上、必要性があれば行う
6	下松市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
7	岩国市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
8	光市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
9	長門市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
10	柳井市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
11	美祿市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
12	周南市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
13	山陽小野田市	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
14	周防大島町	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
15	和木町	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
16	上関町	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
17	田布施町	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
18	平生町	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可
19	阿武町	有	有	申立可	申立可	申立可	申立可

No.	市町	市町長申立てを行う対象者			
		長期入院施設入所者		本人の現在の生活の本拠地が住民票と異なる者	
		高齢者	障害者	高齢者	障害者
1	下関市	申立可	申立可	申立不可 ※要綱による	申立不可 ※要綱による
2	宇部市	申立可	申立可	原則として行わないが、市長が老人福祉法に規定する措置権者である者と本市が介護保険の保険者である者は例外と要綱に規定	原則として行わないが、市外の障害者支援施設等に入所している者であって本市が給付の実施主体である者は例外と要綱に規定
3	山口市	申立可	申立可	原則は山口市に住民票を持つものに限るが、他市に住民票を持つものうち、山口市が他市施設に措置をしているものなどについては例外的に市長申立を行う場合もある。	原則は山口市に住民票を持つものに限るが、他市に住民票を持つものうち、山口市が他市施設に措置をしているものなどについては例外的に市長申立を行う場合もある。
4	萩市	申立可	申立可	住民登録地が萩市外にある施設に措置入所させた者については申立実績有	住民登録地が萩市外にある施設に措置入所させた者については申立実績有
5	防府市	必要性があり、親族に申立の意思が無い場合、行う。	調査の上、必要性があれば行う	住民票登録自治体と協議の上、行う場合もある	住民票登録自治体と協議の上、行う場合もある
6	下松市	申立可	申立可	住民登録地の自治体と協議の上で対応する。	住民登録地の自治体と協議の上で対応する。
7	岩国市	申立可	申立可	住民票が当市にある	市外・県外の施設に入所している者で、岩国市が援護市であれば市長申立を行う
8	光市	申立可	申立可	本市が住民登録地ではないが、本市が介護保険者である場合	本市が住民登録地ではないが、本市から介護給付等の支給決定を受けている場合
9	長門市	申立可	申立可	状況と本人の状態を整理し、実現可能で最も良い方法を検討する	状況と本人の状態を整理し、実現可能で最も良い方法を検討する
10	柳井市	申立可	申立可	申立不可 ※要綱による	申立不可 ※要綱による
11	美祿市	市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者が対象のため、実態に則して判断する。	市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者が対象のため、実態に則して判断する。	申立不可 ※要綱による	申立不可 ※要綱による
12	周南市	申立可	申立可	住所地特例対象者であって、施設等に入所前の住所地が本市にあった場合及びその他法令の規定により援護を行っている場合は市長申立てを行うこととしている。	住所地特例対象者であって、施設等に入所前の住所地が本市にあった場合及びその他法令の規定により援護を行っている場合は市長申立てを行うこととしている。
13	山陽小野田市	申立可	申立可	本市から他市区町村に所在する施設等に措置等されている者は、市長申立てを行なう	本市から他市区町村に所在する施設等に措置等されている者は、市長申立てを行なう
14	周防大島町	申立可	申立可	申立可 ※要綱による	申立可 ※要綱による
15	和木町	申立可	申立可	申立不可 ※要綱による	申立不可 ※要綱による
16	上関町	申立可	申立可	実績は無いが住民票のある市町と協議する	実績は無いが住民票のある市町と協議する
17	田布施町	申立可	申立可	申立不可 ※要綱の規程による	申立不可 ※要綱の規程による
18	平生町	申立可	申立可	申立不可 ※原則住民登録が必要	申立不可 ※原則住民登録が必要
19	阿武町	申立可	申立可	ケースによる	ケースによる

No.	市町	申立費用の補助対象		後見報酬の補助対象	
		高齢者	障害者	高齢者	障害者
1	下関市	市町長申立に限る ※要綱による	市町長申立に限る ※要綱による	市町長申立に限る ※要綱による	市町長申立に限る ※要綱による
2	宇部市	市町長申立に限る ※要綱による	市町長申立に限る ※要綱による	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
3	山口市	市町長申立に限る	市町長申立に限る	市町長申立に限る	市町長申立に限る
4	萩市	市町長申立に限る ※財源確保が困難	市町長申立に限る ※財源確保が困難	市町長申立に限る ※財源確保が困難	市町長申立に限る ※財源確保が困難
し	防府市	市町長申立に限る ※要綱で定められているため	市町長申立に限る ※要綱に定めあり	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
6	下松市	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
7	岩国市	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
8	光市	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
9	長門市	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
10	柳井市	市町長申立に限る ※要綱及び予算	市町長申立に限る ※要綱及び予算	市町長申立に限る ※要綱及び予算	市町長申立に限る ※要綱及び予算
11	美祿市	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
12	周南市	市町長申立に限る ※市長申立以外は規程なし	市町長申立に限る ※市長申立以外は規程なし	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
13	山陽小野田市	市町長申立に限る ※要綱により定めている	市町長申立に限る ※要綱により定めている	申立に限らない	市町長申立に限らない
14	周防大島町	市町長申立に限る ※申立権者の資産状況の把握が困難	市町長申立に限る ※申立権者の資産状況の把握が困難	市町長申立に限る ※把握・予算措置ともに困難	市町長申立に限る ※把握・予算措置ともに困難
15	和木町	市町長申立に限る ※申立権者の資産状況の把握が困難	市町長申立に限る ※申立権者の資産状況の把握が困難	市町長申立に限る ※把握・予算措置ともに困難	市町長申立に限る ※把握・予算措置ともに困難
16	上関町	市町長申立に限る	市町長申立に限る	市町長申立に限る	市町長申立に限る
17	田布施町	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない	市町長申立に限らない
18	平生町	市町長申立に限る ※要綱に規定なし	市町長申立に限る ※要綱に規定なし	市町長申立に限る ※要綱に規定なし	市町長申立に限る ※要綱に規定なし
19	阿武町	市町長申立に限る ※申し立てやその後の後見報酬に関わる経済的負担まで含めての親族申立と想定しているため、本人申立の場合助成可能。	市町長申立に限る ※申し立てやその後の後見報酬に関わる経済的負担まで含めての親族申立と想定しているため、本人申立の場合助成可能。	市町長申立に限る ※申し立てやその後の後見報酬に関わる経済的負担まで含めての親族申立と想定しているため、本人申立の場合助成可能。	市町長申立に限る ※申し立てやその後の後見報酬に関わる経済的負担まで含めての親族申立と想定しているため、本人申立の場合助成可能。

(2)成年後見制度利用支援事業予算化状況(市町全体)

No.	市町	平成30年度予算額 (円)	前回調査時予算額 (円) (平成27年度調査時)	増減額 (円)
1	下関市	5,671,000	8,141,000	△2,470,000
2	宇部市	3,819,000	1,589,760	2,229,240
3	山口市	8,464,000	7,551,000	913,000
4	萩市	1,794,000	930,000	864,000
5	防府市	10,297,000	6,262,000	4,035,000
6	下松市	2,658,220	2,106,100	552,120
7	岩国市	4,923,000	5,130,000	△207,000
8	光市	4,199,000	2,139,000	2,060,000
9	長門市	2,462,600	443,300	2,019,300
10	柳井市	1,598,000	1,262,000	336,000
11	美祿市	1,187,000	1,463,000	△276,000
12	周南市	2,976,880	4,568,000	△1,591,120
13	山陽小野田市	3,109,030	1,242,700	1,866,330
14	周防大島町	562,000	561,750	250
15	和木町	5,000	339,000	△334,000
16	上関町	1,233,300	783,200	450,100
17	田布施町	890,000	890,000	0
18	平生町	470,000	579,000	△109,000
19	阿武町	462,000	474,600	△12,600
	合計	56,781,030	46,455,410	10,325,620

①申立費用予算化状況

No.	市町	件数 (件)	平成30年度予算額 (円)	前回調査時予算額 (円) (平成27年度調査時)	増減額 (円)
1	下関市	21	1,190,000	1,893,380	△703,380
2	宇部市	4	507,000	365,760	141,240
3	山口市	23	1,504,000	1,126,500	377,500
4	萩市	7	354,000	450,000	△96,000
5	防府市	34	1,089,000	1,006,000	83,000
6	下松市	4	426,220	426,100	120
7	岩国市	16	1,084,000	835,400	248,600
8	光市	7	791,000	795,000	△4,000
9	長門市	8	574,690	107,300	467,390
10	柳井市	4	585,000	465,000	120,000
11	美祿市	7	179,000	450,000	△271,000
12	周南市	12	1,306,880	2,440,800	△1,133,920
13	山陽小野田市	7	253,030	234,700	18,330
14	周防大島町	2	226,000	225,750	250
15	和木町	0	3,000	3,000	0
16	上関町	2	223,330	111,200	112,130
17	田布施町	2	218,000	218,000	0
18	平生町	2	106,000	215,000	△109,000
19	阿武町	2	222,000	234,600	△12,600
合計		164	10,842,150	11,603,490	△761,340

②申立費用予算化状況【類型別】

No.	市町	高齢者			障害者			
		申立費用予算額 (円)	件数 (件)	1件あたりの予算額 (円)	申立費用予算額 (円)	件数 (件)	1件あたりの予算額 (円)	
1	下関市	510,000	15	14,000	680,000	知的 精神	3 知的 3 精神	113,000 113,000
2	宇部市	287,000	2	143,500	220,000		2	110,000
3	山口市	560,000	18	切手・収入印紙(18人分) 鑑定料(6人分)	110,000 450,000		5	188,800
4	萩市	239,000	6	39,800	115,000		1	115,000
5	防府市	658,000	30	6,140	431,000		4 後見 4 保佐	106,040 108,890
6	下松市	317,820	3	105,940	108,400		1	108,400
7	岩国市	656,000	12	(10件分) (2件分)	48,540 85,000		4 (市長申立) (申立費用助成)	107,000 107,000
8	光市	685,000	6	114,150	106,000		1	106,000
9	長門市	360,090	6	60,015	214,600		2	107,300
10	柳井市	465,000	3	115,000	120,000		1	120,000
11	美祿市	134,000	4	33,500	45,000		3	15,000
12	周南市	1,084,000	10	108,400	222,880		2	111,440
13	山陽小野田市	140,950	5	28,190	112,080		2	56,040
14	周防大島町	114,000	1	114,000	112,000		1	112,000
15	和木町	3,000			0		0	0
16	上関町	112,000	1	112,000	111,330		1	111,330
17	田布施町	109,000	1	109,000	109,000		1	109,000
18	平生町	104,000	1	104,000	2,000		1	2,000
19	阿武町	111,000	1	111,000	111,000		1	111,000
	合計	6,649,860	125	1件あたりの平均金額 53,199	4,192,290		39	1件あたりの平均金額 107,495

③後見報酬予算化状況

No.	市町	件数 (件)	平成30年度予算額 (円)	前回調査時予算額 (円) (平成27年度調査時)	増減額 (円)
1	下関市	13	4,368,000	5,880,000	△1,512,000
2	宇部市	12	3,312,000	1,224,000	2,088,000
3	山口市	30	6,960,000	1,126,500	5,833,500
4	萩市	6	1,440,000	480,000	960,000
5	防府市	36	9,208,000	5,256,000	3,952,000
6	下松市	7	2,232,000	1,680,000	552,000
7	岩国市	15	3,822,000	3,528,000	294,000
8	光市	13	3,408,000	1,344,000	2,064,000
9	長門市	8	1,872,000	336,000	1,536,000
10	柳井市	5	1,116,000	780,000	336,000
11	美祿市	3	1,008,000	1,008,000	0
12	周南市	4	1,512,000	2,016,000	△504,000
13	山陽小野田市	11	2,856,000	1,008,000	1,848,000
14	周防大島町	1	336,000	336,000	0
15	和木町	0	2,000	552,000	△550,000
16	上関町	3	1,008,000	672,000	336,000
17	田布施町	2	672,000	672,000	0
18	平生町	2	364,000	364,000	0
19	阿武町	2	240,000	240,000	0
合計		173	45,736,000	28,502,500	17,233,500

④後見報酬予算化状況【類型別】

【高齢者】

No.	市町	申立費用予算額 (円)	件数 (件)	1件あたりの 予算額①(円)	月額①(円)	1件あたりの 予算額②(円)	月額②(円)	期間
1	下関市	3,024,000	9	336,000	28,000			12ヶ月
2	宇部市	2,304,000	9	(在宅) 1,008,000	(在宅) 28,000	(施設) 1,296,000	(施設) 18,000	12ヶ月
3	山口市	5,328,000	在宅 施設 20	(在宅) 336,000	(在宅) 28,000	(施設) 216,000	(施設) 18,000	12ヶ月
4	萩市	960,000	4	240,000	20,000			12ヶ月
5	防府市	8,208,000	在宅 施設 24	(在宅) 336,000	(在宅) 28,000	(施設) 216,000	(施設) 18,000	12ヶ月
6	下松市	1,680,000	5	336,000	28,000			12ヶ月
7	岩国市	2,088,000	① ② 3 5	336,000	28,000	216,000	18,000	12ヶ月
8	光市	2,736,000	在宅 施設 8	(在宅) 336,000	(在宅) 28,000	(施設) 216,000	(施設) 18,000	12ヶ月
9	長門市	1,200,000	① ② 1 5	336,000	28,000	216,000	18,000	12ヶ月
10	柳井市	276,000	2	(在宅) 168,000	(在宅) 28,000	(施設) 108,000	(施設) 18,000	6ヶ月
11	美祿市	672,000	2	336,000	28,000			12ヶ月
12	周南市	1,344,000	4	336,000	28,000			12ヶ月
13	山陽小野田市	2,520,000	10	(在宅) 336,000	(在宅) 28,000	(施設) 216,000	(施設) 18,000	12ヶ月
14	周防大島町	336,000	1	336,000	28,000			12ヶ月
15	和木町	1,000						ヶ月
16	上関町	336,000	1	336,000	28,000			12ヶ月
17	田布施町	336,000	1	336,000	28,000			12ヶ月
18	平生町	336,000	1	336,000	28,000			12ヶ月
19	阿武町	120,000	1	120,000	10,000			12ヶ月
合計		33,805,000	131					

【障害者】

No.	市町	申立費用予算額 (円)	件数 (件)	1件あたりの 予算額①(円)	月額① (円)	1件あたりの 予算額②(円)	月額② (円)	1件あたりの 予算額③(円)	月額③ (円)	期間
1	下関市	1,344,000	知的 精神 3 1	336,000	28,000					12ヶ月
2	宇部市	1,008,000		336,000	28,000					12ヶ月
3	山口市	1,632,000	在宅 施設 1 6	(在宅) 336,000	(在宅) 28,000	(施設) 216,000	(施設) 18,000			12ヶ月
4	萩市	480,000		240,000	20,000					12ヶ月
5	防府市	1,000,000		336,000	28,000					12ヶ月
6	下松市	552,000	在宅 施設 1 1	(在宅) 336,000	(在宅) 28,000	(施設) 216,000	(施設) 18,000			12ヶ月
7	岩国市	1,734,000	① ② 4 2							12ヶ月
8	光市	672,000		336,000	28,000					12ヶ月
9	長門市	672,000		336,000	28,000					12ヶ月
10	柳井市	840,000			28,000					ヶ月
11	美祿市	336,000		336,000	28,000					12ヶ月
12	周南市	168,000								ヶ月
13	山陽小野田市	336,000		336,000	28,000					12ヶ月
14	周防大島町	0		0	0					0ヶ月
15	和木町	1,000								ヶ月
16	上関町	672,000		336,000	28,000					12ヶ月
17	田布施町	336,000		336,000	28,000					12ヶ月
18	平生町	28,000		28,000	28,000					1ヶ月
19	阿武町	120,000		120,000	10,000					12ヶ月
合計		11,931,000	41							

⑤その他(申立費用後見報酬以外の予算化状況)

No.	市町	類型	予算額(円)	内 訳
1	下関市	高齢者	113,000	成年後見制度啓発パンフレット
2	宇部市			
3	山口市			
4	萩市			
5	防府市			
6	下松市			
7	岩国市	高齢者	37,000	消耗品費・通信運搬費(調査用)
8	光市			
9	長門市	高齢者	15,910	市長申立時の書類等の送付のための郵券料
10	柳井市	高齢者	11,000	通信運搬費
11	美祿市			
12	周南市	高齢者	158,000	旅費:114,000 消耗品:8,000 印刷費:1,000 郵便代:35,000
13	山陽小野田市			
14	周防大島町			
15	和木町			
16	上関町			
17	田布施町			
18	平生町			
19	阿武町			

(3)市町長申立実績

①市町長申立件数

No.	市町	市町長申立件数 (件) (平成12年度制度開始から平成29年度末まで)						親族申立意思がなく 市町長申立を行った件数 (件) (平成12年度制度開始から 平成29年度末まで)		
		平成29年度の申立件数			申立総件数			総数	高齢者	障害者
		総数	高齢者	障害者	総数	高齢者	障害者			
1	下関市	10	6	4	97	69	28	97	59	38
2	宇部市	7	7	0	54	49	5	49	49	5
3	山口市	12	10	2	127	115	12	127	115	12
4	萩市	2	1	1	61	51	10	61	51	10
5	防府市	16	14	2	105	87	18	90	81	9
6	下松市	4	4	0	35	26	9	35	26	9
7	岩国市	7	7	0	64	55	9	54	46	8
8	光市	4	4	0	37	25	12	37	25	12
9	長門市	7	6	1	17	15	2	14	12	2
10	柳井市	2	2	0	19	16	3	17	16	1
11	美祿市	4	2	2	8	5	3	4	2	2
12	周南市	6	5	1	49	42	7	44	42	2
13	山陽小野田市	6	6	0	21	18	3	21	18	3
14	周防大島町	0	0	0	5	0	5	0	0	5
15	和木町	0	0	0	3	1	2	3	1	2
16	上関町	1	0	1	4	0	4	6	2	4
17	田布施町	0	0	0	6	3	3	5	2	3
18	平生町	0	0	0	2	1	1	0	0	0
19	阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		88	74	14	714	578	136	664	547	127

②市町長申立による後見人等受任者の職業種別

No.	市町	市町長申立による後見人等受任者の内訳種別 (件) (平成12年度制度開始から平成29年度末まで) 総人数695人 高齢:560件、障害:135件														
		職業種別等														
		①後見人等就任数	弁護士	司法書士	行政書士	社会福祉士	社会福祉協議会	NPO法人	親族(従兄弟、従姉妹)	一般	不明(記録なし含)	②申立後に後見人等就任していない件数	市町長申立後に死亡等	審判確定後に死亡等	取下げ	市長申立件数 (①+②)
1	下関市	95	21	11	5	39	9	8	1	1	0	27	2	1	24	97
2	宇部市	54	8	22	0	19	5	0	0	0	0	0	0	0	0	54
3	山口市	126	14	34	0	72	2	0	0	4	0	3	2	0	1	128
4	萩市	60	10	17	0	16	10	0	0	3	3	1	0	1	0	61
5	防府市	100	20	31	0	42	6	0	0	0	0	7	4	2	1	105
6	下松市	33	9	1	0	19	4	0	0	0	0	7	2	0	5	35
7	岩国市	61	6	11	0	43	1	0	0	0	0	4	3	0	1	64
8	光市	36	5	4	0	24	0	0	2	1	0	2	1	0	1	36
9	長門市	16	5	4	0	5	0	0	0	1	0	1	1	0	0	17
10	柳井市	19	4	5	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
11	美祿市	8	3	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8
12	周南市	49	5	7	3	21	13	0	0	0	0	0	0	0	0	49
13	山陽小野田市	19	4	7	0	8	0	0	0	0	0	2	2	0	0	21
14	周防大島町	5	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
15	和木町	3	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
16	上関町	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	2	0	1	6
17	田布施町	6	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6
18	平生町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
19	阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		695	114	158	8	331	54	8	3	10	6	57	19	4	35	716

【備考】 ※複数後見人が就任したケースあり(3件)
※「一般」に「一般財団法人」を含む

【高齢者】

No.	市町	市町長申立による後見人等受任者の内訳種別 (件) (平成12年度制度開始から平成29年度末まで)														
		職業種別等														
		①後見人等就任数	弁護士	司法書士	行政書士	社会福祉士	社会福祉協議会	NPO法人	親族(従兄弟、従姉妹)	一般	不明(記録なし含)	②申立後に後見人等就任していない件数	市町長申立後に死亡等	審判確定後に死亡等	取下げ	市長申立件数 (①+②)
1	下関市	67	15	9	5	21	7	8	1	1	0	25	2	1	22	69
2	宇部市	49	7	18	0	19	5	0	0	0	0	0	0	0	0	49
3	山口市	114	11	28	0	69	2	0	0	4	0	3	2	0	1	116
4	萩市	60	8	15	0	14	7	0	0	3	3	1	0	1	0	51
5	防府市	82	17	26	0	32	6	0	0	0	0	7	4	2	1	87
6	下松市	25	6	1	0	14	4	0	0	0	0	4	1	0	3	26
7	岩国市	52	5	9	0	38	0	0	0	0	0	3	2	0	1	54
8	光市	23	4	3	0	15	0	0	1	0	0	2	1	0	1	24
9	長門市	14	4	4	0	4	0	0	0	1	0	1	1	0	0	15
10	柳井市	16	3	5	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
11	美祢市	5	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
12	周南市	42	4	7	2	18	11	0	0	0	0	0	0	0	0	42
13	山陽小野田市	18	4	5	0	7	0	0	0	0	0	2	2	0	0	18
14	周防大島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	和木町	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
16	上関町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	田布施町	3	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
18	平生町	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
19	阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		560	90	132	7	262	43	8	2	9	5	48	15	4	29	577

【備考】 ※複数後見人が就任したケースあり(2件：弁護士、社会福祉士)

【障害者】

No.	市町	市町長申立による後見人等受任者の内訳種別 (件) (平成12年度制度開始から平成29年度末まで)														
		職業種別等														市長申立件数 (①+②)
		①後見人等就任数	弁護士	司法書士	行政書士	社会福祉士	社会福祉協議会	NPO法人	親族(従兄弟、従姉妹)	一般	不明(記録なし含)	②申立後に後見人等就任していない件数	市町長申立後に死亡等	審判確定後に死亡等	取下げ	
1	下関市	28	6	2	0	18	2	0	0	0	0	2	0	0	2	28
2	宇部市	5	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
3	山口市	12	3	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
4	萩市	10	2	2	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	10
5	防府市	18	3	5	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
6	下松市	8	3	0	0	5	0	0	0	0	0	3	1	0	2	9
7	岩国市	9	1	2	0	5	1	0	0	0	0	1	1	0	0	10
8	光市	13	1	1	0	9	0	0	1	1	0	0	0	0	0	12
9	長門市	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
10	柳井市	3	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
11	美祿市	3	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
12	周南市	7	1	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7
13	山陽小野田市	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
14	周防大島町	5	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
15	和木町	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
16	上関町	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	2	0	1	6
17	田布施町	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
18	平生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
19	阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		135	24	26	1	69	11	0	1	1	1	9	4	0	6	139

【備考】 ※複数後見人が就任したケースあり(1件:司法書士、社会福祉士)

(4) 助成対象支援実績

No.	市町	助成対象として支援を行った件数 (件)								
		申立費用			後見報酬			その他		
		総数	高齢者	障害者	総数	高齢者	障害者	総数	高齢者	障害者
1	下関市	47	17	30	26	21	5	0	0	0
2	宇部市	54	49	5	17	8	9	0	0	0
3	山口市	127	116	12	52	51	1	0	0	0
4	萩市	5	4	1	5	5	0	0	0	0
5	防府市	41	39	2	49	45	4	0	0	0
6	下松市	26	25	1	6	3	3	0	0	0
7	岩国市	34	25	9	23	10	13	30	24	6
8	光市	23	15	8	10	8	2	0	0	0
9	長門市	2	2	0	4	4	0	0	0	0
10	柳井市	18	16	2	3	2	1	0	0	0
11	美祢市	6	2	4	3	2	1	0	0	0
12	周南市	7	0	7	2	1	1	0	0	0
13	山陽小野田市	21	18	3	5	5	0	0	0	0
14	周防大島町	5	0	5	0	0	0	0	0	0
15	和木町	3	1	2	2	1	1	0	0	0
16	上関町	2	0	2	2	0	2	0	0	0
17	田布施町	6	3	3	0	0	0	0	0	0
18	平生町	1	1	0	0	0	0	0	0	0
19	阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		428	332	96	209	166	43	30	24	6

No.	市町	市町長申立以外で申立費用の 助成を行った件数（件） （平成12年度制度開始から平成29年度末まで）			新規で後見報酬を助成する件数（件） （平成30年度）		
		総数	高齢者	障害者	総数	高齢者	障害者
1	下関市	0	0	0	3	2	1
2	宇部市	0	0	0	0	0	0
3	山口市	0	0	0	9	8	1
4	萩市	0	0	0	0	0	0
5	防府市	0	0	0	0	0	0
6	下松市	0	0	0	4	4	0
7	岩国市	1	0	1	1	1	0
8	光市	1	1	0	2	1	1
9	長門市	0	0	0	1	1	0
10	柳井市	0	0	0	0	0	0
11	美祿市	1	0	1	0	0	0
12	周南市	0	0	0	1	0	1
13	山陽小野田市	0	0	0	3	3	0
14	周防大島町	0	0	0	0	0	0
15	和木町	0	0	0	0	0	0
16	上関町	0	0	0	0	0	0
17	田布施町	0	0	0	0	0	0
18	平生町	0	0	0	0	0	0
19	阿武町	0	0	0	2	0	2
合計		3	1	2	26	20	6

(5) 後見報酬助成実績

【高齢者】

No.	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額							
1	下関市	司法書士	103,129	H21.11~H22.6 103,129							
		社会福祉協議会	198,000	H23.9~H24.7 198,000							
		弁護士	432,000	H22.11~H24.10 432,000							
		社会福祉士	910,000	H24.6~H25.3 180,000	H25.3~H26.3 216,000	H26.3~H27.2 198,000	H27.3~H28.2 200,000	H28.3~H29.2 116,000			
		司法書士	612,000	H25.3~H26.2 216,000	H26.2~H27.2 216,000	H27.2~H27.12 180,000					
		弁護士	33,734	H26.6~H26.8 33,734							
		社会福祉士	432,000	H26.6~H27.6 216,000	H27.7~H28.6 216,000						
		弁護士	364,000	H26.8~H27.9 364,000							
		行政書士	390,000	H25.5~H27.8 200,000	H27.9~H28.8 150,000	H28.9~H29.8 40,000					
		社会福祉士	648,000	H27.5~H28.4 216,000	H28.5~H29.4 216,000	H29.5~H30.4 216,000					
2	宇部市	社会福祉士	438,000	H27.6~H28.5 222,000	H28.6~H29.5 216,000						
		司法書士	414,000	H28.3~H29.1 198,000	H29.2~H30.1 216,000						
		司法書士	247,000	H23.9~H29.9 247,000							
		司法書士	185,000	H28.12~H29.11 185,000							
		社会福祉士	174,000	H29.6~H30.1 174,000							

No	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額												
3	山口市	社会福祉士	366,000	H17.1~H18.3 100,000	H18.4~H19.3 50,000	H23.4~H24.3 216,000										
		社会福祉士	1,080,000	H18.9~H19.12 288,000	H20.1~H20.8 144,000	H20.9~H21.8 216,000	H21.9~H22.8 216,000	H22.9~H23.8 216,000								
		社会福祉士	130,000	H19.4~H20.3 130,000												
		司法書士	964,370	H18.10~H25.6 964,370												
		社会福祉士	649,000	H19.5~H20.3 55,000	H20.4~H21.3 216,000	H21.4~H22.3 216,000	H22.4~H22.12 162,000									
		社会福祉士	1,530,000	H19.10~H20.10 216,000	H21.11~H22.1 270,000	H22.2~H22.12 198,000	H23.1~H25.1 450,000	H25.2~H26.1 216,000	H26.2~H26.11 180,000							
		社会福祉士	630,000	H20.1~H21.1 216,000	H21.1~H21.12 216,000	H22.1~H22.11 198,000										
		司法書士	1,174,000	H21.5~H24.11 840,000	H24.11~H26.1 280,000	H29.2~H29.4 54,000										
		社会福祉士	168,000	H21.8~H22.8 168,000												
		社会福祉士	236,571	H22.2~H23.3 236,571												
		社会福祉士	234,000	H22.5~H23.6 234,000												
		司法書士	180,000	H23.5~H23.12 180,000												
		社会福祉士	80,000	H24.2~H24.8 80,000												
		社会福祉士	72,000	H24.2~H24.5 72,000												
		社会福祉士	928,000	H23.12~H24.3 72,000	H24.4~H25.3 300,000	320,000	H26.4~H27.3 236,000									
社会福祉士	108,000	H24.2~H24.7 108,000														

№	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額							
		社会福祉士	558,000	H23.12~H24.12 216,000	H25.1~H25.12 216,000	H26.1~H26.7 126,000					
		司法書士	1,152,000	H24.4~H26.5 468,000	H26.5~H27.7 270,000	H27.8~H28.6 198,000	H28.7~H29.6 216,000				
		社会福祉士	414,000	H25.7~H26.3 162,000	H26.4~H27.3 216,000	H27.4~H27.5 36,000					
		社会福祉士	18,000	H24.8~H24.8 18,000							
		社会福祉士	324,000	H24.8~H25.8 216,000	H25.9~H26.2 108,000						
		社会福祉士	900,000	H24.8~H25.9 252,000	H25.10~H26.9 216,000	H26.10~H27.8 198,000	H27.9~H28.9 234,000				
		社会福祉士	216,000	H24.9~H25.10 216,000							
		社会福祉士	432,000	H25.2~H26.2 216,000	H26.3~H27.2 216,000						
		弁護士→社会福祉士	768,000	H25.10~H26.3 120,000	H26.4~H27.3 216,000	H27.4~H28.3 216,000	H28.4~H29.3 216,000				
		社会福祉士	236,718	H26.2~H27.1 216,000	H27.2~H27.6 20,718						
		社会福祉士	684,000	H25.9~H26.3 126,000	H26.4~H27.3 216,000	H27.4~H28.3 216,000	H28.4~H28.10 126,000				
		社会福祉士	580,000	H25.9~H26.9 340,000	H26.10~H27.6 240,000						
		司法書士	1,134,000	H25.10~H26.10 364,000	H26.11~H27.10 270,000	H27.11~H28.10 250,000	H28.11~H29.10 250,000				
		司法書士	606,000	H25.10~H26.10 234,000	H26.11~H27.10 216,000	H27.11~H28.10 216,000					
		弁護士	432,000	H26.2~H27.1 216,000	H27.2~H28.1 216,000						
		社会福祉士	810,000	H26.7~H27.3 162,000	H27.4~H28.3 216,000	H28.4~H29.3 216,000	H29.4~H30.1 216,000				

3 山口市

社	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額							
		社会福祉士	450,000	H26.4~H27.4 234,000	H27.5~H28.4 216,000						
		社会福祉士	306,000	H27.1~H27.12 216,000	H28.1~H28.5 90,000						
		司法書士	558,000	H26.8~H27.6 198,000	H27.7~H28.7 234,000	H28.8~H29.2 126,000					
		社会福祉士	684,000	H26.8~H27.9 252,000	H27.10~H28.9 216,000	H28.10~H29.9 216,000					
		社会福祉士	252,000	H26.12~H28.1 252,000							
		社会福祉士	666,000	H27.2~H28.3 252,000	H28.4~H29.2 198,000	H29.3~H30.2 216,000					
		社会福祉士	234,000	H27.3~H28.3 234,000							
		社会福祉士	596,000	H27.8~H28.7 236,000	H28.8~H29.7 216,000	H29.8~H30.3 144,000					
		司法書士	72,000	H28.5~H28.8 72,000							
		社会福祉士	234,000	H27.9~H28.9 234,000							
		司法書士	432,000	H28.3~H29.2 216,000	H29.2~H30.2 216,000						
		社会福祉士	234,000	H28.4~H29.4 234,000							
		司法書士	216,000	H28.8~H29.7 216,000							
		社会福祉士	216,000	H28.9~H29.8 216,000							
		弁護士	216,000	H28.10~H29.9 216,000							
		司法書士	216,000	H28.12~H29.11 216,000							

3 山口市

No.	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額							
3	山口市	司法書士	216,000	H28.11~H29.10 216,000							
		社会福祉士	216,000	H29.1~H29.12 216,000							
		社会福祉士	80,000	H29.9~H30.1 80,000							
4	萩市	司法書士	80,000	H28.8~H28.11 80,000							
		弁護士	100,000	H28.10~H29.2 100,000							
		司法書士	160,000	H28.11~H29.6 160,000							
		社会福祉協議会	200,000	H29.2~H29.11 200,000							
		一般社団法人	260,000	H29.4~H30.5 260,000							
5	防府市	司法書士	864,000	H24.6~H25.6 216,000	H25.6~H26.6 216,000	H27.7~H28.6 216,000	H28.7~H29.6 216,000				
		社会福祉士	1,546,000	H22.3~H23.3 336,000	H23.4~H24.4 260,000	H24.5~H25.6 280,000	H25.7~H26.3 180,000	H26.4~H27.1 280,000	H27.2~H27.11 210,000	H27.12~H28.11 250,000	H28.12~H29.11 270,000
		社会福祉士	522,000	H24.4~H25.10 324,000	H25.11~H26.9 198,000						
		社会福祉士	1,878,000	H22.3~H23.2 300,000	H23.3~H24.2 336,000	H24.3~H25.2 336,000	H25.3~H26.2 336,000	H27.3~H28.2 300,000	H28.3~H29.2 270,000	H29.3~H30.2 270,000	
		弁護士	1,270,000	H25.5~H26.11 480,000	H26.12~H27.11 250,000	H27.12~H28.12 270,000	H29.1~H29.12 270,000				
		司法書士	520,000	H26.6~H27.6 250,000	H27.7~H28.7 270,000						
		社会福祉士	36,000	H29.11~H30.1 36,000							
		社会福祉協議会	198,000	H27.2~H27.12 198,000							

No.	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額									
5	防府市	弁護士	216,000	H26.12~H27.12 216,000									
		社会福祉協議会	756,000	H26.2~H28.2 450,000	H28.3~H29.2 216,000	H29.3~H29.7 90,000							
		司法書士	198,000	H27.9~H28.8 198,000									
		弁護士	234,000	H27.7~H28.8 234,000									
		社会福祉士	120,000	H28.11~H29.5 120,000									
		司法書士	180,000	H29.6~H30.3 180,000									
		司法書士	216,000	H20.12~H21.12 216,000									
		社会福祉士	117,000	H21.2~H22.3 117,000									
6	下松市	社会福祉協議会	198,000	H27.6~H28.5 198,000									
		社会福祉協議会	414,000	H27.6~H28.5 198,000	H28.6~H29.4 216,000								
		社会福祉士	1,296,000	H23.5~H24.4 216,000	H24.5~H25.4 216,000	H25.5~H26.4 216,000	H26.5~H27.4 216,000	H27.5~H28.4 216,000	H28.5~H29.4 216,000				
7	岩国市	社会福祉士	126,000	H19.7~H20.2 126,000									
		司法書士	795,000	H20.5~H21.3 165,000	H21.4~H22.3 216,000	H22.4~H23.3 216,000	H23.4~H24.2 198,000						
		社会福祉士	234,000	H20.11~H21.3 90,000	H21.4~H21.11 144,000								
		社会福祉士	192,094	H23.1~H23.3 41,806	H23.4~H23.12 150,288								
		司法書士	1,068,000	H23.4~H24.4 222,000	H24.5~H25.3 198,000	H25.4~H26.3 216,000	H26.4~H27.3 216,000	H27.4~H28.3 216,000					

No.	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額							
7	岩国市	社会福祉士	89,937	H24.4~H25.3 82,937	H25.4~H25.4 7,000						
		社会福祉士	478,000	H25.1~H25.3 36,000	H25.3~H26.3 226,000	H26.4~H27.3 216,000					
		社会福祉士	324,000	H24.7~H25.3 162,000	H25.4~H25.12 162,000						
		社会福祉士	234,000	H25.12~H26.12 234,000							
		社会福祉士	711,000	H25.12~H26.3 63,000	H26.4~H27.3 216,000	H27.4~H28.3 216,000	H28.4~H29.3 216,000				
		司法書士	306,000	H25.11~H26.3 90,000	H27.2~H28.2 216,000						
		社会福祉士	615,000	H27.3~H28.3 294,000	H28.4~H29.3 321,000						
		社会福祉士	360,000	H27.8~H28.3 144,000	H28.4~H29.3 216,000						
		司法書士	220,200	H28.6~H29.6 220,200							
8	光市	司法書士	440,000	H18.1~H19.1 240,000	H19.2~H20.7 200,000						
		社会福祉士	310,000	H19.3~H21.8 310,000							
		行政書士	1,174,139	H18.7~H26.7 1,174,139							
		社会福祉士	434,710	H26.3~H27.3 130,461	H27.4~H28.3 216,000	H28.4~H29.3 88,249					
		社会福祉士	52,860	H27.7~H27.11 52,860							
		司法書士	173,000	H27.10~H28.9 173,000							
		社会福祉士	214,268	H27.10~H28.9 106,504	H28.10~H29.9 107,764						

No.	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額											
8	光市	弁護士	99,094	H28.10~H29.9 99,094											
9	長門市	弁護士	173,000	H25.8~H26.7 336,000											
		社会福祉士	214,268	H29.1~H30.1 280,000											
		社会福祉士	0	H29.4~H30.4 216,000											
		弁護士	0	H29.7~H30.6 216,000											
10	柳井市	社会福祉士	235,000	H19.6~H20.7 220,000	H20.8~H20.8 15,000										
11	美祿市	社会福祉協議会	124,000	H28.6~H29.1 124,000											
		弁護士	36,000	H29.7~H29.8 36,000											
12	周南市	社会福祉協議会	70,000	H28.1~H28.4 70,000											
13	山陽小野田市	弁護士	558,000	H27.2~H28.7 324,000	H28.8~H29.8 234,000										
		弁護士	360,000	H28.1~H29.8 360,000											
		司法書士	84,000	H29.7~H29.9 84,000											
		社会福祉協議会	270,000	H28.4~H29.6 270,000											
14	和木町	社会福祉士	280,000	H26.2~H26.3 40,000	H24.4~H27.3 240,000										

【障害者】

No	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額						
1	下関市	社会福祉士	594,000	H25.7~H26.7 234,000	H26.8~H27.6 198,000	H27.7~H28.3 162,000				
		社会福祉士	216,000	H25.6~H26.5 216,000						
		社会福祉士	216,000	H28.11~H29.10 216,000						
		社会福祉士	268,000	H25.9~H26.8 268,000						
		社会福祉士	1,034,000	H25.9~H26.8 268,000	H26.9~H27.8 272,000	H27.9~H28.8 247,000	H28.9~H29.8 247,000			
2	宇部市	社会福祉士	698,000	H22.3~H23.4 68,000	H26.7~H28.5 414,000	H28.6~H29.5 216,000				
		司法書士	970,000	H24.10~H27.2 520,000	H27.3~H28.3 234,000	H28.4~H29.3 216,000				
		社会福祉士	190,000	H28.5~H29.5 190,000						
		司法書士	234,000	H21.8~H22.9 234,000						
		弁護士	828,000	H25.2~H27.11 612,000	H27.12~H28.11 216,000					
3	山口市	弁護士	1,076,000	H25.3~H26.5 392,000	H26.5~H27.6 252,000	H27.7~H28.6 216,000	H28.7~H29.6 216,000			
4	防府市	司法書士	1,352,000	H21.8~H22.7 200,000	H22.8~H23.9 252,000	H23.10~H24.11 252,000	H24.12~H25.11 216,000	H25.12~H26.11 216,000	H27.12~H28.11 216,000	H28.12~H29.11 216,000
		司法書士	500,000	H26.8~H28.7 500,000						
		社会福祉士	320,000	H27.2~H28.3 320,000						

No.	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額						
4	防府市	司法書士	252,000	H21.8~H22.8 252,000						
5	下松市	弁護士	2,415,000	H17.12~H19.12 1,075,000	H19.12~H20.9 360,000	H20.10~H21.10 510,000	H21.10~H22.10 470,000			
		弁護士	250,000	H28.5~H29.4 250,000						
6	岩国市	司法書士 →弁護士 (H27.1)	388,400	H25.6~H25.8 60,000	H25.9~H25.10 35,000	H25.10~H27.3 293,400				
		社会福祉士	926,000	H24.9~H25.12 260,000	H25.12~H26.12 234,000	H26.12~H27.12 216,000	H28.1~H28.12 216,000			
		弁護士	306,000	H26.3~H26.6 72,000	H26.6~H27.3 54,000	H27.3~H28.3 126,000	H28.3~H29.3 54,000			
		弁護士	99,000	H28.9~H29.8 99,000						
		司法書士	240,000	H28.11~H29.10 240,000						
7	光市	社会福祉士	270,000	H22.8~H24.2 270,000						
		社会福祉士	330,000	H28.9~H29.8 330,000						
8	柳井市	社会福祉士	1,161,000	H25.1~H26.1 225,000	H26.2~H27.2 234,000	H27.3~H28.2 216,000	H28.3~H29.2 216,000	H29.3~H30.5 270,000		
9	美祢市	弁護士	484,258	H27.7~H27.8 34,258	H27.9~H28.9 234,000	H28.10~H29.9 216,000				
10	周南市	弁護士	240,000	H29.3~H30.2 240,000						
11	和木町	社会福祉協議会	428,000	H25.6~H26.3 188,000	H26.4~H27.3 240,000					

No.	市町	成年後見人等種別	総額(円)	後見報酬額						
				H26.4~H27.3	H27.4~H28.3	H28.4~H29.3	H29.4~H30.3			
12	上関町	社会福祉士	424,060	216,000	45,286	28,024	134,750			
		社会福祉士	216,000	216,000						

(6) 法人後見制度利用支援事業(障害者)について

No.	市町	研修会 実施状況	組織体制 構築	活動支援 状況	その他 活動支援状況	事業委託 検討状況	実施上の課題等
1	下関市						
2	宇部市						
3	山口市					検討している	
4	萩市						人材不足等により受入ができる法人がない。
5	防府市						
6	下松市						
7	岩国市						
8	光市						
9	長門市						
10	柳井市						・法人後見の担い手不足 ・予算的な問題
11	美祿市						
12	周南市						
13	山陽小野田市						
14	周防大島町						①過疎地域であり後見用務を行える法人等が存在しない。(断られる) ②過疎地域であり育成する団体がいない。
15	和木町						管内に成年後見制度(法人)を実施している、あるいは実施できそうな事業所がない。
16	上関町						
17	田布施町						
18	平生町						
19	阿武町						行政としては社協が法人後見を受けてくれれば良いと感じているが、社協自体、地域福祉権利擁護事業で手一杯の様子。

(7)事業実施上の課題、事業以外の活動等

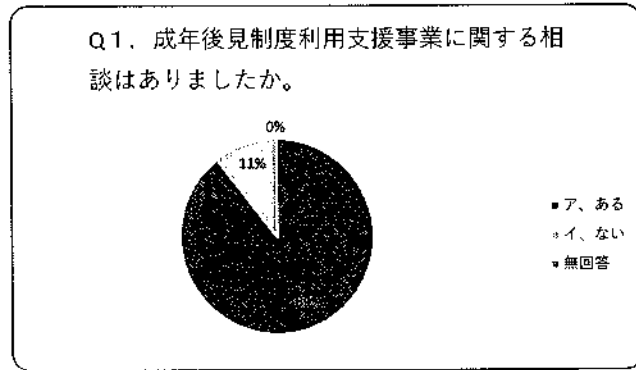
No.	市町	内容
1	下関市	
2	宇部市	
3	山口市	現状では申立後、審判が下りるまでに1～2ヶ月、その後登記されて実際に後見人が事務を行えるようになるまでに数週間～1ヶ月ほどの時間を要する。 施設入所の等の手続きのために申立を行うケースもあり、所要時間の短縮が課題であると感じている。
4	萩市	
5	防府市	
6	下松市	近年、市長申立て件数が増加傾向にあり、併せて報酬助成を実施するケースも増加しているため、今後対象者が増加した場合の予算の確保が課題になってくると思われる。
7	岩国市	
8	光市	【高齢者・障害者】 予算額：61,000円 事業名：虐待予防講演会 事業・活動内容：成年後見制度の効果的な活用について、普及、啓発
9	長門市	・家族、障害福祉サービス事業所等の成年後見制度の理解 ・適切な診断書の作成、精神鑑定実施可能な医療機関の整備 ・必要性があっても制度の理解が困難であることによる拒否、感情的な拒否 【障害者】 予算額：51,000円 事業名：成年後見制度普及啓発事業 事業・活動内容：障害者支援施設や障害福祉サービス事業所における保護者会において、講演会及び相談会の開催
10	柳井市	・予算と財源の問題 ・財産把握の方法 ・担当人員の問題
11	美祿市	
12	周南市	
13	山陽小野田市	
14	周防大島町	
15	和木町	
16	上関町	
17	田布施町	
18	平生町	
19	阿武町	市町村申立マニュアル山口県版を作ってほしい。

ウ 特別調査

Q1. 成年後見制度利用支援事業に関する相談はありましたか。

	度数
ア、ある	17
イ、ない	2
無回答	0
合計	19

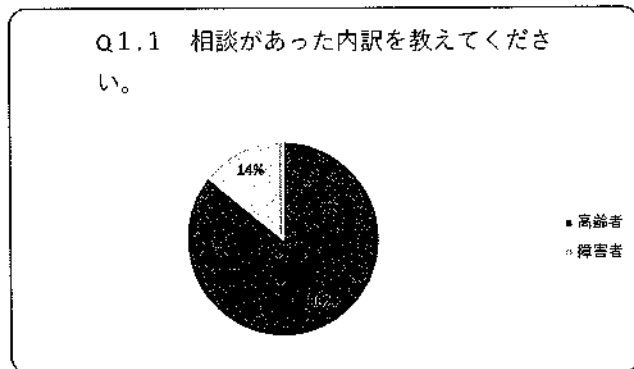
相談を受けたことが「ある」が17市町、「ない」が2市町であった。



Q1.1 相談があった内訳を教えてください。

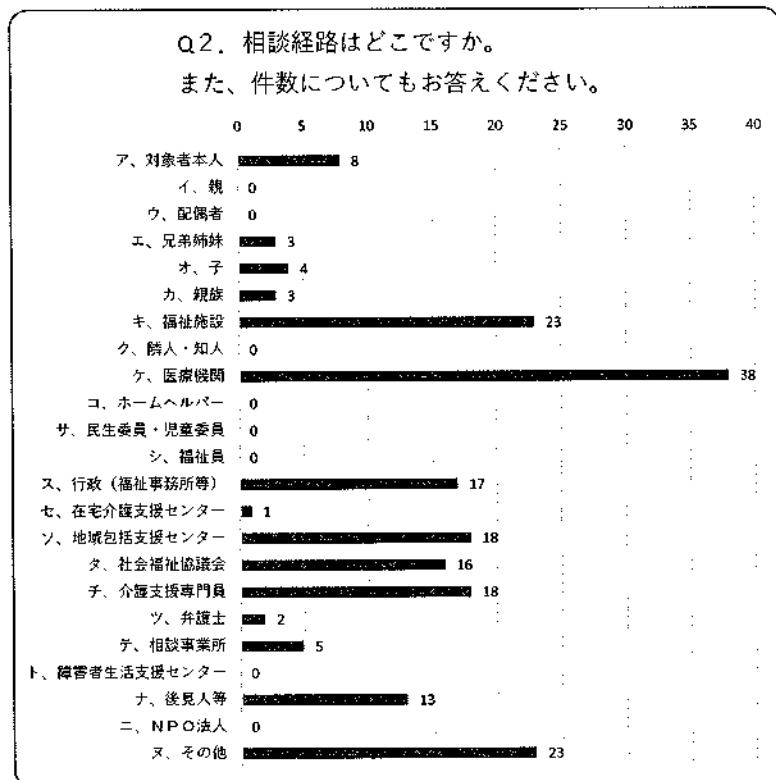
	合計
総件数	192
高齢者	165
障害者	27

相談の総件数は192件であった。最も多い件数は65件、最も少ない件数は1件であり、市町によって相談件数のバラつきがみられた。相談の内訳は「高齢者」が86%、「障害者」が14%であった。



Q2. 相談経路はどこですか。また、件数についてもお答えください。

	合計
ア、対象者本人	8
イ、親	0
ウ、配偶者	0
エ、兄弟姉妹	3
オ、子	4
カ、親族	3
キ、福祉施設	23
ク、隣人・知人	0
ケ、医療機関	38
コ、ホームヘルパー	0
サ、民生委員・児童委員	0
シ、福祉員	0
ス、行政（福祉事務所等）	17
セ、在宅介護支援センター	1
ソ、地域包括支援センター	18
タ、社会福祉協議会	16
チ、介護支援専門員	18
ツ、弁護士	2
テ、相談事業所	5
ト、障害者生活支援センター	0
ナ、後見人等	13
ニ、NPO法人	0
ヌ、その他	23

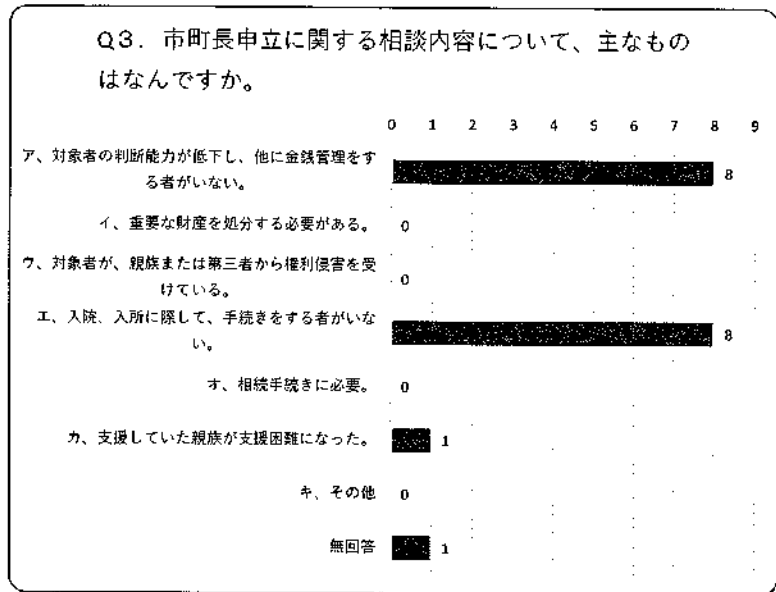


相談経路は「医療機関」が最も多く、次いで「福祉施設」「その他」「地域包括支援センター」「介護支援専門員」の順になっている。

Q3. 市町長申立に関する相談内容について、主なものはなんですか。

	度数
ア、対象者の判断能力が低下し、他に金銭管理をする者がいない。	8
イ、重要な財産を処分する必要がある。	0
ウ、対象者が、親族または第三者から権利侵害を受けている。	0
エ、入院、入所に際して、手続きをする者がいない。	8
オ、相続手続きに必要。	0
カ、支援していた親族が支援困難になった。	1
キ、その他	0
無回答	1

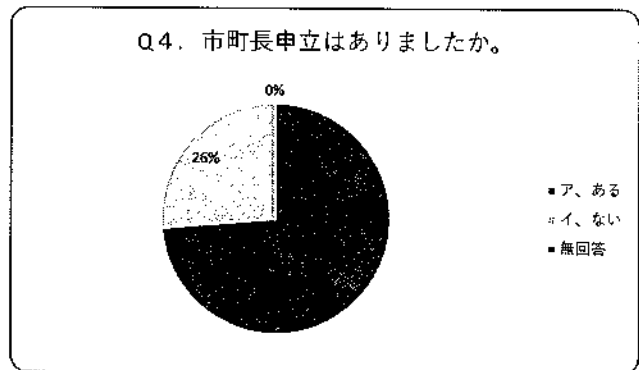
主な相談内容は、「対象者の判断能力が低下し、他に金銭管理をする者がいない」「入院、入所に際して、手続きをする者がいない」が同値であった。



Q4. 市町長申立はありましたか。

	度数
ア、ある	14
イ、ない	5
無回答	0
合計	19

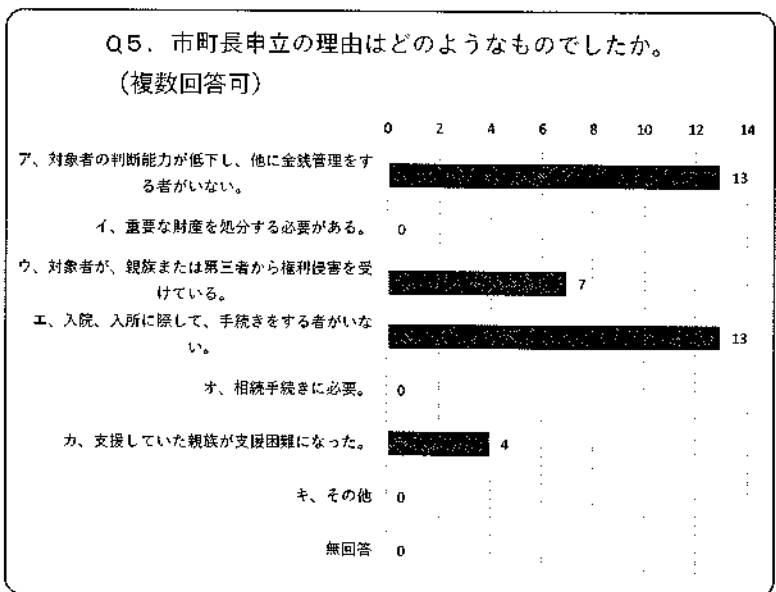
市町長申立が「ある」が14市町、「ない」が5市町であった。



Q5. 市町長申立の理由はどのようなものでしたか。(複数回答可)

	度数
ア、対象者の判断能力が低下し、他に金銭管理をする者がいない。	13
イ、重要な財産を処分する必要がある。	0
ウ、対象者が、親族または第三者から権利侵害を受けている。	7
エ、入院、入所に際して、手続きをする者がいない。	13
オ、相続手続きに必要。	0
カ、支援していた親族が支援困難になった。	4
キ、その他	0
無回答	0

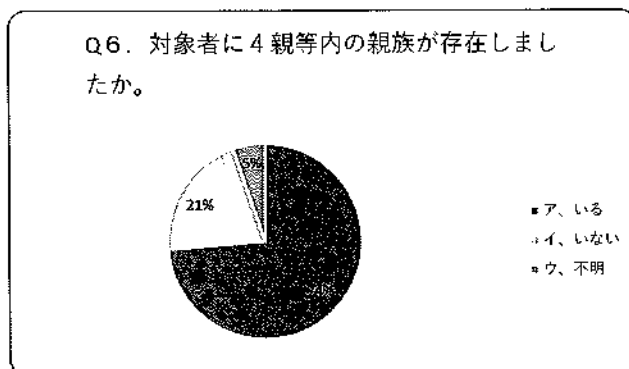
市町長申立の理由は、「対象者の判断能力が低下し、他に金銭管理をする者がいない」「入院、入所に際して、手続きをする者がいない」が同値であった。



Q6. 対象者に4親等内の親族が存在しましたか。

	度数
ア、いる	14
イ、いない	4
ウ、不明	1

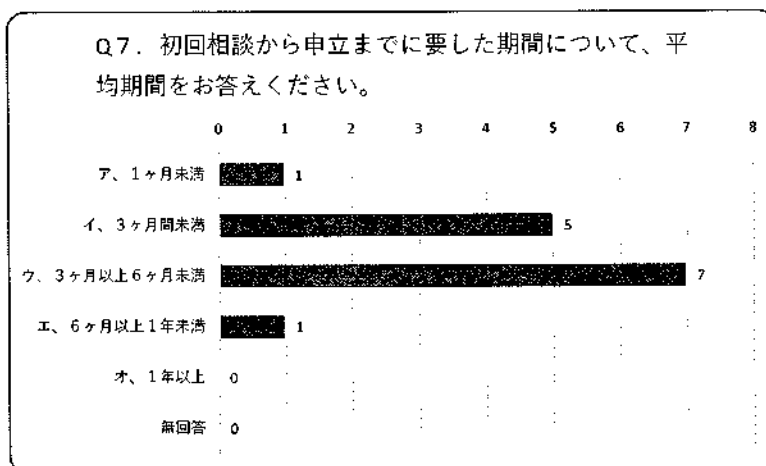
4親等以内の親族が「いる」が74%、「いない」が21%であった。



Q7. 初回相談から申立までに要した期間について、平均期間をお答えください。

	度数
ア、1ヶ月未満	1
イ、3ヶ月間未満	5
ウ、3ヶ月以上6ヶ月未満	7
エ、6ヶ月以上1年未満	1
オ、1年以上	0
無回答	0

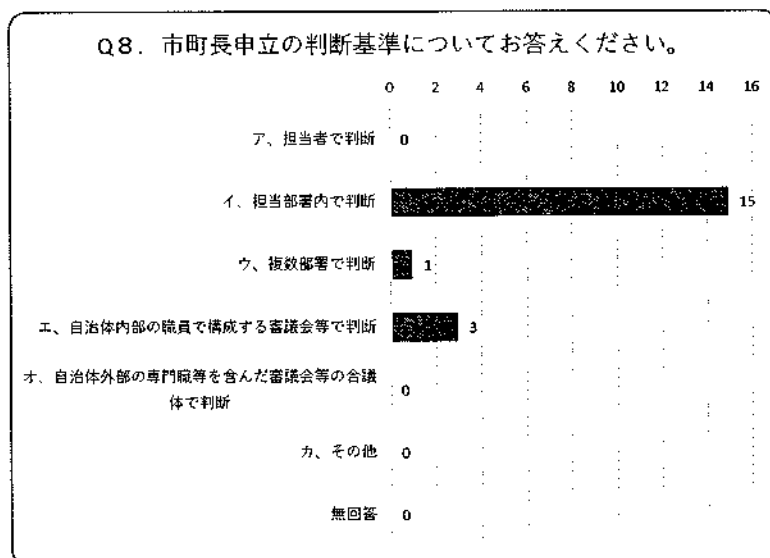
「3ヵ月以上6ヵ月未満」が最も多く、概ね初期相談から6ヵ月未満で申立に至っていた。



Q8. 市町長申立の判断基準についてお答えください。

	度数
ア、担当で判断	0
イ、担当部署内で判断	15
ウ、複数部署で判断	1
エ、自治体内部の職員で構成する審議会等で判断	3
オ、自治体外部の専門職等を含んだ審議会等の合議体で判断	0
カ、その他	0
無回答	0

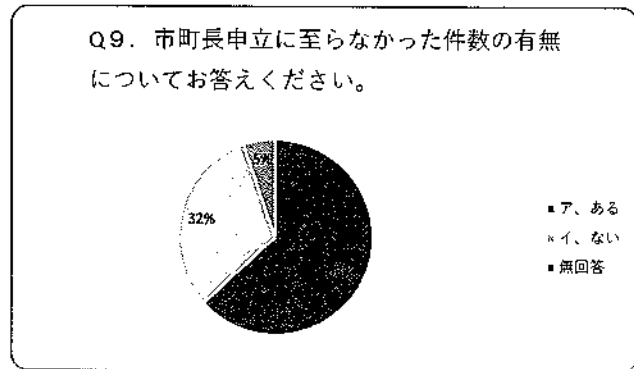
「担当部署内で判断」が最も多く、次いで「自治体内部の職員で構成する審議会等で判断」が多かった。



Q9. 市町長申立に至らなかった件数の有無についてお答えください。

	度数
ア、ある	12
イ、ない	6
無回答	1
合計	19

市町長申立に至らなかった件数が「ある」が12市町、「ない」が6市町であった。

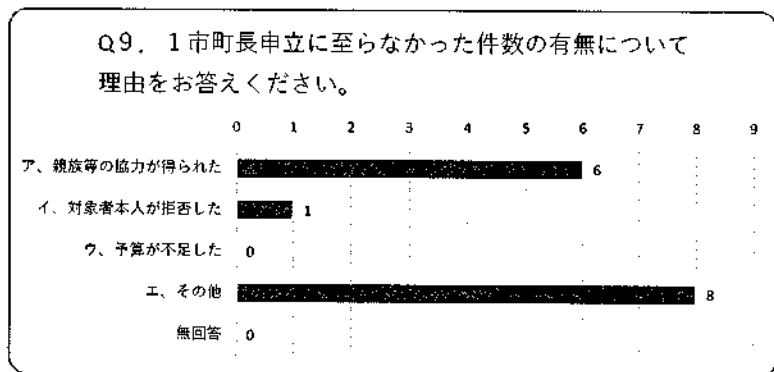


市町長申立に至らなかった件数	度数
	45

Q9.1 市長申立てに至らなかった理由を教えてください。(複数回答可)

	度数
ア、親族等の協力が得られた	6
イ、対象者本人が拒否した	1
ウ、予算が不足した	0
エ、その他	8
無回答	0

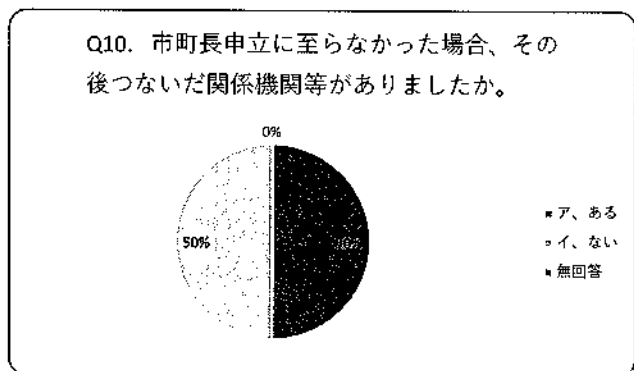
「その他」が最も多く、内容としては「申立人を変更(本人、その他)した」「成年後見人等は不要と判断し、他の制度を利用した」「戸籍調査中に本人が死亡した」等が挙げられていた。



Q10. 市町長申立に至らなかった場合、その後つないだ関係機関等がありましたか。

	度数
ア、ある	6
イ、ない	6
無回答	0
合計	12

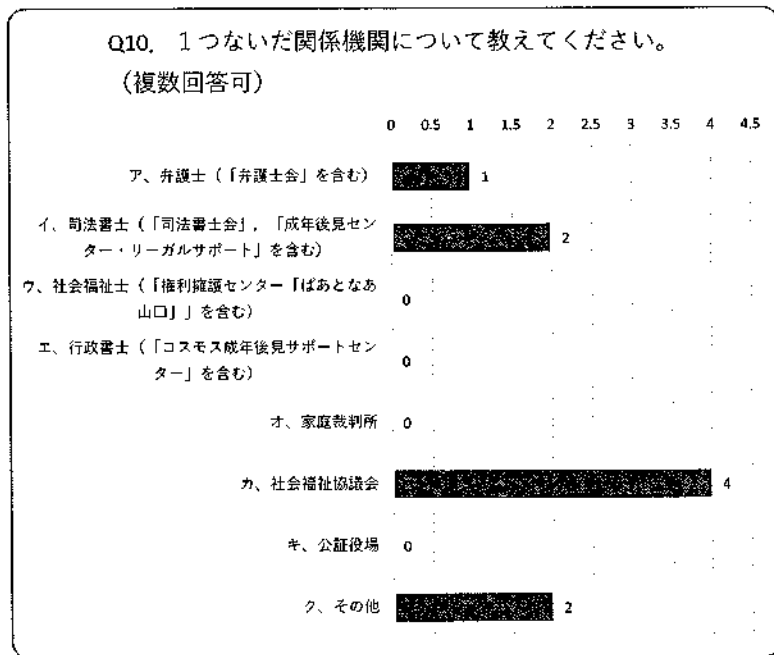
つないだ関係機関が「ある」「ない」が同値であった。



Q10.1 つないだ関係機関について教えてください。(複数回答可)

	度数
ア、弁護士(「弁護士会」を含む)	1
イ、司法書士(「司法書士会」, 「成年後見センター・リーガルサポート」を含む)	2
ウ、社会福祉士(「権利擁護センター「ばあとなあ山口」」を含む)	0
エ、行政書士(「コスモス成年後見サポートセンター」を含む)	0
オ、家庭裁判所	0
カ、社会福祉協議会	4
キ、公証役場	0
ク、その他	2

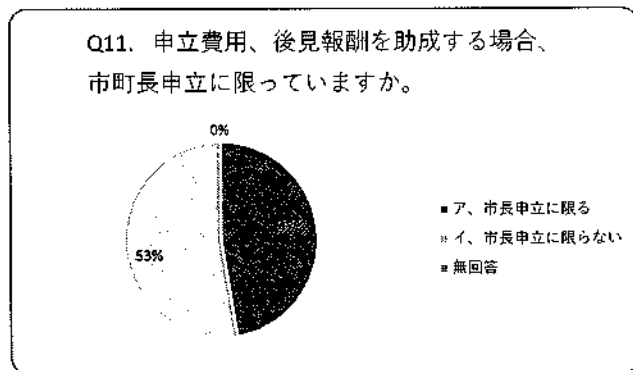
「社会福祉協議会」が最も多く、次いで「司法書士」「その他」であった。「その他」の内訳は、地域包括支援センター、救護施設であった。



Q11. 申立費用、後見報酬を助成する場合、市町長申立に限っていますか。

	度数
ア、市長申立に限る	9
イ、市長申立に限らない	10
無回答	0
合計	19

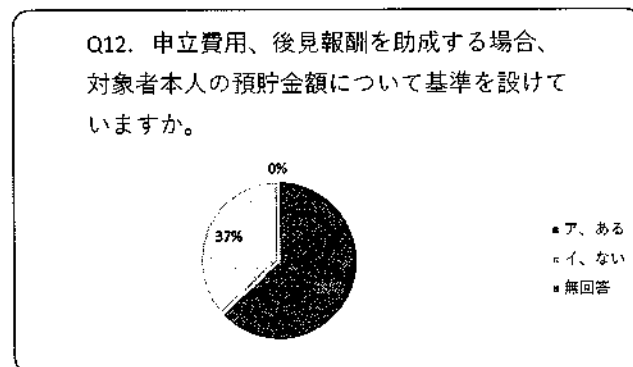
助成対象は「市町長申立に限る」が9市町、「市町長申立に限らない」が10市町であった。



Q12. 申立費用、後見報酬を助成する場合、対象者本人の預貯金額について基準を設けていますか。

	度数
ア、ある	12
イ、ない	7
無回答	0
合計	19

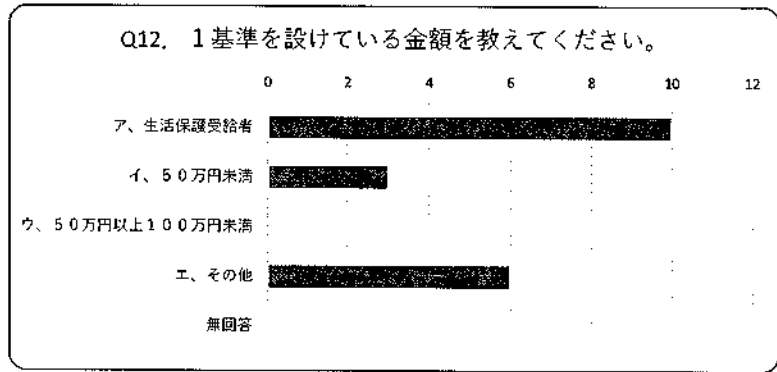
基準が「ある」が12市町、「ない」が7市町であった。



Q12.1 基準を設けている金額を教えてください。

	度数
ア、生活保護受給者	10
イ、50万円未満	3
ウ、50万円以上100万円未満	0
エ、その他	6
無回答	0

基準を設けている金額は、「生活保護受給者」が最も多く、次いで「その他」であった。「その他」の内容としては、「市長が認める者」「生活保護受給者に準ずると認められる者」「個別ケースごとに総合的に判断」「預貯金35万円以下」等が挙げられていた。



成年後見制度利用支援事業 担当部署一覧

市町	類型	担当部署名	電話番号
下関市	高齢	長寿支援課	083-231-1345
	障害	障害者支援課	083-227-4199
		健康推進課	083-231-1419
宇部市	高齢	地域福祉・指導監査課 福祉総合相談センター	0836-34-8393
	障害	地域福祉・指導監査課 福祉総合相談センター	0836-34-8393
山口市	高齢	健康福祉部 高齢福祉課	083-934-2793
	障害	健康福祉部 障がい福祉課	083-934-2988
萩市	高齢	福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係	0838-25-3137
	障害	福祉部 福祉支援課 障がい福祉係	0838-25-3523
防府市	高齢	健康福祉部 高齢福祉課	0835-25-2973
	障害	健康福祉部 障害福祉課	0835-25-2387
下松市	高齢	長寿社会課 地域包括支援係	0833-45-1838
	障害	福祉支援課 障害福祉係	0833-45-1835
岩国市	高齢	高齢者支援課 地域支援班	0827-29-2566
	障害	障害者支援課 障害者支援班	0827-29-2522
光市	高齢	高齢者支援課 地域包括支援係	0833-74-3002
	障害	福祉総務課 障害福祉係	0833-74-3001
長門市	高齢	市民福祉部 健康増進課	0837-23-1244
	障害	市民福祉部 福祉課	0837-23-1243
柳井市	高齢	健康福祉部 高齢者支援課	0820-22-2111
	障害	健康福祉部 社会福祉課	0820-22-2111
美祢市	高齢	市民福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係	0837-52-1132
	障害	市民福祉部 地域福祉課 障害福祉係	0837-52-5227
周南市	高齢	福祉医療部 地域福祉課	0834-22-8200
	障害	福祉医療部 障害者支援課	0834-22-8463
山陽小野田市	高齢	高齢福祉課	0836-82-1171
	障害	障害福祉課	0836-82-1159
周防大島町	高齢	福祉課	0820-77-5505
	障害	福祉課	0820-77-5505
和木町	高齢	保健福祉課	0827-52-2196
	障害	保健福祉課	0827-52-2195
上関町	高齢	保健福祉課	0820-62-1780
	障害	保健福祉課	0820-62-0184
田布施町	高齢	健康保険課 長寿支援係	0820-52-5809
	障害	町民福祉課 福祉係	0820-52-5810
平生町	高齢	町民福祉課 地域福祉班	0820-56-7113
	障害	町民福祉課 地域福祉班	0820-56-7113
阿武町	高齢	民生課 介護福祉係	08388-2-3115
	障害	民生課 介護福祉係	08388-2-3115

平成30年度 成年後見制度利用促進基本計画の策定状況調査

〈調査結果〉

調査基点：平成31年1月1日

目的：県内における「成年後見制度利用促進基本計画」の策定状況を把握することにより、今後の地域連携ネットワークの構築方策を検討するための基礎資料とする。

対象：県内各市町

調査方法：質問紙法（原則、電子メールによる発送、回収）

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
生活支援部 生活支援班

【「成年後見制度利用促進基本計画」の策定準備について】

質問 1

「成年後見制度利用促進基本計画」を策定していくにあたって、中心となって取り組みを進めていく部署は決まっていますか。

自治体名	決まっている	決まっていない	協議中	その他	部署名
下関市			○		
宇部市	○				地域福祉 指導監査課
山口市	○				高齢福祉課
萩市	○				権利擁護支援センター (平成31年度設置予定)
防府市	○				高齢福祉課、障害福祉課、 社会福祉課
下松市			○		
岩国市	○				社会課
光市		○			
長門市			○		
柳井市	○				健康福祉部
美祢市	○				地域福祉課、高齢福祉課
周南市	○				地域福祉課
山陽小野田市			○		
周防大島町			○		
和木町	○				保健福祉課
上関町		○			
田布施町	○				町民福祉課福祉係
平生町	○				町民福祉課
阿武町	○				民生課介護福祉係

質問2

ニーズ調査の実施状況についてお答えください。

自治体名	実施した時期	実施予定時期	実施は考えていない
下関市		未定	
宇部市			○
山口市			○
萩市			未定(まだ協議していない)
防府市	平成30年7月		
下松市		未定	
岩国市		未定	
光市			○
長門市			検討中
柳井市			○
美祢市	平成31年1月		
周南市		未定	
山陽小野田市			○
周防大島町			○
和木町			○
上関町			○
田布施町		未定	
平生町		未定	
阿武町			○

質問3

【質問2の1「実施した」及び2「実施予定」と回答された自治体にお聞きします】

ニーズ調査は、どのような対象者や内容で実施しましたか。
または実施する予定ですか。

- 在宅高齢者に関わるケアマネージャー、地域包括支援センター職員を対象に認知症による成年後見制度の必要性や制度の課題についてアンケートを実施した。(防府市)
- 需要と供給のバランスを調べるもの市内の医療・福祉関係の意識(長門市)
- 無作為に抽出した18歳以上の市民1500人に対し成年後見制度の認知度やニーズについて「地域福祉計画等に関する市民意識調査アンケート」に組み込み調査を実施(美祢市)
- 対象者、内容とも協議中のため未定。(田布施町、平生町)
- 検討中(下関市、岩国市、周南市)

質問 4

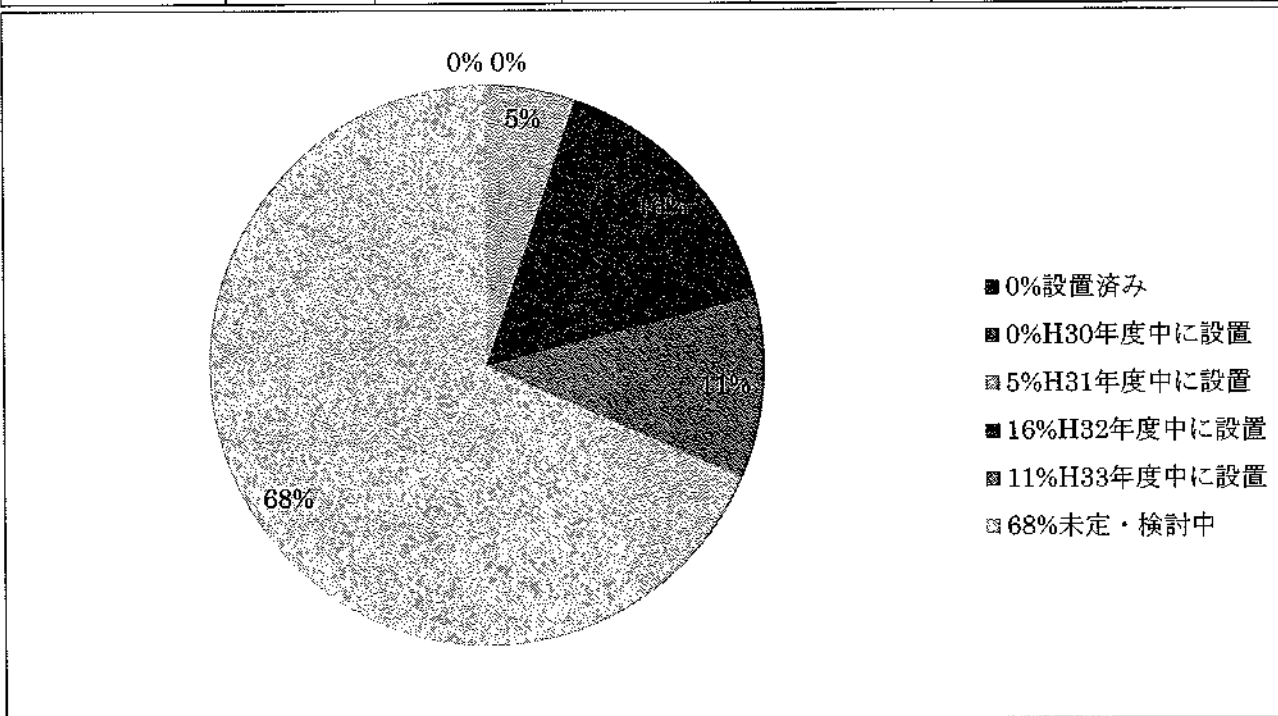
貴自治体では、中核機関を設置・検討していますか

自治体名	すでに設置済み	協議中	未実施	その他
下関市		○		
宇部市		○		
山口市		○		
萩市		○		
防府市		○		
下松市		○		
岩国市		○		
光市			○	
長門市			○	
柳井市		○		
美祿市		○		
周南市		○		
山陽小野田市		○		
周防大島町		○		
和木町			○	
上関町			○	
田布施町		○		
平生町		○		
阿武町		○		

質問 5

中核機関の設置時期は、いつ頃を予定していますか。

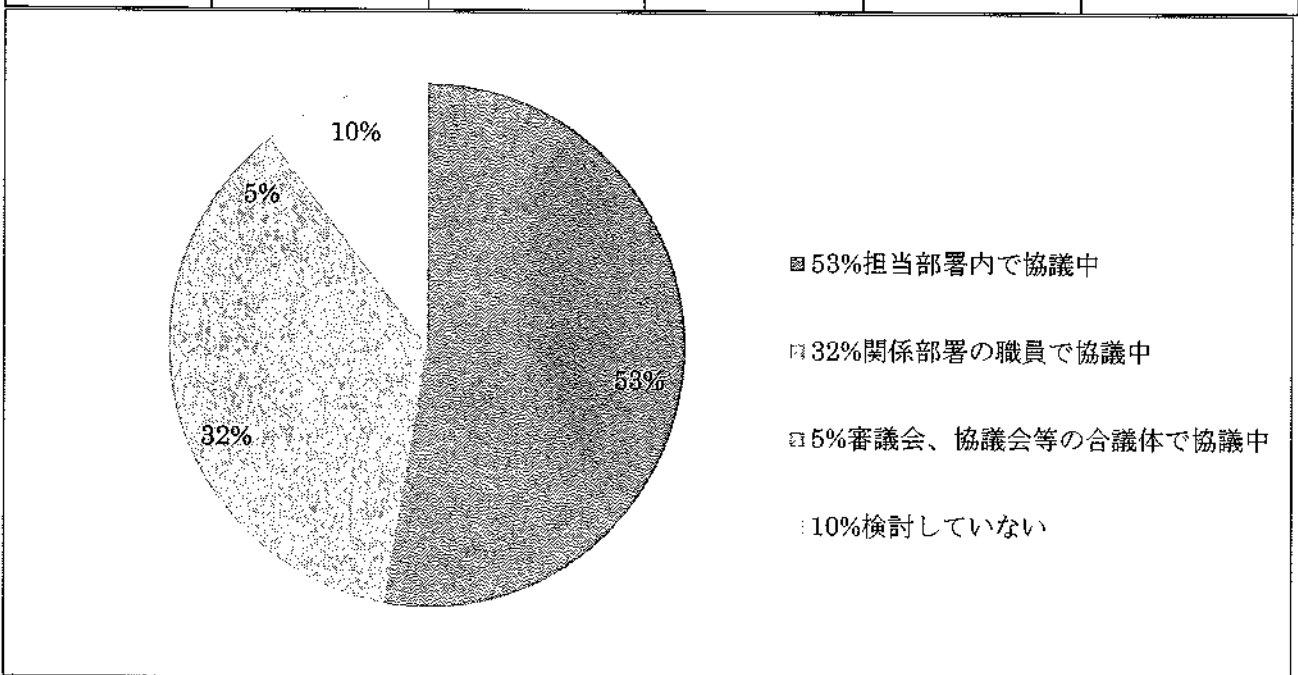
自治体名	設置済み	H30 年度中	H31 年度中	H32 年度中	H33 年度中	その他
下関市						未定
宇部市						未定
山口市						未定
萩市				○		
防府市						未定
下松市						未定
岩国市						未定
光市						未定
長門市						未定
柳井市						未定
美祢市				○		
周南市					○	
山陽小野田市						未定
周防大島町						未定
和木町						未定
上関市					○	
田布施町			○			
平生町				○		
阿武町						未定



質問 6

中核機関の設置について、どのような段階ですか。

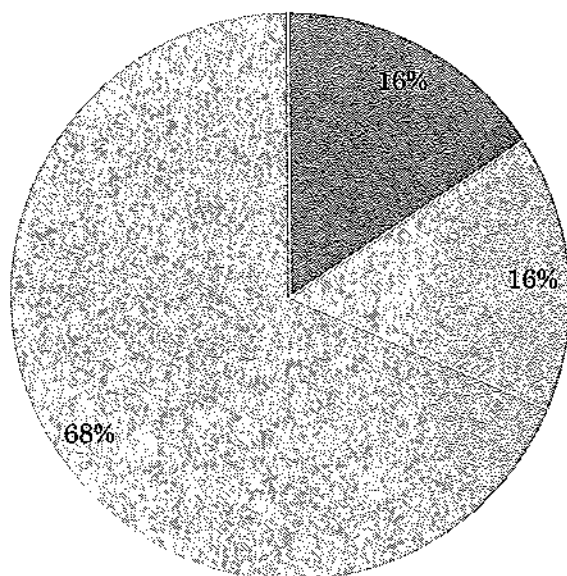
自治体名	1 担当部署内で協議中	2 関係部署の職員で協議中	3 審議会、協議会等で協議中	4 検討していない	5 その他
下関市		○			
宇部市	○				
山口市				○	
萩市	○				
防府市	○				
下松市	○				
岩国市	○				
光市				○	
長門市	○				
柳井市		○			
美祢市		○			
周南市	○				
山陽小野田市	○				
周防大島町		○			
和木町		○			
上関町	○				
田布施町			○		
平生町		○			
阿武町	○				



質問 7

中核機関の設置形態は、どのような形を考えていますか。

自治体名	既存のセンター等を活用	新規にセンター等を設立	その他
下関市			今後検討予定
宇部市			未定
山口市			今後協議する
萩市		○	
防府市		○	
下松市			未定
岩国市	岩国市地域包括支援センター		
光市			未定
長門市			検討中
柳井市			未定
美祿市			市の部局で対応
周南市	○		
山陽小野田市			協議中
周防大島町			検討中
和木町			協議中
上関町			現在検討中
田布施町			役場担当部署に設置
平生町		○	
阿武町	阿武町社会福祉協議会		

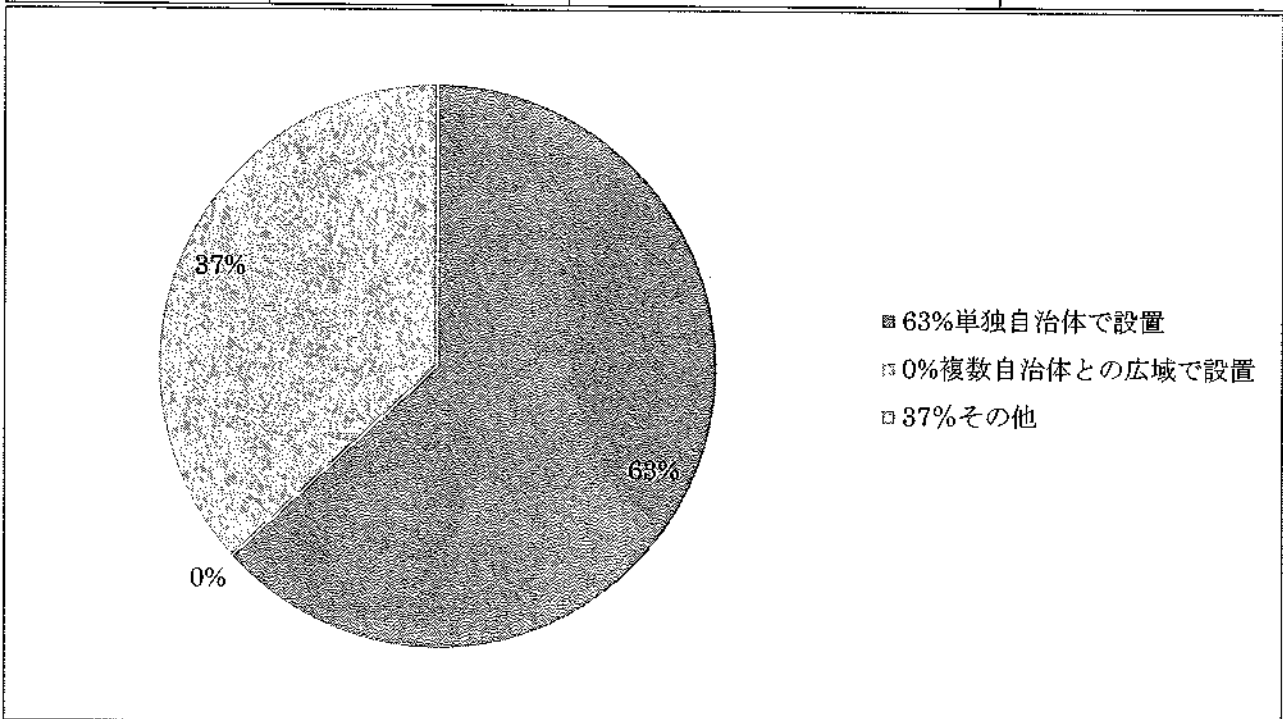


- 16%既存のセンター等を活用
- 16%新規にセンター等を設立
- 68%その他

質問 8

中核機関の設置形態は、どのような形を考えていますか。

自治体名	単独自治体で設置	複数自治体との広域で設置	その他
下関市	○		
宇部市			未定
山口市	○		
萩市	○		
防府市	○		
下松市			未定
岩国市	○		
光市			未定
長門市			検討中
柳井市	○		
美祿市	○		
周南市			未定
山陽小野田市			協議中
周防大島町			検討中
和木町	○		
上関町	○		
田布施町	○		
平生町	○		
阿武町	○		



質問 9

中核機関の運営形態は、どのような体制を考えていますか。

自治体名	直営で実施	委託で実施	一部委託で実施	その他
下関市				今後検討予定
宇部市				未決定
山口市				今後協議する
萩市	権利擁護支援センター (来年度設置予定)			
防府市		社会福祉協議会		
下松市				未定
岩国市	社会課			未定
光市				未定
長門市				未定
柳井市				未定
美祢市	地域福祉課、高齢福祉課			
周南市				未定
山陽小野田市				協議中
周防大島町				未定
和木町				協議中
上関町	現在検討中			
田布施町	町民福祉課福祉係			
平生町	町民福祉課地域福祉班			
阿武町			阿武町社会福祉協議会	

質問 10

質問 9 の回答の理由についてお答えください。

- 下関市：ニーズ調査の結果により検討予定としているため。
- 宇部市：今後、協議を行い検討する予定である。
- 萩市：来年度、権利擁護の専門機関である権利擁護支援センターを設置予定。成年後見利用促進法の関連業務も担当する予定としているため。
- 防府市：地域福祉権利擁護事業と一体的な相談、運営が可能であること。民生委員、福祉員など地区組織との関係性があること。
- 岩国市：市に今ある機能を活用して進めたいと考えている。
- 光市：検討が進んでない。
- 長門市：委託可能な団体が無い。
- 美祢市：窓口を一本化することにより市民サービスの低下を防ぐ。
- 平生町：受託機関の選定が難しいため。
- 田布施町：関係機関への設置が困難なため。
- 阿武町：社協・地域包括支援センターが一体化しており、地域における総合相談窓口の位置づけであるため。
- 協議中（下松市、柳井市、山陽小野田市）
- 検討中（周南市、上関町）

質問 11

【質問 9 の 2 「委託で実施」 及び 3 「一部委託で実施」と回答された自治体にお聞きします】

中核機関の運営を委託した場合、自治体はどのような役割を想定していますか。

- 防府市：権利擁護支援や、成年後見利用促進機能の強化に向けて設計した全体構想が十分に果たされているかなど、管理機能を持つこと。
- 阿武町：申立支援（助言や作成）、後見人候補者の推薦および広報啓発、相談受付など、中核機関と位置付ける機関と適時連携協力する。
- 周防大島町：検討中

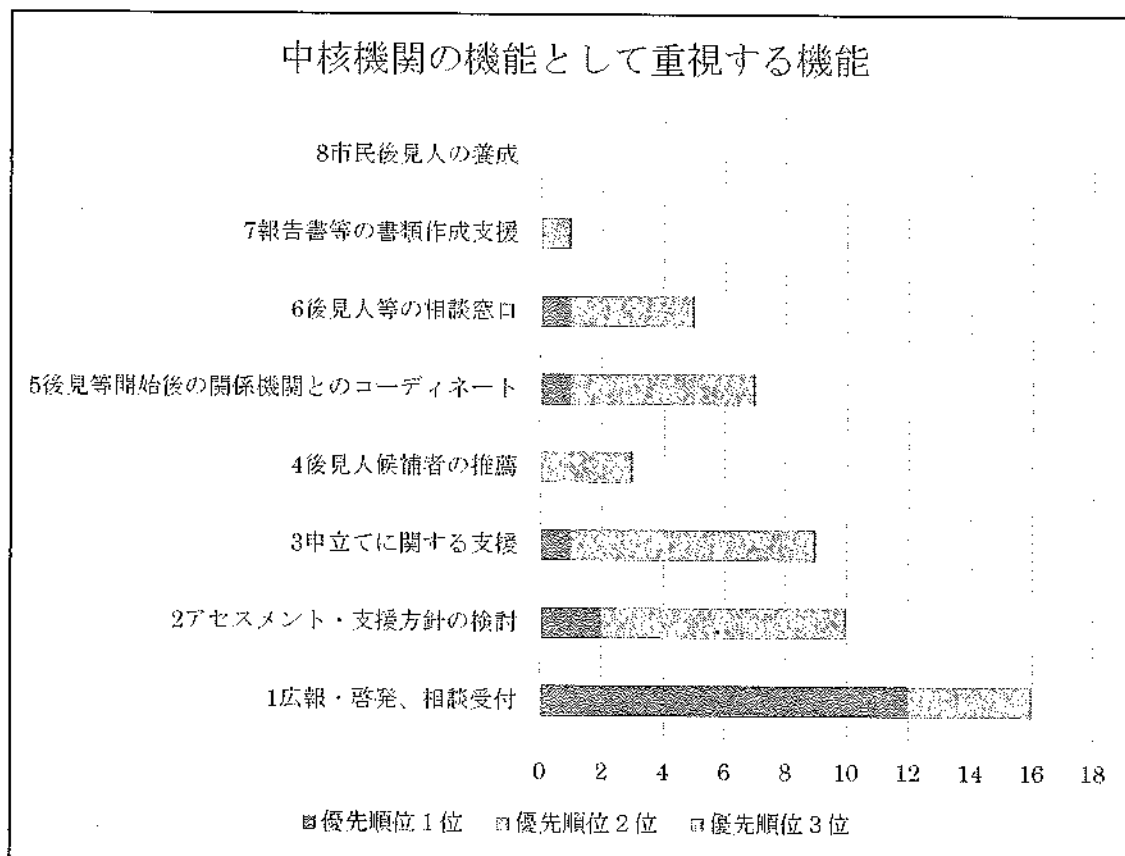
質問 12

中核機関に配置する職員について、どのように考えていますか。(例：資格の有無や経験等)

- 社会福祉士等有資格者（萩市、山陽小野田市、和木町、阿武町）
- 福祉・介護又は医療に係る相談業務の経験があること。社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する事が望ましい。(防府市)
- 社会福祉士 2 名（岩国市）
- 有資格者が望ましい。(柳井市)
- 一般業務と兼務となり、資格の有無、経験年数等は考慮しない。(平生町)

質問 13

中核機関の機能として、重視する機能はどのようなことですか。
優先順位の高い順に3つまで選択してください。



質問 1 4

協議会等を設置・検討していますか。

自治体名	既に設置している	現在、設置・検討に向けて協議中	設置・検討していない	その他
下関市				今後検討予定
宇部市		○		
山口市		○		
萩市		○		
防府市		○		
下松市		○		
岩国市		○		
光市			○	
長門市			○	
柳井市				未定
美祢市		○		
周南市			○	
山陽小野田市		○		
周防大島町		○		
和木町			○	
上関町			○	
田布施町		○		
平生町		○		
阿武町		○		

質問 15

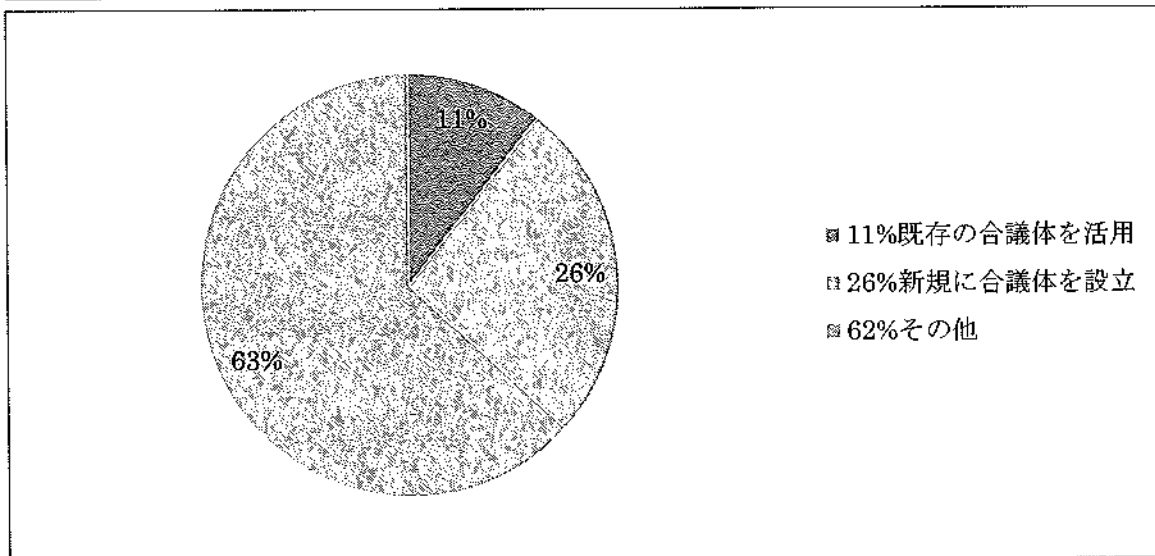
協議会等の設置時期は、いつ頃を予定していますか。

自治体名	既に設置済み	平成 30 年度中	平成 31 年度中	平成 32 年度中	平成 33 年度中	未定
下関市						○
宇部市						○
山口市			○			
萩市				○		
防府市						○
下松市						○
岩国市						○
光市						○
長門市						○
柳井市						○
美祢市				○		
周南市					○	
山陽小野田市						○
周防大島町						○
和木町						○
上関町					○	
田布施町			○			
平生町			○			
阿武町					○	

質問 16

協議会等の設置方法は、どのようなものを考えていますか。

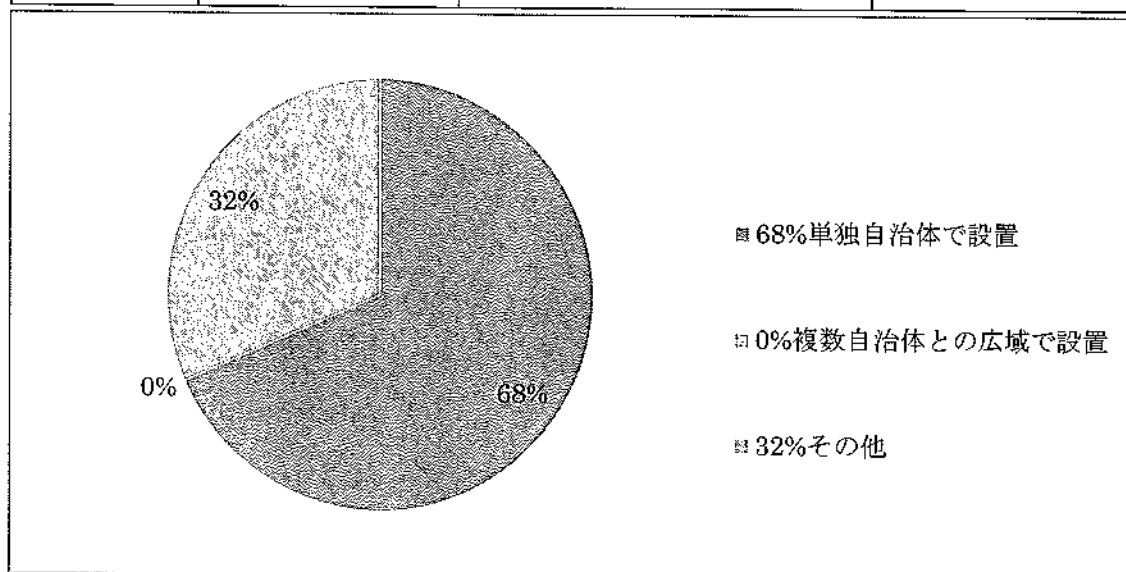
自治体名	既存の合議体を活用	新規に合議体を設立	その他
下関市			今後検討予定
宇部市		○	
山口市		○	
萩市			未定
防府市			既存の合議体で可能か検討中
下松市			検討中
岩国市	地域包括ケア推進協議会		
光市			未定
長門市			検討中
柳井市			未定
美祢市		○	
周南市			検討中
山陽小野田市	虐待防止協議会		
周防大島町			検討中
和木町			協議中
上関町			現在検討中
田布施町		○	
平生町		○	
阿武町			専門部会にて協議話し合いを行う



質問 17

協議会等の設置形態は、どのような形を考えていますか。

自治体名	単独自治体で設置	複数自治体との広域で設置	その他
下関市	○		
宇部市	○		
山口市	○		
萩市	○		
防府市	○		
下松市			検討中
岩国市	○		
光市			未定
長門市			検討中
柳井市			未定
美祢市	○		
周南市			検討中
山陽小野田市	○		
周防大島町			検討中
和木町	○		
上関町	○		
田布施町	○		
平生町	○		
阿武町	○		



質問 18

協議会等の運営形態は、どのような体制を考えていますか。

自治体名	自治体で運営	関係機関で運営	その他
下関市			未回答
宇部市		社会福祉協議会	
山口市	高齢福祉課		
萩市			部署未定
防府市		社会福祉協議会	
下松市			検討中
岩国市	社会課		
光市			未定
長門市			部署未定
柳井市	健康福祉部		
美祢市	地域福祉課、高齢福祉課		
周南市			未定
山陽小野田市	福祉部		
周防大島町			未定
和木町	保健福祉課		
上関町			現在検討中
田布施町	町民福祉課 福祉係		
平生町	町民福祉課地域福祉班		
阿武町		町民生課、社会福祉協議会	

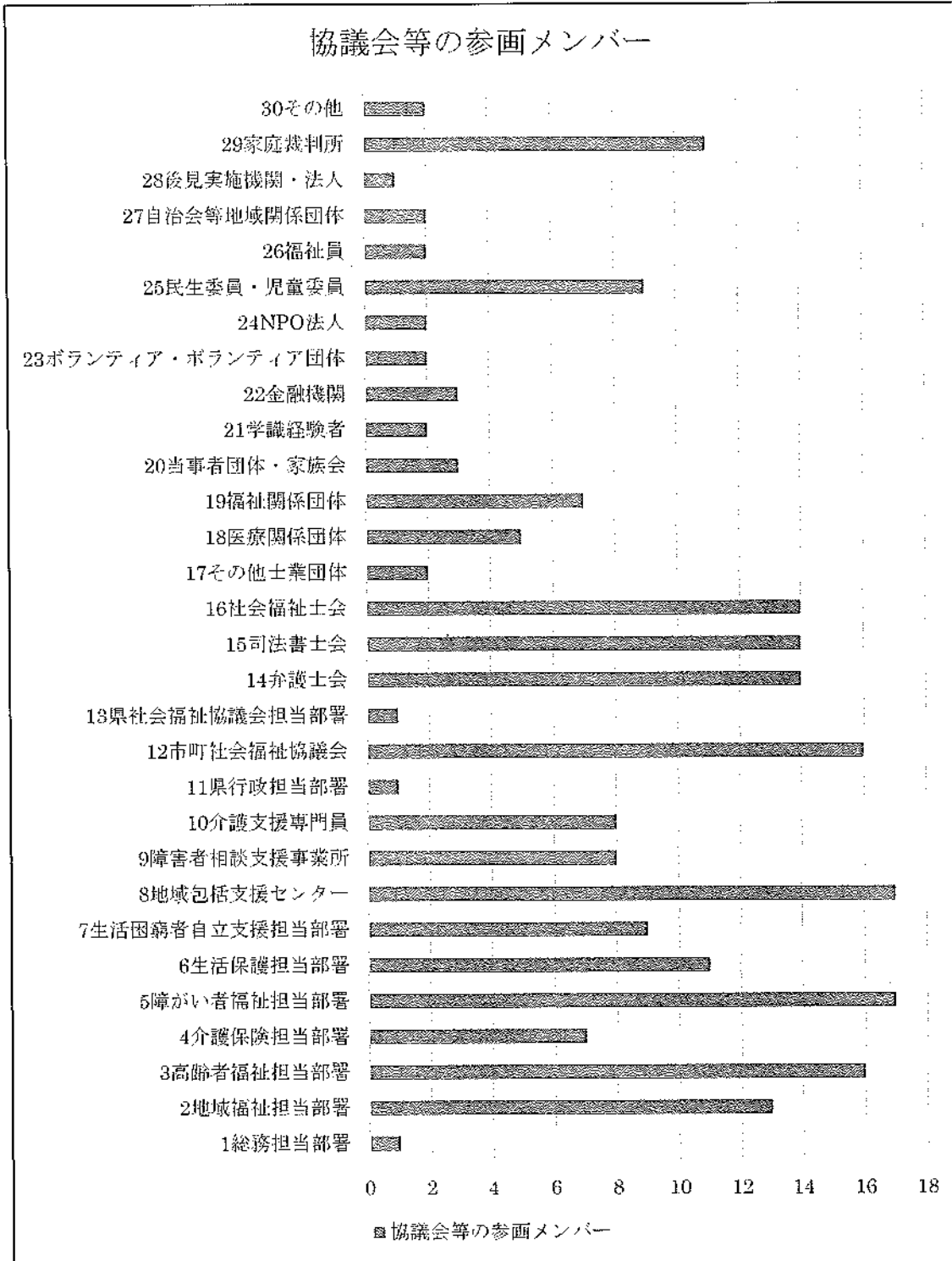
質問 19

質問 18 の回答の理由についてお答えください。

- 宇部市：すでに成年後見制度の相談窓口としての実績もあり、地域への密着性も高いため
- 山口市：適当な機関が見当たらないため
- 萩市：平成31年度、権利擁護の専門機関である権利擁護支援センターを設置予定。成年後見利用促進法の関連業務も担当する予定としているため。
- 防府市：中核機関としての役割に位置づけられているため
- 岩国市：市に今ある機能を活用して進めたいと考えている
- 柳井市：地域の専門職団体や関係機関と連携をはかることは自治体の役割であると考えている
- 美祢市：中核機関を直営で予定しているため
- 山陽小野田市：現在主に成年後見についての相談を受け付けたり市長申立て手続きを行っている部署であるため
- 和木町：既存の協議体の主管課のため
- 田布施町：関係機関による運営は困難なため
- 平生町：行政が主体となって各関係機関との連携を考えているため
- 阿武町：既存の福祉に関する運営協議会を報告の場所として、実際のケース協議等はその下部組織の専門部会で協議を行うことを想定しているため
- 検討中、検討予定（下関市、下松市、周南市、周防大島町、上関町）
- 未定（光市）

質問 20

協議会等の参画メンバーをどのように考えていますか(参画していますか)。(複数回答可)



質問 21

今までどのような専門職団体等と関わってきましたか。(複数回答可)

質問 22

質問 21 で回答された専門職団体等と、どのような関わりがあったかお答えください。

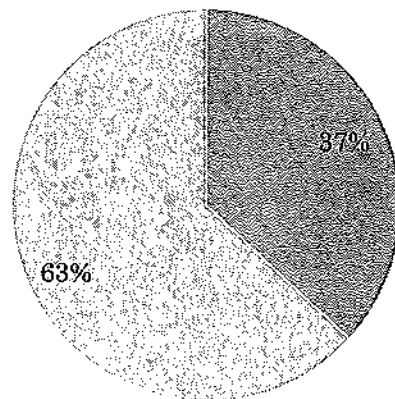
自治体名	団体名	関わった内容
下関市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・家庭裁判所・社会福祉協議会	市が開催する成年後見制度利用促進勉強会の参加
宇部市	弁護士会	家庭裁判所主催の運営協議会、法律相談会
	司法書士会 社会福祉士会	家庭裁判所主催の運営協議会、一口後見人プロジェクト
	家庭裁判所	運営協議会
	医療関係団体	市作成のエンディングノート作成、保健医療、福祉サービス調整会議などの各種会議、協議会など
	福祉関係団体	個別ケア会議など
	社会福祉協議会	ご近所福祉サロン運営や生活困窮者支援業務など
山口市	弁護士会	弁護士会から研修会の案内があった・地域包括支援センターの持つ困難事例の相談に乗ってもらっている
萩市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・家庭裁判所・医療関係団体・福祉関係団体・社会福祉協議会・その他士業団体	個別ケースにおいて相談・連携
防府市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・社会福祉協議会	成年後見の申し立ての個人ケースの対応・成年後見利用促進に向けての意見交換
	家庭裁判所	成年後見制度利用促進基本計画に関する助言や勉強会の参加
下松市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会	市町申立ケースについて、後見受任後には必要に応じて相談を受け、支援や対応を行った
	社会福祉協議会	地権事業からの市長申立への移行支援・市長申立ケースについて、後見受任後には必要に応じて相談を受け、支援や対応を行っ

		た
	家庭裁判所	市町申立手続きにおいて、相談対応をしてもらった
岩国市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・家庭裁判所・社会福祉協議会	「岩国市成年後見制度利用促進連絡会議」を開催し、意見交換を行っている
光市	弁護士会	無料法律相談
	社会福祉協議会	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
	法テラス	法律関係の相談
長門市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・家庭裁判所	勉強会等
柳井市	医療関係団体・福祉関係団体・社会福祉協議会	地域包括支援センターの権利擁護業務として連携をとってきた経緯がある。
	家庭裁判所	市長申立の際の助言
美祢市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・家庭裁判所	基本計画策定及び協議会等の設立準備に向けた情報共有、専門職からの助言
	社会福祉協議会	成年後見利用促進についての情報共有、連携
周南市	家庭裁判所	会議の開催
山陽小野田市	家庭裁判所 社会福祉協議会	成年後見制度利用促進基本計画について本市との勉強会を行った。
周防大島町	弁護士会	権利擁護・成年後見等
和木町	社会福祉士会	成年後見制度利用促進基本計画についての勉強会
上関町	連携していない	
田布施町	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会	成年後見制度利用促進に向けた連携ネットワーク等検討会の開催
平生町	社会福祉士会柳井支部	制度勉強会等への参加、相談
	福祉関係団体	町長申立に対する相談
	社会福祉協議会	制度勉強会等の協議
阿武町	連携していない	

質問 23

貴自治体において、現在、専門職団体及び関係機関が成年後見制度利用促進に向けて、どのような取り組みを行っているか把握していますか。

自治体名	把握している専門職団体名	把握していない
下関市		○
宇部市		○
山口市		○
萩市	弁護士主催による勉強会	
防府市	社会福祉士会、弁護士会	
下松市	弁護士会、司法書士会、家庭裁判所	
岩国市		○
光市		○
長門市	弁護士会、社会福祉士会、司法書士会	
柳井市		○
美祿市		○
周南市	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会	
山陽小野田市		○
周防大島町		○
和木町		○
上関町		○
田布施町	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会	
平生町		○
阿武町	山口県弁護士会	

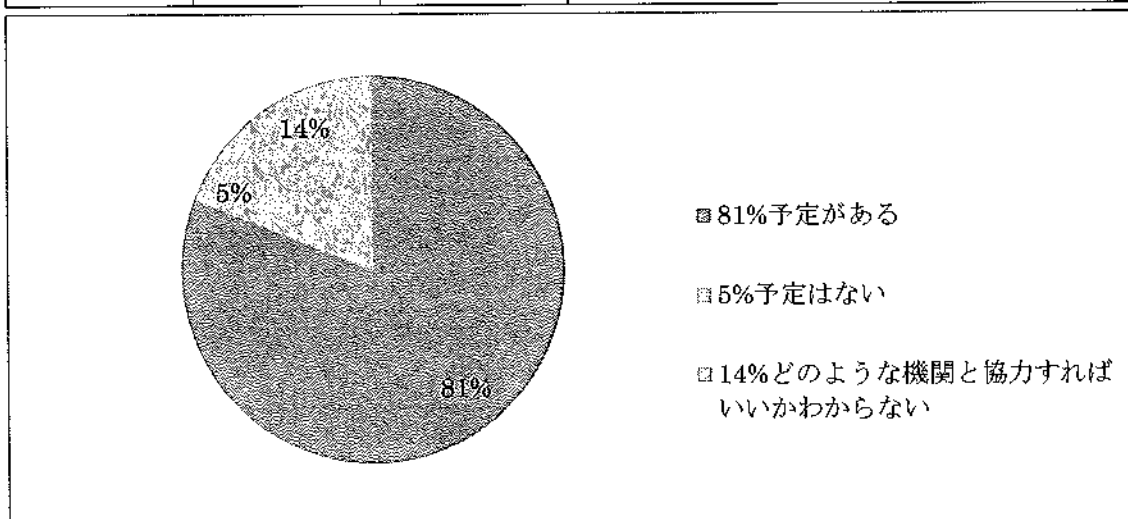


■ 37%把握している
 □ 63%把握していない

質問 24

今後、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定のために、専門職団体及び関係機関と連携していく予定はありますか。

自治体名	①予定がある	②予定はない	どのような機関と協力すればいいかわからない
下関市	○		
宇部市	○		
山口市	○		
萩市	○		
防府市	○		
下松市	○		
岩国市	○		
光市			○
長門市	○		
柳井市	○		
美祢市	○		
周南市	○		
山陽小野田市	○		
周防大島町			○
和木町			○
上関町	○		
田布施町	○		
平生町	○		
阿武町		○	



質問 25

今後、どのような専門職団体等と連携していきたいですか。(複数回答可)

質問 26

質問 25 で回答された専門職団体等に対して、どのような関りを求めているかお答えください。

自治体名	専門職団体	関りを求める内容
下関市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所・社会福祉協議会	成年後見制度利用促進基本計画における市への助言
宇部市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所・医療関係団体・福祉関係団体・ 社会福祉協議会・その他士業団体	協議会の運営や申立支援に関する相談及び 支援・後見人育成・広報活動の協力
山口市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所・社会福祉協議会	専門的アドバイス
萩市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所・医療関係団体・福祉関係団体・ 社会福祉協議会・その他士業団体	ネットワークへの参画
防府市	弁護士会・司法書士会	法的な関わりを必要とするケースの助 言・市民後見育成研修講座
	社会福祉士会	身上監護の関わりが重視されるケー スの助言
	家庭裁判所	成年後見制度全体に関わる助言・統計 的な資料提供
	医療関係団体・福祉関係団体	円滑な成年後見制度に向けた情報提 供と協力
	社会福祉協議会	中核機関としての役割・市民後見人育 成
下松市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 社会福祉協議会	今後、協議を行えるよう調整予定
	社会福祉協議会	協議の場への参画、関係機関の橋渡し
	介護支援専門員協会	アンケート調査の協力
岩国市	弁護士会	相続関係などの難事象に関するアド バイス
	司法書士会・社会福祉士会・家庭裁判所	成年後見制度利用促進に関するアド バイス
	医療関係団体・福祉関係団体・社会福祉 協議会	無記入
光市	その他(未定)	無記入

長門市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所	専門的見地からの助言
	社会福祉協議会	法人後見の受任の体制整備
柳井市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所	相続や虐待などの困難事例に対し、専 門職からの助言を頂きたいと考えて いる
	医療関係団体・福祉関係団体・社会福祉 協議会	地域包括支援センター権利擁護業務と して連携を取っていきたい
	家庭裁判所	市町申し立ての際の助言
美祢市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所	基本計画策定及び協議会設立等の体 制づくりに向けた助言、支援、情報提 供及び協議会への参画
	医療関係団体・福祉関係団体・社会福祉 協議会・その他士業団体	地域連携ネットワークへの参画、中核 機関との連携、支援
周南市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 社会福祉協議会	制度構築における助言
山陽小野田市	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所・社会福祉協議会	勉強会の参加及び専門的助言をして いただきたい
周防大島町	1 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所・社会福祉協議会	アドバイス等
和木町	社会福祉士会	計画に盛り込むべき内容を、現状を踏 まえ一緒に協議したい。
	社会福祉協議会	権利擁護担当部署なので今後の見通 しを含めて協議したい。
上関町	弁護士会・司法書士会・家庭裁判所・福 祉関係団体・社会福祉協議会・その他士 業団体	基本計画に関すること
田布施町	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所・福祉関係団体・社会福祉協 議会	成年後見制度利用促進に向けた連携 ネットワーク等検討会への出席
平生町	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・ 家庭裁判所・福祉関係団体・社会福祉協 議会	基本計画の策定、協議会等設置に向け ての相談、協力支援
阿武町	弁護士会・司法書士会・社会福祉士会	権利擁護専門部会のアドバイザー(適 時)、勉強会講師
	家庭裁判所	勉強会講師（申立に関する実務等）
	社会福祉協議会	法人後見業務

質問 27

「成年後見制度利用促進基本計画」策定に向けて、貴自治体の課題について記載してください。

- 関係機関の中核機関設立に向けた取り組みを検討しているところです。また、成年後見制度の利用者が増加した場合、市民後見人の活用を検討せざるを得ない状況になることが予想されますが、現在はその土壌がないために広報活動からの検討が必要と思われれます。
- まずはマンパワーが必要なため、来年度、専門部署（権利擁護支援センター）の立ち上げを予定しており、その後、課題抽出や今後の方針決定を行う。
- 中核機関の設置が急がれる中での市町村計画策定のタイミングについて
- 高齢福祉・障害福祉・地域福祉の各計画との関係、位置づけについて
- 専門性とマンパワー不足
- 計画策定において地域住民の意見をどのように把握していくのか、またどのように反映させていくのか。
- 中核機関の形態について考えていく必要があること。
- 町の協議体の多くは、委員が兼任しており、計画策定において委員負担も考えながら調整が必要。地域福祉計画と合わせての策定を検討しているが、マンパワー不足やニーズ把握が困難なことから、実施は難しいと感じている。
- 規模の小さい自治体であり、必要な団体等連携が難しい。
- 小さな自治体においては、人員が不足している。職員一人が、様々な業務を掛け持ちしており、一人一業務のような体制が整っていない。そのような情勢の中で「〇〇計画」といったものが乱立しており、後発の計画には他の計画と連携するなど、国、県からの計画策定の押し付けが見受けられる。市町それぞれの事情もある中で、今回も含めた計画策定の義務付けを見直していただきたい。計画ではなく、実務面での法整備に力を入れるべきではないか。
- 地域への制度周知啓発。申立業務の経験不足。

成年後見制度の利用促進検討会

【考察】

1 各市町における成年後見制度利用支援事業の利用状況

調査の実施において、成年後見制度の利用における実施要綱等を作成し予算化しており、後見報酬の助成実績から見ても、継続的に取り組んでいる実態が明らかになりました。

前回調査（平成27年度）から3年ぶりの調査実施となりましたが、過去の同調査結果と比較すると、各市町行政の定める実施要綱において、市町長申立基準の緩和や申立費用及び後見報酬の助成の対象を拡げている行政も見られましたが、財源確保が困難な様子も伺えました。しかしながら、成年後見制度利用支援事業の補助対象が市町長申立に限定されないことは、平成20年の厚労省通知がなされていることから、今後、補助対象を市町長申立以外の場合にも拡大するよう要綱等を改定する等の対応が求められるところです。後見報酬の助成実績からみると、平成27年度までは、成年後見人等の職業種別について、弁護士と社会福祉士が受任している市町が多い状況でしたが、今回の調査では、司法書士の受任ケースが増加していることから、専門職の制度理解が進み、受任体制の幅が広がっていることがわかりました。

また、今回「特別調査」として、相談経路や相談内容について調査を実施しましたが、成年後見制度にかかる相談や申立理由の問いに関する回答では、「判断能力の低下」や「入院・入所に際して手続きをする者がいない」など、医療機関や福祉施設における契約等の代理行為や身元保証が課題になっていることが明らかになっています。

これは、成年後見制度の「利用者予備軍」ともいえる地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）では、「契約行為」及び「財産等の相続や処分行為」が不可能なため、成年後見制度の利用を進める必要があることを示しています。

2 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の状況

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は社会福祉協議会が実施していますが、あくまで「本人の判断能力の状況」により、利用の可否が決定します。また、認知症高齢者等の利用者での段階的な判断能力の低下、知的障がいや精神障がいによる判断能力の乏しさから財産侵害に遭うなど、近年では地域福祉権利擁護事業の利用者であっても、支援の継続が困難なケースが多くみ

られます。

これらのケースについては、成年後見人等により支援が必要と考えられますが、すでに地域福祉権利擁護事業の契約時に親族と疎遠であったり、相続等により多額の財産を有しているなど、成年後見制度での支援が適切ではないか、と考えられるケースが見られます。しかしながら、緊急性や申立準備期間が必要なことから、地域福祉権利擁護事業で支援を開始しつつ、支援に切れ目が生じないようにすることが必要だといえます。

3 各市町における成年後見制度利用促進計画の策定状況

平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」が定められ、各市町において成年後見制度利用促進計画の策定が予定されています。今回、その策定状況について調査を実施しました。

この調査結果からは、計画の策定に向けた進捗状況や行政の関連部署の参加状況には市町により差が見られるものの、確実に各市町行政において計画策定の準備が進められていることが窺えます。また「今後連携していきたい関係機関や求める役割」に関する回答にも、行政の担当部署のみではなく、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所等の専門機関に加えて、地域福祉を推進する社会福祉協議会、地域で活動しているNPO団体、医療機関や精神保健福祉士協会等との連携、判断能力の低下状況に気付くきっかけともなる金融機関等との連携も挙げられています。

しかしながら、規模の小さな市町では、職員体制が整わないことや必要な関係機関・団体等が市町内に存在しないなど、連携の困難さも課題として挙がっています。

4 まとめ

地域連携ネットワークを構築する中で、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）と成年後見制度との連携強化や成年後見制度へのスムーズな移行等が必要です。そのためには、市町長申立の積極的な活用が不可欠であり、市町長申立を財政的に支えるためには成年後見制度利用支援事業が必要だと考えられます。

今回の成年後見利用促進基本計画の策定を契機として、各市町における成年後見制度の利用促進が図られるよう期待しています。

平成30年度

市町における成年後見制度利用支援状況調査（山口県）

1. 目的 県内における成年後見制度利用支援事業（「取組み方針」、「事業実績」、「予算」等）を把握することにより、今後の推進方策を検討するための基礎資料とする。
2. 調査対象 山口県の全市町
3. 調査方法 質問紙法（原則、電子メールによる発送、回収）
4. 調査基点 平成30年4月1日現在
5. 締切日 平成31年2月5日（火）必着
6. 調査結果の取り扱い 調査結果は、成年後見制度の普及啓発目的以外には使用いたしません。
7. 提出先 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援班
担当：中尾、福重
〒753-0072 山口市大手町9-6
TEL：083-924-2845 / FAX：083-922-1295
E-mail：kenri@yg-you-i-net.or.jp

市町名： _____ 記入者部署・氏名： _____
電話番号： (_____) _____

I 成年後見制度利用支援事業に対する取組み方針について

成年後見制度利用支援事業の要綱、対象者及び補助対象についてお答えください。

Q1. 貴市町では高齢者、障害者に関する成年後見制度利用支援事業要綱の作成をしていますか。該当する選択肢を○で囲んでください。

[ア、高齢者・障害者の両方を作成 イ、高齢者のみ作成 ウ、障害者のみ作成 エ、未作成]

Q2. 2親等内の親族を調べて、親族はいるが、親族に申立の意思がないケースであった場合、貴市町では、市町長申立を行いますか。高齢者、障害者それぞれについて、該当する選択肢を○で囲んでください。

(※ 3親等又は4親等の親族の審判請求をする者の存在が明らかでない場合とする)

高 齢： [ア、市町長申立を行う イ、市町長申立は行わない (理由： _____)]

障 害： [ア、市町長申立を行う イ、市町長申立は行わない (理由： _____)]

Q3. 生活保護受給者の場合、貴市町では、市町長申立を行いますか。該当する選択肢を○で囲んでください。

高 齢： { ア、市町長申立を行う イ、市町長申立は行わない (理由： _____) }
 { ウ、その他 (_____) }

障 害： { ア、市町長申立を行う イ、市町長申立は行わない (理由： _____) }
 { ウ、その他 (_____) }

Q4. 長期入院・施設入所者の場合、貴市町では、市町長申立を行いますか。該当する選択肢を○で囲んでください。

高 齢： { ア、市町長申立を行う イ、市町長申立は行わない (理由： _____) }
 { ウ、その他 (_____) }

障 害： { ア、市町長申立を行う イ、市町長申立は行わない (理由： _____) }
 { ウ、その他 (_____) }

Q5. 本人の現在の生活の本拠が住民登録地と異なる場合、貴市町では、市町長申立を行いますか。該当する選択肢を○で囲んでください。

〈例：他県、他市町に住民票はあるが、居住地は山口県〇〇市町にある 等〉

高 齢： { ア、市町長申立を行う イ、市町長申立は行わない (理由： _____) }
 { ウ、その他 (_____) }

障 害： { ア、市町長申立を行う イ、市町長申立は行わない (理由： _____) }
 { ウ、その他 (_____) }

Q6. 貴市町では、本人申立、親族申立等の申立費用の助成について、補助対象とされていますか。高齢者、障害者それぞれについて、該当する選択肢を○で囲んでください。

高 齢： [ア、市町長申立に限らない イ、市町長申立に限る (理由： _____)]
 障 害： [ア、市町長申立に限らない イ、市町長申立に限る (理由： _____)]

Q7. 貴市町では、本人申立、親族申立等のケースの後見報酬助成について、補助対象とされていますか。高齢者、障害者それぞれについて、該当する選択肢を○で囲んでください。

高 齢： [ア、市町長申立に限らない イ、市町長申立に限る (理由： _____)]
 障 害： [ア、市町長申立に限らない イ、市町長申立に限る (理由： _____)]

Ⅱ 成年後見制度利用支援事業の実績について

Q8. 貴市町では、これまで成年後見制度利用支援事業において、補助対象として支援を行った事案はありますか。ア、イのいずれかの記号に○をして、「ア、ある」の場合は申立費用、後見報酬、その他の欄にそれぞれ件数をお書きください。

[ア、ある イ、ない]

補助内容	総件数 (合計)	高齢者	障害者
申立費用	件	件	件
後見報酬	件	件	件
その他	件	件	件

Q9. 平成 29 年度の市町長申立件数は何件ですか。ア、イのいずれかの記号に○をして、「ア、ある」の場合は、総件数及び高齢者、障害者の内訳をお書きください。

[ア、ある イ、ない]

総件数 (合計)	高齢者	障害者
件	件	件

Q10. 平成 12 年度制度開始当初から、平成 29 年度末までの市町村長申立の件数は何件ですか。

ア、イのいずれかの記号に○をして、「ア、ある」の場合は、総件数及び高齢者、障害者の内訳をお書きください。

(※ 市町村合併があった市町に関しては、合併以前のそれぞれの市町村における市町村長申立件数を含めた合計件数をお書きください。)

[ア、ある イ、ない]

総件数 (合計)	高齢者	障害者
件	件	件

Q11. 平成 12 年度制度開始当初から、平成 29 年度末までの市町村長申立による後見人等受任者の職業種別について、高齢者、障害者それぞれについて、お答えください。

*1 市町村長申立件数については Q10 の高齢者、障害者の件数を記入します。

*2 後見人が親族の場合、⑦親族の欄に件数を記入し、下記のア～ケの項目の欄にも件数を記入します。

*3 1 件のケースにつき後見人が 1 人の場合は市町村長申立件数と後見人等合計数が同数となりますが、複数後見のため、市町村長申立件数より、後見人等合計数が増える場合があります。また、⑪市町村長申立後に死亡、⑫審判確定前に死亡や⑬取下げなどの理由で、市町村長申立件数より後見人等合計数が少ない場合もあります。

類型	高齢者	障害者
1 市町村長申立件数 (①～⑫の合計)	件	件
2 後見人等就任件数 (①～⑩の合計)	件	件
①弁護士	件	件
②司法書士	件	件
③行政書士	件	件
④社会福祉士	件	件
⑤社会福祉協議会	件	件
⑥NPO 法人	件	件
⑦親族 (ア～ケの合計)	件	件
ア 祖父	件	件
イ 祖母	件	件
ウ 父	件	件
エ 母	件	件
オ 兄弟姉妹	件	件
カ 叔父 (伯父)	件	件
キ 叔母 (伯母)	件	件
ク 従兄弟 (従姉妹)	件	件
ケ 不明	件	件
⑧一般	件	件
⑨不明 (記録なし含)	件	件
⑩審判待ち	件	件
3 後見人等就任していない件数 (⑪～⑬の合計)	件	件
⑪市町村長申立後に死亡等	件	件
⑫審判確定前に死亡等	件	件
⑬取下げ	件	件
備考		

【類型の解釈について】

⑪市町村長申立後に死亡等⇒審判確定前に本人が死亡等の理由により終了。

⑫審判確定前に死亡等⇒審判開始後、審判確定前に本人が死亡等の理由により終了。

※「1 市町村長申立件数」には加えるが、「2 後見人等就任件数」には加えない。

⑬取下げ⇒市町村長申立の準備中 (親族調査中等) に本人が死亡等の理由により終了。

※「1 市町村長申立件数」、「2 後見人等就任件数」には加えない。

Q12. 平成12年度制度開始当初から、平成29年度末までの市町村長申立の件数のうち、親族に申立意思がなく、申立を行ったケースは何件ですか。ア、イのいずれかの記号に○をして、「ア、ある」の場合は、総件数及び高齢者、障害者の内訳をお書きください。

(※ 市町村合併があった市町に関しては、合併以前のそれぞれの市町村における市町村長申立件数を含めた合計件数をお書きください。)

[ア、ある イ、ない]

総件数(合計)	高齢者	障害者
件	件	件

Q13. 平成12年度制度開始当初から、平成29年度末までで、市町村長申立以外のケースについて、申立費用の助成を行ったケースは何件ですか。ア、イのいずれかの記号に○をして、「ア、ある」の場合は、総件数及び高齢者、障害者の内訳をお書きください。

(※ 市町村合併があった市町に関しては、合併以前のそれぞれの市町村における市町村長申立件数を含めた合計件数をお書きください。)

[ア、ある イ、ない]

総件数(合計)	高齢者	障害者
件	件	件

Q14. これまで後見報酬を出した事案はありますか。ある場合、それはどのような事案ですか。ア、イのいずれかの記号に○をして、次のページに類型、成年後見人等の種別、後見報酬額をお書きください。

[ア、ある (合計 件) イ、ない]

No.	類型	成年後見人等種別	後見報酬額		
			助成回数	期間	金額
例	高齢者 or 障害者	弁護士、社協等	1 度目	H18.8~H19.12	200,000 円
			2 度目	H20.1~H21.12	400,000 円
			3 度目	H22.1~H23.12	400,000 円
			4 度目	~	円
			5 度目	~	円
1			1 度目	~	円
			2 度目	~	円
			3 度目	~	円
			4 度目	~	円
			5 度目	~	円
2			1 度目	~	円
			2 度目	~	円
			3 度目	~	円
			4 度目	~	円
			5 度目	~	円
3			1 度目	~	円
			2 度目	~	円
			3 度目	~	円
			4 度目	~	円
			5 度目	~	円
4			1 度目	~	円
			2 度目	~	円
			3 度目	~	円
			4 度目	~	円
			5 度目	~	円
5			1 度目	~	円
			2 度目	~	円
			3 度目	~	円
			4 度目	~	円
			5 度目	~	円
6			1 度目	~	円
			2 度目	~	円
			3 度目	~	円
			4 度目	~	円
			5 度目	~	円
7			1 度目	~	円
			2 度目	~	円
			3 度目	~	円
			4 度目	~	円
			5 度目	~	円

※ 件数が多く記載出来ない場合は、お手数ですが、本ページをコピー等して記載ください。

Q15. これから新規で、後見報酬を出す予定の事案はありますか。ア、イのいずれかの記号に○をして、「ア、ある」の場合は、下記の欄に件数をお書きください。

[ア、ある イ、ない]

総件数（合計）	高齢者	障害者
件	件	件

Ⅲ 成年後見制度利用支援事業の予算について

平成30年度の成年後見制度利用支援事業の予算化状況についてお答えください。

Q16. 貴市町では高齢者、障害者等に関する成年後見制度利用支援事業の予算化をしていますか。該当する選択肢を○で囲んでください。

[ア、予算化している（→Q17以降へ進む） イ、予算化していない（→Q21へ進む）]

《Q16で『予算化している』と答えた市町にお聞きします》

Q17. 成年後見制度利用支援事業における、市町全体の『予算額』についてお答えください。

予算額
円

Q18. 申立費用における、予算化状況について、ア、イのいずれかの記号に○をして、「ア、予算化している」の場合は、高齢者、障害者、その他の各類型別の予算額とその内訳について、お答えください。
 （※ 障害者を、知的障害者と精神障害者で分けている場合は、障害者の欄に障害ごとに欄を別に分けてお書きください。）

[ア、予算化している イ、予算化していない]

類型	申立費用予算額	件数	1件当たりの予算額	備考欄
高齢者	円	件分	円	
障害者	円	件分	円	

Q19. 後見報酬における予算化状況について、ア、イのいずれかの記号に○をして、「ア、予算化している」の場合は、高齢者、障害者、その他の各類型の予算額とその内訳について、お答えください。
 （※ 障害者を、知的障害者と精神障害者で分けている場合は、障害者の欄に障害ごとに欄を別に分けてお書きください。）

[ア、予算化している イ、予算化していない]

類型	予算額	件数	1件当たりの予算額	月額	期間	備考欄
高齢者	円	件分	円	円/月	ヶ月分	
障害者	円	件分	円	円/月	ヶ月分	

Q20. 申立費用・後見報酬以外の予算化状況について、ア、イのいずれかの記号に○をして、「ア 予算化している」の場合は、予算額とその内訳について、お答えください。

[ア、予算化している イ、予算化していない]

類型 (高齢者・障害者等)	予算額	内訳
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

.....

《全ての市町にお聞きします》

Q21. 貴市町で事業を実施していく上で、課題等ありましたら記入してください。

Q22. 貴市町では成年後見制度利用支援事業以外に、成年後見制度利用支援に関する事業・活動がありますか。ある場合、それはどのような事業・活動ですか。記号に○をして、次のページにお書きください。(地域包括支援センターの業務として規定されているものを除く。)

[ア、行っている イ、行っていない]

類型 (高齢者・障害者等)	事業名	予算額	事業・活動内容
		円	

Q23. 平成25年度に創設された「成年後見制度法人後見支援事業（障害者）」の平成30年度の予算額と事業内容をお書きください。

1 法人後見実施のための研修

予算額	実施時期	研修内容	研修対象者	市民後見人 養成の有無
円				

2 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

予算額	事業内容
円	

3 法人後見の適正な活動のための支援

予算額	事業内容
円	

4 その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

予算額	事業内容
円	

5 事業の委託を検討されていますか。記号に○をしてください。

[ア、検討している イ、検討していない]

- 6 「成年後見制度法人後見支援事業（障害者）」を実施する上での課題等について、記入してください。
（事業を実施していない場合はその理由等）

[]

Q24. 貴市町の成年後見制度利用支援事業における各類型の担当部署名（御担当者様）と電話番号を下記の欄にお答えください。

類型	担当部署名（御担当者様）	電話番号
高 齢		
障 害		

【成年後見制度利用支援事業】特別調査

平成29年度における成年後見制度利用支援事業の状況についてお答えください。

Q1. 成年後見制度利用支援事業に関する相談はありましたか。

「ア、ある」の場合は、総件数及び高齢者、障害者の内訳をお書きください。

[ア、ある イ、ない]

総件数（合計）	高齢者	障害者
件	件	件

Q2. 相談経路はどこですか。また、件数についてもお答えください。

- ア、対象者本人 () 件
- イ、親 () 件
- ウ、配偶者 () 件
- エ、兄弟姉妹 () 件
- オ、子 () 件
- カ、親族 () 件
- キ、福祉施設 () 件
- ク、隣人・知人 () 件
- ケ、医療機関 () 件
- コ、ホームヘルパー () 件
- サ、民生委員・児童委員 () 件
- シ、福祉員 () 件
- ス、行政（福祉事務所等） () 件
- セ、在宅介護支援センター () 件
- ソ、地域包括支援センター () 件
- タ、社会福祉協議会 () 件
- チ、介護支援専門員 () 件
- ツ、弁護士 () 件
- テ、相談事業所 () 件
- ト、障害者生活支援センター () 件
- ナ、後見人等 () 件
- ニ、NPO法人 () 件
- ヌ、その他 () 件

Q8. 市町長申立の判断基準についてお答えください。

- ア、担当で判断
- イ、担当部署内で判断
- ウ、複数部署で判断
- エ、自治体内部の職員で構成する審議会等で判断
- オ、自治体外部の専門職等を含んだ審議会等の合議体で判断
(専門職等の種類：)
- カ、その他()

Q9. 市町長申立に至らなかった件数の有無についてお答えください。

「ア、ある」の場合は、その理由についてお答えください。(複数回答可)

[ア、ある(件) イ、ない]

- ア、親族等の協力が得られた
- イ、対象者本人が拒否した
- ウ、予算が不足した
- エ、その他()

Q10. 市町長申立に至らなかった場合、その後つないだ関係機関等がありましたか。

「ア、ある」の場合は、その機関をお答えください。(複数回答可)

[ア、ある(件) イ、ない]

- ア、弁護士(「弁護士会」を含む)
- イ、司法書士(「司法書士会」、「成年後見センター・リーガルサポート」を含む)
- ウ、社会福祉士(「権利擁護センター「ばあとなあ山」」を含む)
- エ、行政書士(「コスモス成年後見サポートセンター」を含む)
- オ、家庭裁判所
- カ、社会福祉協議会
- キ、公証役場
- ク、その他()

Q11. 申立費用、後見報酬を助成する場合、市町長申立に限っていますか。

[ア、市長申立に限る イ、市長申立に限らない]

Q12. 申立費用、後見報酬を助成する場合、対象者本人の預貯金額について基準を設けていますか。

「ア、ある」の場合は、その金額をお答えください。(複数回答可)

[ア、ある イ、ない]

平成30年度

成年後見制度利用促進基本計画の策定状況調査（山口県）

1. 目的 県内における「成年後見制度利用促進基本計画」の策定状況を把握することにより、今後の地域連携ネットワークの構築方策を検討するための基礎資料とする。
2. 調査対象 山口県の全市町
3. 調査方法 質問紙法（原則、電子メールによる発送、回収）
4. 調査基点 平成31年1月1日現在
5. 締切日 平成31年2月8日（金）必着
6. 調査結果の取り扱い 調査結果は、成年後見制度の普及啓発目的以外には使用いたしません。
7. 提出先 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援班
担当：中尾、福重
〒753-0072 山口市大手町 9-6
TEL：083-924-2845 / FAX：083-922-1295
E-mail：kenri@yg-you-i-net.or.jp

【成年後見制度利用促進基本計画の策定状況調査】

自治体名		電話番号	
部署名		FAX番号	
記入者 役職		E-mail	
記入者 氏名		問い合わせ時 担当者	

【「成年後見制度利用促進基本計画」の策定準備について】

質問1

「成年後見制度利用促進基本計画」を策定していくにあたって、中心となって取組みを進めていく部署は決まっていますか。

1. 決まっている → (部署名:)
2. 決まっていない
3. 協議中
4. その他 ()

質問2

ニーズ調査の実施状況についてお答えください。

1. 実施した → (時期:)
2. 実施予定 → (時期:)
3. 実施は考えていない

質問3 【質問2の1及び2と回答された自治体にお聞きします】

ニーズ調査は、どのような対象者や内容で実施しましたか または 実施する予定ですか。

【 「中核機関」について 】

質問4

貴自治体では、中核機関を設置・検討していますか。

1. すでに設置している → () 年度に設置
2. 現在、中核機関のあり方について協議中
3. 協議等未実施
4. その他 ()

質問5

中核機関の設置時期は、いつ頃を予定していますか。

1. すでに設置済み
2. 平成30年度中に設置
3. 平成31年度中に設置
4. 平成32年度中に設置
5. 平成33年度中に設置
6. 設置時期は未定

質問6

中核機関の設置について、どのような段階ですか。

1. 担当部署内で協議中
2. 関係部署の職員で協議中
3. 審議会、協議会等の合議体で協議中
4. 具体的な検討をしていない
5. その他 ()

質問7

中核機関の設置方法は、どのようなものを考えていますか。

1. 既存のセンター等を活用 → (既存のセンター等：)
2. 新規にセンター等を設立
3. その他 ()

質問8

中核機関の設置形態は、どのような形を考えていますか。

1. 単独自治体で設置
2. 複数自治体との広域で設置 → (具体的な範囲：)
3. その他 ()

質問 9

中核機関の運営形態は、どのような体制を考えていますか。

1. 直営で実施 → (部署名(予定):)
2. 委託で実施 → (委託先(予定):)
3. 一部委託で実施 → (委託先(予定):)
4. その他 ()

質問 10

質問 9 の回答の理由についてお答えください。

質問 11 【質問 9 の 2 及び 3 と回答された自治体にお聞きします】

中核機関の運営を委託した場合、自治体はどのような役割を想定していますか。

質問 12

中核機関に配置する職員について、どのように考えていますか。(例：資格の有無や経験等)

質問 13

中核機関の機能として、重視する機能はどのようなことですか。

優先順位の高い順に、3つまで選択してください。

1	2	3

1. 広報・啓発、相談受付
2. アセスメント・支援方針の検討
3. 申立てに関する支援（助言、書類作成等）
4. 後見人候補者の推薦
5. 後見等開始後の関係機関とのコーディネート
6. 後見人等の相談窓口
7. 報告書等の書類作成支援
8. 市民後見人の養成

【 「地域連携ネットワークの構築」について 】

質問 1 4

協議会等を設置・検討していますか。

1. すでに設置している → () 年度に設置
2. 現在、設置・検討に向けて協議中
3. 設置・検討していない
4. その他 ()

質問 1 5

協議会等の設置時期は、いつ頃を予定していますか。

1. すでに設置済み
2. 平成 3 0 年度中に設置
3. 平成 3 1 年度中に設置
4. 平成 3 2 年度中に設置
5. 平成 3 3 年度中に設置
6. 設置時期は未定

質問 1 6

協議会等の設置方法は、どのようなものを考えていますか。

1. 既存の合議体等を活用 → (既存の合議体等：)
2. 新規に合議体等を設立
4. その他 ()

質問 1 7

協議会等の設置形態は、どのような形を考えていますか。

1. 単独自治体で設置
2. 複数自治体との広域で設置 → (具体的な範囲：)
3. その他 ()

質問 1 8

協議会等の運営形態は、どのような体制を考えていますか。

1. 自治体で運営 → (部署名(予定)：)
2. 関係機関で運営 → (中心となる機関(予定)：)

質問 1 9

質問 1 8 の回答の理由についてお答えください。

成年後見制度の利用促進検討委員会 委員名簿

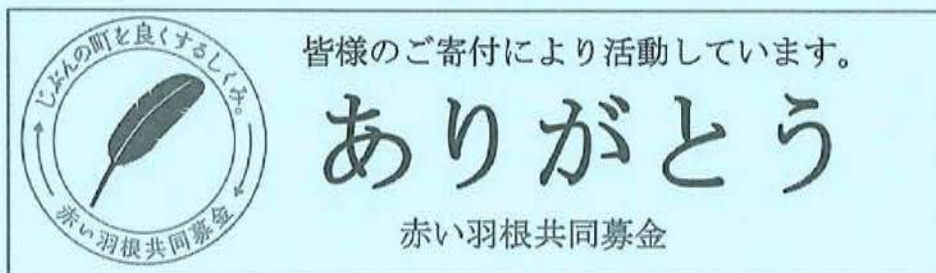
自 平成30年8月 1日

至 平成31年3月31日

委員氏名	役 職	所属機関・団体	区 分
田 中 耕太郎	客員教授	放送大学	学識経験者
板 村 憲 作	弁護士	山口県弁護士会	法 曹
松 葉 眞 洋	司法書士	山口県司法書士会 (成年後見制度利用促進委員会委員長)	法 律
安 光 洋 平	社会福祉士	一般社団法人 山口県社会福祉士会 (権利擁護センター ぱあとなあ山口 運営委員会 副委員長)	福 祉
大 場 浩 司	地域福祉権利 擁護事業専門員	社会福祉法人 下関市社会福祉協議会	社会福祉協議会
秋 重 郁 子	主 幹 (兼)センター長	防府市 高齢福祉課 地域包括支援センター	市行政
本 永 将 雄	主 幹	山口県 健康福祉部 厚政課	県行政

オブザーバー

神 杉 美 樹	主任書記官	山口家庭裁判所	司 法
---------	-------	---------	-----



皆様のご寄付により活動しています。

ありがとう

赤い羽根共同募金

この事業は、共同募金配分金により実施されています。